

の遺族若くは鑛夫の死亡當時其の收入に因つて生計を維持して居た者である。民法の不法行為の場合では其の第七百一十一條に於て、被害者が死亡したときには被害者の父母、配偶者及子に對して、慰藉料其の他の損害賠償を爲すべき旨を定めて居るが、鑛業法第八十條では鑛夫の遺族と謂つて居るから、民法と鑛業法とは其の範圍に差異があるかの疑はあるが、民法第七百一十一條記載の権利者は即ち遺族と同一である。但民法と異なるのは民法では前記の者等は、各自獨立して損害賠償請求權を有するけれども、鑛業法上殊に扶助規則第二十二條では遺族扶助料は、先順位者一人に對して支拂はれるのみで他の者に請求權のないこと、及民法の不法行為では遺族の慰藉料請求權行使に依る賠償額は一定して居ないが、扶助規則では鑛夫の性別に依り區別して一定して居ることである、又民法では列學者は戶籍簿に記載せられて居ることを要するが、鑛業法では必ずしも其の必要はなく、殊に鑛業法では死亡當時其の收入に依り生計を維持して居た者をして、尙扶助權利者として居るから、民法第九百五十四條以下の定め因る扶養權利者であることを要しない、唯同一世帯に於て生計を共にした鑛夫が死亡したならば、將來の生計を維持し難い事情に在る者を保護する趣旨から、内縁の妻又は親族關係のない者

でも、苟くも災害發生當時鑛夫の收入に依り生計を營んで居た者は總て扶助權利者となるのである。

負傷又は疾病に因る扶助請求權は鑛夫に專屬する權利であるが、鑛業權の消滅又は鑛夫が解雇等に依り其の身分を喪失した後でも請求權に消長を來さない、但扶助規則第二十八條第一項に依ると、鑛夫が解雇後一箇年を経過した後に鑛業權者に對して、扶助を請求したときは扶助をしなくてもよいのである。然しながらそれには例外があつて一度扶助を受けた負傷又は疾病が再發したとき、又は既に受けた扶助又は健康保險法に依る保險給付の原因たる負傷又は疾病に基いて請求するとき、或は解雇前又は解後一箇年以内に請求した扶助、又は健康保險法に依る保險給付の原因である負傷又は疾病に基く請求の場合(扶助規則第二十八條)は尙請求權がある。扶助請求權は二箇年の消滅時効に因つて消滅する(法第八〇條ノ三)、此の時効の起算點は死亡又は負傷若くは疾病の時からであるけれども、此の疾病に付ては他の災害とは異り、果して發病の原因が何時發生したか不明又は疑問の場合があり得る、畢竟發病の際醫師の診斷に依り如何なる原因に基因するかは略判明するから、發病の時より時効期間の進行を始めるものと解すべきである。

註 鑛夫が業務上負傷した場合に於て有する扶助請求權とは別に、鑛業權者に對して不法行為に因る損害賠償請求權を有する場合に、鑛夫が負傷の爲右脚を切斷され義足を必要とするに至り、従来の様に鑛夫としての勞働に従事することが不可能となり鑛業權者から解雇された。そこで鑛夫から鑛業權者に對して不法行為に因る損害賠償の請求に及んだが、消滅時效の起算點を爲す損害を覺知した時から三年内に訴を提起したか否か換言すれば損害を覺知したときは解雇の時であるか、或は事故發生の時であるか、治療等に依り將來鑛夫としての勞働力を喪つたときであるかの疑問に付て、大審院は昭和一六年七月一日注目すべき判決を言渡した、即ち「鑛夫が業務上負傷シタルトキハ當然直ニ雇關係力消滅シ全ク從前ノ賃金ヲ受ケ得サルニ至ルモノニ非スシテ健康保險法、鑛業法、鑛夫勞役扶助規則等ノ規定ニ基ク療養ノ給付又ハ傷害手當金及各種扶助料ノ支給ヲ受ケツツ必スヤ全癒ノ希望ヲ以テ療養ニ努メ他日平癒ノ上ハ引續キ雇關係ノ繼續セラルルコトヲ期待スヘク、若シ不幸ニシテ其ノ負傷ノ程度重クシテ本件ノ場合ノ如ク右膝上部ヨリ脚ヲ切斷シ鑛夫トシテノ普通ノ勞務ニ全ク服シ得サルカ如キ場合ニ至リテモ其ノ災害ノ責任カ主トシテ雇主ニ存スル事情ニ徴スレハ被害者トシテハ依然其ノ雇主ノ下ニアリテ鑛夫トシテノ勞働力ヲ要セサル他ノ適當ナル仕事ヲ擔當スル從業者トシテ雇備セラルルコトヲ期待スルハ社會通念上寧ロ當然ナリト謂サルヘカラス而シテ被上告人カ本件負傷ニ因ル

勞働力ノ喪失ニ基キ一生涯ニ亘リテ蒙ルヘキ損害ヲ覺知シタルハ上告人（鑛業權者）ヨリ解雇セラレ唯一ノ權道タル賃金ヲ受クル期待ヲ全ク喪ヒタル時ナリ」として鑛業權者の消滅時效の抗辯を排斥した蓋し正當と思ふ。

又扶助請求權は鑛夫及其の遺族等に專屬する權利であるから、之を他人に讓渡し又は權利質の目的とすることは出来ない。又債權の執行として之を差押へることも出来ない（法第八〇條ノ四）。

#### 第四項 災害扶助の態様

鑛夫就業扶助規則に列擧された扶助の態様は大體左の六種となる、(1)無料療養又は療養費の鑛業權者負擔(扶助規則第一八條)、(2)休養扶助料(同第一九條)、(3)障害扶助料(同第二〇條)、(4)打切扶助料(同第二七條)、(5)葬祭料、(同第二二條)。 (6)遺族扶助料(同第二一條)。

##### 一、無料療養又は療養費の給與

無料療養又は療養費の鑛業權者負擔は扶助規則第十八條の定める所である、同條に依ると鑛夫が負傷し又は疾病に罹つたときは、鑛業權者は其の費用を以て其の療養を施し費用一切を鑛夫に負擔せしめないことであり、健康保險法に謂ふ所の療養の給付に該當するもの

で、原則としては此の方法に依るのである、例へば鑛業権者の施設に係る醫師の診療を受けさせ、又は特設の病院に於て療養させ其の費用全部を鑛業権者が負擔するが如きである。然しながら鑛夫が自宅に於て療養し、又は鑛業権者の依頼する醫師に依るを得ない様な負傷又は疾病の爲、轉地療養又は専門醫に付て診療を受ける必要がある場合等には、療養費を鑛業権者の負擔として本人に之を支給し、右の療法に依ることが出来るのである、此の場合には毎月一回以上支給することを要し(同第二六條第一項)、又鑛夫が就業中又は事業場内で負傷し、又は疾病に罹り若くは死亡したときは、鑛業権者は遅滞なく醫師をして診断又は検案を爲さしめなければならぬ(同第三四條)。尙扶助規則第二六條ノ二に依ると鑛夫が健康保險法に依る療養の給付(無料療養)、又は治療費の支給を受くべきときは、鑛業権者は其の扶助義務を免れる。

### 二、休業扶助料

鑛夫が災害の爲に勞務に服することの出来ない爲、賃金を支給せられないときは、鑛業権者は一日の賃金の百分の六十の休業扶助料を支給することを要する。但鑛夫を病院に收容した場合に於て本人の収入に因り生計を営む者のないときは、賃金の百分の二十を以て休

業扶助料とする、但鑛夫が重大な過失に因つて負傷し又は疾病に罹つた場合に、鑛業権者から右の事實の認定を鑛山監督局長に申請し其の認定を受けたならば、鑛業権者は休業扶助料の支給をしないでもよい(同第二〇條ノ二)、尙休業扶助料は毎月一回之を支給しなければならぬ、但此の場合でも鑛夫が健康保險法に因つて傷害手當金の支給を受くべきときは、休業扶助料の支給は受けられない(同第二六條ノ二)。

### 三、障害扶助料

鑛夫の負傷又は疾病が治癒した後でも尙身體に障害の存するときは、障害扶助料を支給することを要する。而して其の詳細は扶助規則別表の身體障害等級及障害扶助料表に詳記して居る。

註 別表に依ると最高の第一級第一號乃至第九號より最低の第一四級第一號乃至第一〇號迄に詳細分類せられて居る、例へば第一級一號の兩眼を失明した者より兩下肢の用を全廢した者に至る迄は、一日の賃金の六〇〇日分、但其の金額が男子に在りては四八〇圓、女子に在りては三〇〇圓に満たない時は、夫々四八〇圓又は三〇〇圓とする。又最低の第一四級第八號の一足の第三趾以下の一趾又は二趾の用を變じた者、或は一〇號の男子の外貌に醜狀を残す者(女子は第

一二號で扶助料額が高い)等の場合には、一日の賃金の二〇日分但其の金額男子は一五圓女子は一〇圓を下ることを得ない。

尙障害の存する爲に從來の勞務に服することの出来ないときは、一日の賃金の百八十分を支給することを要し、又二箇以上の身體障害のあるときは重き身體障害に該當する等級に依るべきである。

又障害扶助料は休業扶助料と同様鑛夫の重大な過失に因つて負傷又は疾病に罹り、且鑛業權者が其の事實に付て鑛山監督局長の認定を受けたときは、障害扶助料を支拂はなくてもよい(扶助規則第二〇條ノ二)。

障害扶助料は鑛夫の負傷又は疾病の治療後遲滯なく之を支給することを要する(同第二六條、第二項)。(但し鑛業權者引續き鑛夫を雇傭する場合に於て、本人の承諾があれば其の支拂を延期することが出来る(同條第二項但書)、又鑛山監督局長の許可があれば之を分割して支拂ふことが出来る(同條第四項)。又健康保險法に依り傷害手當金の支拂を受くべきときは、鑛業權者は該手當金の限度に於て、休業扶助料の支拂義務を免脱せられることも前各號と同様である(同第二六條ノ二)。

四、打切扶助料

鑛夫が負傷し又は疾病に罹り鑛業權者から扶助を受け、又は健康保險法に依つて療養の給付又は療養費の支拂を受けたるに拘らず、療養の開始後三箇年を経過するも尙負傷又は疾病の快癒しないときは、鑛業權者は一日の賃金の五百四十日分(此の金額男子の四三〇圓女子の二七〇圓に満たないときは、夫々四七〇圓又は二三〇圓)の打切扶助料を支給して、將來の扶助義務を免れることが出来る(同第二七條)。

五、葬祭扶助料

鑛夫が災害に因つて死亡したときは、鑛業權者は其の費用で葬祭を行ふことを要する、若し遺族又は鑛夫の死亡當時其の收入に因つて生計を維持して來た者が、自己で葬祭を行ふ旨を申出たならば、鑛業權者は葬祭料として鑛夫の最終賃金の三十日間分(其の金額が三〇圓に満たないときは三〇圓)を、遺族又は葬祭執行者に支給することを要する(扶助規則第二二條)、尙健康保險法に依り埋葬料又は埋葬に要する費用の支拂を爲されるときは、鑛業權者は葬祭料の支拂義務を免除される(健康保險法第二六條ノ二第二項)。

六、遺族扶助料

遺族扶助料は鑛夫が災害に因り死亡した場合に、鑛業権者から鑛夫の遺族又は鑛夫の死亡當時其の収入に依り生計を維持して居た者に對し、賃金の四百日分（但其の金額が若し男子にして三二〇圓女子に於て二〇〇圓に満たないときは夫々三二〇圓又は二〇〇圓）を支給する、尤も本號は遺族扶助料と謂ふのであるが前にも述べた様に遺族、又は鑛夫の収入に依り生計を維持して居た者が、各自獨立して右金額を請求するのではなく、先順位者一人が支給を受け得るに止る、此の點民法の不法行為に因る損害賠償請求權とは異なつて居る。今扶助規則第二十三條及第二十四條に依ると、鑛夫の配偶者があれば配偶者が最先の順位者であり、若し配偶者の無いときは鑛夫の死亡當時之と同一の家に在つた鑛夫の直系卑屬又は直系尊屬とであり親等の近い者を先きにする、又同順位者の間では（一）鑛夫の家督相続人又は戸主、（二）男は女より優先す、（三）直系卑屬間では男女とも嫡出子を先にし嫡出子、庶子及私生子の間では嫡出子及庶子は女でも私生子に先つ、尙右（二）（三）の場合では年長者が優先する。

尙扶助規則第二十三條に依る該當者のないときは、鑛夫の遺言又は鑛夫死亡前に鑛業権者に對して豫告したときは、該豫告に依る被指定者に支拂ふべく、若し遺言又は豫告のない

ときは（一）鑛夫の家督相続人、（二）鑛夫の兄弟姉妹で鑛夫死亡當時同一の家に在つた者、（三）鑛夫死亡當時其の収入に依り生計を維持する者の順序に依り支拂ふべきである。尙遺族扶助料は鑛夫の死亡後遅滞なく其の支拂を爲すべきである（扶助規則第二六條第三項）、但鑛山監督局長の許可を受けたときは、鑛業権者は之を分割して支給することが出来る（同條第四項）。

#### 第五項 災害扶助と他の給付との重複に依る扶助義務の免除

鑛業権者の災害扶助義務が他の同様の性質の給付と重複することがある、例之鑛夫が健康保險法に基いて健康保險法に依る保險給付を受け、又は共濟組合から給付を受けたとき、或は民法の規定に基いて損害賠償を得た場合の如きに於て、鑛夫が之等の給付を受けると共に鑛業権者から扶助料の支給を受けるのは、同一の原因に因る災害を理由として二重の給付を受けることとなり、却つて衡平を失するので、鑛業法第八十條ノ二及扶助規則に於て鑛業権者の災害扶助義務の免除を受け得る場合を規定して居る。

#### 一、健康保險の給付との重複

鑛夫及鑛業に従事する者の一箇年の報酬が千二百圓以下であるときは、強制的に健康保險

の被保險者となることを要する(健康保險法第一三條)、健康保險と謂ふのは被保險者及事業主が保險料を支拂ひ、保險者が被保險者の疾病・負傷・死亡又は分娩に關し、療養の給付又は傷病手當金・埋葬料・分娩費若くは出産手當金を拂渡すことを謂ふ(第一條第七二條)、健康保險は労働者の經濟生活を安定し、其の健康を回復、保全して産業の能率を増加し、労働者及事業主双方の福利を増進する爲に制定せられたものである。

鑛夫が健康保險の被保險者である場合には、保險事故の發生に因つて保險給付を受ける権利がある、殊に鑛夫就業扶助規則と同様鑛夫が業務上負傷し又は疾病に罹つた場合には、一定期間を限り療養の給付(第四三條)、療養費の支給(第六四條)、及傷病手當金(第四五條)、鑛夫死亡の場合に於ては遺族又は葬祭執行者に對する葬祭料を支給(第四九條)する、之等の場合に於ては此の保險給付を受くる限度に於て、鑛業權者の扶助義務は免除せられる。鑛夫就業扶助規則第二十六條ノ二は之を規定して居る。即ち

- (イ) 健康保險法に依る療養の給付、又は療養費の支給を受くべきときは、該期間中は鑛業權者は其の費用を以て鑛夫を療養し、又は療養に必要な費用を負擔する必要はない。

(ロ) 健康保險法に依る傷病手當金の支給を受くべきときは、鑛業權者は鑛夫に對して休業扶助料の支給をする必要はない。

(ハ) 鑛夫の死亡に關し健康保險法に依り埋葬料、又は埋葬に要した費用の支給を受くべきときは、鑛業權者は葬祭料の支給をする必要はない。

尤も健康保險法第六十二條第一項では、被保險者が陸海軍に徵集又は召集せられたとき、又は本法施行區域外に在るとき等の場合、或は他の法令に依り國又は公共團體の負擔に於て病院、病舎又は療養所に收容せられた者に對しては、療養の給付をしないことを定めて居り、又第六十四條では詐欺其の他不正の行爲に因つて、保險給付を受け又は受けむとした者に對しては、期間を定め又は全期間を通じ保險給付をしないことを規定し、第六十五條では保險者が必要ありと認めたときは保險給付を受くべき者の、診斷を爲すことが出来るが、若し正當の理由なくして之を拒んだならば、保險者は全部又は一部の保險給付を爲さないことも出来るのであるが、右各種の場合には健康保險に依る保險給付を受けなかつた部分に對しては、鑛業權者も亦前記各種の扶助義務を免脱されるのである。

## 二、民法上の損害賠償義務との重複

鑛夫の災害に於て鑛業權者に民法上の不法行為等に依る損害賠償義務の存する場合がある、此の場合に於ては鑛業權者は鑛夫の負傷、疾病又は死亡に因る損害の賠償を爲す責任を負担することは私法上の原則である、若し鑛夫が斯る損害賠償請求權を有すると同時に、鑛業法其の他の關係法令に依り扶助又は給付を受けることとなれば、同じ原因に基き二重の給付を受けることになり、鑛業權者の損失に於て鑛夫は不當の利益を受くることとなるから、之を是正する爲に鑛業法第八十條ノ二では、鑛業權者が鑛業法第八十條の規定に基いて、鑛夫又は其の遺族に對し扶助の義務を完了したならば、鑛業權者は其の扶助の價格の限度に於て、民法に依る損害賠償の責任を免脱される旨を規定して居る所以である。

又之と反對に鑛夫が業務上負傷し又は疾病に罹り若くは死亡した場合に於て、鑛業權者が民法の規定に基いて先づ損害の賠償をしたならば、鑛業權者は同一の原因に付重ねて扶助を爲す必要はないから、扶助金額から右の損害賠償額を控除して支拂ひ又は扶助すればよい(扶助規則第一七條)、故に若し民法上の損害賠償額の方が扶助金額より多額であれば、扶

助をする必要はないことになる。

## 三、共濟組合よりの給付との重複

鑛業法第八十條ノ二第二項に依ると「鑛業權者及鑛夫ノ出捐スル共濟組合命令ノ定ムル所ニ依リ鑛業權者ヲシテ扶助ヲ爲スヲ要セザラシムル給付ヲ爲シタルトキハ鑛業權者ハ其ノ給付ノ價格ノ限度ニ於テ民法ニ依ル損害賠償ノ責ヲ免ル」と規定して居るから、鑛業權者及鑛夫の相互出捐に依り共濟組合を設けた場合に於て、鑛夫の災害に付給付を爲したならば同一原因に付二重の扶助、又は賠償を爲す必要はないから、共濟組合から給付があれば其の限度で鑛業權者は鑛業法上の扶助義務は勿論、民法上の損害賠償責任も消滅するのである。

尙扶助規則第二十七條ノ二に依ると鑛業權者が豫め鑛山監督局長の許可を受けたときは、共濟組合が鑛夫の災害に對して爲した給付の限度に於て、之に相當する扶助義務を免れることが出来る旨を定めて居る、然し鑛山監督局長は必要ありと認めるときは右の許可を取消すことが出来る。

故に若し鑛業權者が右の許可を受けて居たならば、共濟組合からの給付の度限で災害扶助

義務も免れることとなるから、此の場合には民法上の賠償義務も扶助義務も双方とも該部分に付て免脱されることに歸着する。

## 第六章 鑛業権者の納税義務

### 第一節 鑛區税及其の附加税

#### 第一項 鑛區税本税

鑛業に對する課税としては從來鑛業法第六章第八十一條乃至第八十八條に於て、鑛區税と鑛産税（外に臨時租税増徴法に依る特別鑛産税がある）を本税とし、營業税及營業收益税は課せられなかつた。又砂金採取を目的とする砂鑛権者は砂鑛税法に基き砂鑛區税を、又砂金以外の砂鑛の採取を目的とする砂鑛區に課せられる、臨時租税措置法に基き特別砂鑛區税等があつたが、第七十五帝國議會に於て通過した昭和十五年法律第三十一號鑛區税法の施行に依り、右鑛業法第六章の規定を全部削除し又鑛産税を廢止して、之を營業税法中に入

れられることになつた。

鑛區税法は之を内容的に觀れば從來の鑛業法中の鑛區税に關する規定（第八三條第八四條）、砂鑛區税の規定及臨時租税措置法中の特別砂鑛區税の規定等を、一つの法律に纏めたもので別に新味はない。唯鑛業は商工大臣又は鑛山監督局長が主として監督し管掌する所であるが、鑛區税又は砂鑛區税の如きは主として大藏大臣、稅務監督局長及稅務署長等の管掌に係るので、租税體系の整備と主務官廳の關係から獨立の法律としたのである。

鑛區税は鑛區の面積を課税標準とする、隨つて鑛物の種類及鑛産物の良否には關係がない。

鑛區税法第二條に依ると其稅率は左の如くなる。

- (イ) 試掘鑛區は面積千坪毎に三十錢、
- (ロ) 採掘鑛區は面積千坪毎に六十錢、
- (ハ) 砂鑛區は河床延長一町毎に三十錢、

尙千坪未滿又は一町未滿の端數は之を千坪又は一町と看做されるのである。

鑛區税は鑛業権又は砂鑛權自體に關する課税であつて、鑛産物に對する税ではないから鑛業を實施すると否とは問はない、隨つて所謂休眠鑛區でも鑛區税の免脱を受けない、又鑛



區の重複する場合でも鑛業權の存する以上は、各鑛業權者は鑛區税を賦課される。例の掘進鑛區でも又同一人が同一鑛區に付異種の鑛物に付、二以上の鑛業權を有して居れば二以上の鑛區税を賦課される。

鑛區税は毎年十二月翌年分を徵收する（第三條第一項）、鑛區又は砂鑛區の分割又は合併は既存の鑛區又は砂鑛區の分合に過ぎないのであるから、新に鑛區税を徵すべきではない、然しながら増區又は鑛區の訂正或は改正の場合、若くは試掘權が採掘權に飛躍した場合は、新に鑛業權が設定又は移轉せられた場合と同様に、月割計算を以て直にその年分の鑛區税又は不足分を納付しなければならぬ（鑛區税法第三條第二項）。

試掘權の存續期間は四箇年であり期間の満了に因つて消滅するから、鑛業權の消滅期間は豫定されて居る、隨つて翌年中途に於て試掘權が消滅すべき時は、其の存續期間分だけを月割を以て前年の十二月中に納付することを要する（同法第三條第三項）。又納税義務者は納税開始の時の鑛業權者又は砂鑛權者である。

共同鑛業權者は連帶して納税を爲す義務を負担する（第四條第一項）、鑛業權が公賣又は競賣以外の原因に因つて移轉した場合に、尙鑛區税の未納があれば鑛業權を譲受けた新鑛業

權者は當該鑛區税に付ては讓渡人である舊鑛業權者と連帶して納税を爲す義務を負ふのであるが、内部關係に於ては共同鑛業權者は鑛業權の持分の割合に依り負擔部分が定まり、鑛業權讓渡の場合の従前の未納分に對する新鑛業權者は、全然負擔部分はないから若し之を納付すれば、讓渡人たる舊鑛業權者に對して償還を請求することが出来る。

又公賣及競賣の場合には公賣處分又は競賣手續に因る鑛業權の賣得金中から、鑛區税を優先的に徵收することが出来る。

鑛業權者又は砂鑛權者が鑛業代理人又は砂鑛代理人を選任したときは、其の代理人は鑛區税に關する事項に付て其の處理を委任せられた者と看做される（同法第五條第一項）、又若し鑛業權者又は砂鑛權者或は鑛業代理人又は砂鑛代理人が、鑛區又は砂鑛區の所在地を管轄する稅務署の管轄區域内に現在しない場合には、鑛區税に關する事項を處理させる爲に其の地に於いて、納税管理人を定め之を政府に申告することを要する（同法第五條第二項）。

#### 第二項 鑛區税の附加税

改正前の鑛業法第八十八條では北海道、府縣及市町村は鑛業税に對し附加税として、（一）北海道及府縣は試掘鑛區税の千分の三十、採掘鑛區税の千分の七十、鑛産税の千分の二百、（二）市

町村は試掘鑛區稅の千分の三十、採掘鑛區稅の千分の七十、鑛產稅の千分の二百(舊砂鑛法第二二條に依り鑛業法第八八條準用の結果砂鑛に付ても同様である)を、附加稅として徵收し得たのであるが、右鑛區稅法附則第八條により鑛業法第六章の鑛業稅に關する規定全部は削除され、又同附則第七條に依り砂鑛區稅法も廢止となり、新に昭和十五年法律第六十號地方稅法に之を收められ府縣は(北海道では北海道地方費)地方稅法第四十四條により、鑛區稅附加稅を賦課し得ることを定め其の第四十七條に於て、鑛區稅附加稅の稅率は本稅の百分の十を超へることは出來ないこととした。又同法第五十七條では市町村が鑛區稅附加稅を徵し得る旨を定め、且つ第六十二條に於て府縣の附加稅と同じく、本稅の百分の十を超へることを得ないものとした。

## 第二節 鑛業權者に對する其の他の課稅

鑛區稅の外に改正前の鑛業法第六章では鑛產稅を課して居た、其の稅率は鑛產物の價格の千分の五(改正前鑛業法第八五條昭和六年法律第六五號で改正された率)、鑛產稅は其の性質から謂へば從來の營業收益稅に該當するものであつたから、鑛業權者に對しては營業收益稅を課せず、地方稅としても鑛業稅の附加稅以外には課稅しなかつた。然るに昭和十五年四月

一日から鑛區稅法が施行せられ鑛產稅が廢止された結果、鑛區稅法附則第九條では昭和十五年三月三十一日以前に產出した鑛產物に對する鑛產稅、及其の附加稅並に昭和十五年分以前の鑛區稅及其の附加稅に付ては、仍從前の通り鑛區稅と鑛產稅とを徵收することを得る旨を定め、尙昭和十五年一月一日から同年三月三十一日迄に產出した鑛產物に對する鑛產稅は、昭和十六年六月中に之を徵するといふ經過規定を設けた、隨つて鑛產稅は昭和十五年三月三十一日限り消滅したのである。

其の結果として鑛產稅に代るものとして個人に付ては營業稅(昭和一五年法律第三三號第二條第一八號第一九號)、及分類所得稅を、又法人に於ては法人稅及營業稅を以て鑛產物に對する課稅を爲すのである、又營業稅に對して道府縣及市町村は附加稅を賦課することが出来る。從來の鑛產稅は鑛產物の販賣價格を以て課稅標準としたけれども、營業稅は純益に對して課せられる(營業稅法第三條)、結果に於ては鑛產物の販賣價格に對する一定率を徵收するの大きな相違はないであらうが、合理的に課稅するには純益計算に基くのが正當である、但鑛產物の產出と販賣との間に時期を異にするのは見易いことであり、昭和十五年四月一日を期して鑛產稅を廢し營業稅に代る結果、鑛產稅と營業稅とが重複する慮があるの

で營業税法第三十八條但書に於ては個人の鑛業の純益に付ては昭和十六年から之を適用することとした、又第四十四條では昭和十五年一月一日以後に産出した鑛産物に對する、鑛産税額及特別鑛産税額は當該鑛業の純益に對する、昭和十六年分の營業税額から之を控除することとした、又昭和十五年四月一日以後に終了する事業年度に於て、法人の納付した鑛産税額や特別鑛産税額は當該營業年度の營業税額の内から、其の全部又は一部を控除することになつてゐる(營業税法第四二條)。之れ全く鑛産税と營業税との重複を緩和する爲の経過規定であつて素より當然である。

此の他鑛業権者は一般的税法の適用として所得税・法人税・臨時利得税等が課せられるが改めて説明する要はない、唯從來は金鑛・銀鑛・鉛鑛及鐵鑛に付ては鑛産税の賦課はなかつたのだが(舊鑛業法第八一條第二項)、營業税法では此の點に付て何等の除外規定がないから他の鑛業と同じく營業税を徴收される。

## 第七章 鑛業に関する争訟

鑛業に関する権利又は利益が侵害せられた場合、又は鑛業出願の許否に関する行政官廳の

處分に對して、之れが救済を求むることが許されて居る、其の救済手段には行政上の救済と司法上の救済とがある。

行政上の救済手段としては訴願又は行政訴訟があり、司法上の救済手段としては土地使用に對する補償額の増減の請求、並に鑛害賠償の請求等があり、別に鑛業登録令に依る異議がある、此の内行政上の救済及司法上の救済に付ては前に其の必要箇所にて説明したから、詳述を避けて之を略述し且登録の異議に付て述べる。

### 第一節 行政上の救済

行政上の救済を求むる對象は行政處分であり、其の方法は裁決・訴願・行政訴訟の三種がある。

#### 第一項 裁 決

(一) 鐵道・道路・運河等鑛業法第十一條記載の物の存する地域では、地表地下とも其の周圍三十間以内の場所では、所轄官廳の許可又は土地所有者及關係人の承諾がなければ、鑛業を爲すことは出来ない。

官廳の許可の場合は別として、之等の場所で鑛業を爲すには土地所有者及關係人の承諾

が要件であるが、鑛業が公企業たる關係上土地所有者及關係人は、鑛業權者から其の承諾を求められた場合には、正當の理由なくして之を拒むことは出来ない（法第一一條第二項）。

(二) 鑛床の位置形狀に依り隣接鑛區に掘進するのでなければ、鑛利を保護する所以でないときは隣接鑛區の鑛業權者の承諾を得て、鑛區の訂正を出願することが出来るが、隣接鑛區の鑛業權者は正當な理由がなければ、其の承諾を拒むことを得ない（法第三六條第二項）。

(三) 異種の鑛物の鑛區の重複する場合に於て、其の重複する部分に於て鑛業權の設定又は増區に依る變更登録に前後のある場合には、其の後なる者は先なる者の承諾がなければ鑛業を爲し得ないが、此の場合にも登録の先であつた者は正當の理由がなければ、其の承諾を拒むことは出来ないのである（法第四三條ノ二第一項）。

(四) 土地の使用若くは收用、或は補償金又は擔保に於て、協議の調はないとき又は協議不能の場合（法第九二條）。

右の各場合に於て正當の理由がないのに拘らず其の承諾を拒絶された時、又は其の承諾を

得ることの出来ない場合、又は協議の不調或は不能の場合には鑛業權者又は鑛業出願人は、鑛山監督局長に對して裁決を申請することが出来るのである、鑛山監督局長の裁決を爲すに於ての手續は既に述べた。此の裁決に不服のある者は裁決を受けた後三十日以内に、上級の行政官廳である商工大臣に訴願することが出来る（法第九三條訴願法第八條第二項）、訴願を爲すには裁決を爲した行政官廳である鑛山監督局長を経由して商工大臣に提起するのである。

#### 第二項 訴 願

訴願は訴願法第一條の列記事項及法律勅令に於て特に訴願を許した場合に限られるのである、鑛業法に於ても行政官廳の處分に對して訴願を爲し得る場合を規定して居り、常に鑛山監督局長の裁決、又は處分に對して爲すものである、其の裁決に不服があつたならば裁決書到達後三十日以内に、鑛山監督局長を経由して商工大臣に訴願を爲すのである、鑛山監督局長は辯明書を附して商工大臣に送附する（訴願法第一一條）。訴願を爲し得るのは前項に於て述べた鑛山監督局長の裁決に不服である者から、商工大臣に對して爲し得るのであるが、一旦訴願を提起したときは同一事件に付、重ねて行政訴訟を提起することは許されな

い(行政裁判法第一七條第三項)が、行政處分が法律に違背し權利を傷害せられたことを理由とするときは、訴願と行政訴訟との一を選択することが出来るから、其の何れに依るかは不服者に於て其の採擇を誤ることなきを要する。

尙鑛山監督局長の處分に對して訴願又は行政訴訟を爲し得る場合がある、鑛業法第八十九條では「鑛業ニ關スル出願ノ許可又ハ拒否ニ不服アル者ハ訴願ヲ提起スルコトヲ得」と規定してゐる、茲に謂ふ拒否の處分とは出願の不許可は勿論、其の不受理及却下の場合を包含する、不許の處分に對して訴願し得る者は出願を拒否された者及其の承繼人である、又許可處分に依つて自己の利益を害された者は、訴願を提起することが出来る、尙行政訴訟の出訴期間は處分又は裁決の通知書を受けてから三十日以内である。唯茲に注意すべきは法律は「出願の許否」に對して不服のある者が、訴訟を爲し得るものとして居るけれども、之は鑛業權設定の場合のみではなく、鑛業權變更に關する行政官廳の處分に對しても、亦訴願及行政訴訟を許す法意であると解すべきである。

### 第三項 行政訴訟

行政訴訟は行政官廳の處分に依つて違法に權利を傷害せられた者が、提起することを許さ

れた行政上の救濟手續である。

然して行政訴訟を提起し得る行政處分は、前項に述べた各場合に於ける行政處分に限られる、行政訴訟は行政裁判法に基き爲される裁判であつて、一審即ち終審であるから民事訴訟の様に上訴の途はなく、又再審の手續も許されない。此の趣旨は行政裁判所が屢々判決に於て示してゐる所である。

### 第二節 司法上の救濟

鑛業は公企業である關係上其の權利は公法上の行爲に依つて生じ、又は公法上の行爲に依つて消滅するを原則としてゐるから、之が救濟方法としても國家の行政處分に對する救濟方法として、前に述べた所に據るべきであるが、鑛業法第九十二條第三項に依ると土地の使用又は收用補償金、又は擔保に付て鑛業權者と土地所有者及關係人との間に協議が調はないとき、又は協議を爲すことの出来なかつたときには、當事者から鑛山監督局長に對して裁決の請求を爲すことが出来る、その結果鑛山監督局長が裁決を爲した場合に、該裁決中補償金又は擔保に付て不服のある者は通常裁判所に出訴する事が出来る。此の出訴期間

に付ては訴願又は行政訴訟の如き特別の定めがないから、一般私法上の原則に依り権利の存續する限り、之を爲し得るものと解すべきである。

尙既に述べた鑛害の賠償請求も純然たる私法上の損害賠償請求の一種だから、素より通常裁判所の管轄に屬する、但鑛害の賠償に付ては既に述べたから茲に再説しないが、唯茲に附言して置くべきは鑛害の賠償に付通常訴訟及調停手續の外に、民事訴訟法第八編の仲裁手續に依り爭議を解決する方法のあることがある（昭和一四年勅令第八七六號鑛害賠償ニ關スル調停及仲裁判斷ノ手数料ニ關スル件）。

當事者は係争物に付和解の權限あるときは仲裁判斷に依り之を解決することが出来る、即ち民事訴訟法第七百八十六條以下に規定して居る仲裁契約は、仲裁人をして民事上の争訟を判斷せしめ、之に羈束されることの當事者間の合意である、仲裁判斷は確定判決と同一の效力を有する（民事第八〇〇條）ものであるから、仲裁契約は私法上の契約ではなく、訴訟法上の契約であると解する。

### 第三節 登録に對する異議

鑛業登録令第七十條に依れば「登録ニ關スル處分ヲ不當トスル者は處分ヲ了リタル日ヨリ三十日以内ニ商工大臣ニ異議ヲ爲スコトヲ得」と規定して居る。鑛業登録に關する事務は鑛業登録令第一條に依り、鑛山監督局長の管掌するところであるが、茲に謂ふ登録に關する不當處分とは、イ、鑛業登録に關する必要な要件を具備しない爲、鑛業登録令第二十一條に依り登録申請を受理すべきでないのに拘らず、鑛山監督局長に於て誤つて受理登録した場合、又は之と反對に登録申請の要件を具備した適法な申請を不當に不受理又は却下した場合、ロ、登録は受附の順序に依つて受理すべきであるのに拘らず、之に違背した場合（登録令第二〇條）、ハ、鑛業法第三十五條に依れば、抵當權の設定してある採掘鑛區の合併又は分割を爲すには、抵當權者の承諾及抵當權の順位に關する協定を爲さしむるを要し、採掘鑛區に付合併及分割の登録を爲すには、事前に抵當權者に之を通知することを要するに拘らず、之を爲さなかつた場合の如きである。

登録に關する異議の申立を爲し得る者は何人であるかと謂ふに、不當な登録に依り自己の正當な權利又は利益を害された者が、其の登録の是正を求めざる爲であるから、不當な登録に關し直接又は間接に利害關係を有する者であると解すべきである。

異議は新なる事實及證據方法を以て其の憑據とすることは許されない、又異議の申立は異議狀を鑛山監督局長に差出すべきであり、鑛山監督局長が異議を理由なしとするときは、意見を附して商工大臣に對して事件を送附することを要する、又若し鑛山監督局長が異議を理由ありと認めるときは、相當の處分を爲すことを要するのであるが、既に登録の完了（例へば甲の鑛業出願を許可すべき法定條件が具備してゐるのに拘らず、之を不許可とし、乙の後願を許可し然かも其の登録を了したる場合の如きである）した後であるならば、異議申立人の爲に所要の假登録を爲した上、之を登録上の利害關係人に通知した後、事件を商工大臣に送附することを要する（登録令第七三條第二項）、若し異議申立人が異議の申立を取下たときは、鑛山監督局長は既に爲した假登録を抹消し、且其の旨を登録上の利害關係人に通知することを要する。

異議の申立は執行停止の效力を有しないから、鑛業權設定の登録又は移轉の登録が存して居れば、其の者は鑛業權者として鑛業を經營し得るのであるが、商工大臣が異議を理由ありと認めたらば、鑛山監督局長に對し相當の處分を爲すべきことを命ずるのである、鑛山監督局長は此の命令の趣旨に従ひ既に爲した登録の抹消、及新なる事實及證據に依り異議申立人の爲に登録を爲すことを要する。又若し異議が理由なきに於て、既に異議申立人の爲に假登録がしてあるならば、其の抹消を鑛山監督局長に命ずるのである。

尙右何れの場合に於ても、商工大臣は登録上の利害關係人に對して、決定の謄本を送附することを要する（登録令第七五條）。

上記の異議と訴願又は行政訴訟との關係に付ては別に規定はない、例へば先願に係る甲の鑛業出願に付不許可處分があり、同一鑛區に於ける同一鑛物を目的とする乙の後願に對して許可處分があり、鑛業權設定の登録のあつた場合に、該登録に對する異議の申立と同時に、自己に對する不許可處分に付て、訴願又は行政訴訟を提起することを得るか否かであるが、訴願と行政訴訟との並存を許さないことは異り、異議と行政訴訟、或は異議と訴願とは並存し得るものと解する、然し此の場合に於て異議と訴願の裁決又は行政訴訟の裁判とが、抵觸した場合には如何と謂ふに、

(1) 異議に對する處分は商工大臣の命令に依り鑛山監督局長之を處理し、訴願は商工大臣に於て裁決を爲すのであるから、大體に於て兩者の決定に齟齬を來すことはないと思はれるが、前例の場合に於て訴願は却下せられたけれども、登録の異議は異議申立が理由あり

りと認められ、鑛山監督局長が相當の處分を爲したときは、登録上の利害關係人は該處分に對して訴願又は行政訴訟を提起して、曩きの訴願の裁決と一致させる場合が生じ得る、若し又之と反對に異議は理由なしとして却下せられたけれども、訴願が理由ありとせられた場合には、異議申立人は異議申立却下の處分に對しては最早や不服申立の方法はないが、訴願に依り救済されるから其の目的は達せられたこととなる。

(2)異議に對する裁決と行政訴訟の判決と抵觸する場合は如何と謂ふに、兩者は手續及性質を異にして居るから各獨立した存在である、隨つて行政裁判に依り前例の甲の不許可處分を取消し、鑛業權設定の登録を命じた場合には異議の目的であつた登録自體が抹消されるから、假令異議申立が却下されても異議が理由ありとして、異議の目的たる登録の抹消を得たのと同じの結果となるから、不服申立の方法なきのみならず其の理由も存在し得ない、又之と反對に行政裁判で甲の不許可處分及乙の登録は正當である旨の判決があつたのに、一方に於ては甲の登録に對する異議が理由ありとせられ、鑛山監督局長に於て相當な處分をした場合には、該處分に依り權利又は利益を侵害せられた者から、訴願又は行政訴訟を提起し得るものと解される。

## 第八章 罰 則

鑛業法、鑛業法施行細則、鑛業警察規則其他特別法令には夫々罰則の定めがある、唯法文上懲役に處すとか、罰金又は科料に處すとか謂ふ場合でも、夫れが必ずしも同一の性質を有して居るものとは謂へない、或は刑事罰の性質を有するものがあり、或は行政罰の性質を有するものがある。鑛業法其他の法令に於ての罰則は殆んど行政罰に屬するものであるが、刑法の窃盜罪に類する盜掘罪、詐欺罪に該當する詐欺取權罪及過失に依る侵掘罪(法第九四條)等は刑事罰であり、前記法令に依り又は之等法令に依る處分に基く義務に違反した爲に、科せられる罰則は總て行政罰に屬するものと謂ふべきである。

尙鑛業の實施に際り刑法の犯罪行爲に該當する場合には、素より刑法に依り處罰される、尙昭和十五年法律第百二號鑛業法改正法律は、鑛業監督の意義を昂揚する爲め罰則規定殊に刑罰を重くした。



## 第一節 刑事罰

## 第一項 盜掘罪

鑛業法第九十四條に依ると鑛業權を有せずして鑛物を掘採した者は、二年以下の懲役又は三千圓以下の罰金に處する旨を定めて居る、之れ所謂盜掘罪である。改正前の鑛業法第九十四條では、罰金の最高を千圓として居たが、昭和十五年の改正法律に依り之を三千圓迄に擴張した。又盜掘に係る鑛物は之を沒收するものであるが、其の全部又は一部が讓渡又は消費等に依り沒收することの出来ない場合には、其の價格を追徴する（法第九五條）。盜掘罪は刑法上の竊盜罪に匹敵する犯罪であるから、鑛業權を全然有しないのに拘らず鑛物を掘採することに依つて成立するけれども、犯罪の成立には故意が必要であるから全然鑛業權を有しない者の掘採行爲、或は鑛業權者が故意に他人の鑛區に侵掘した場合の如きである。随つて鑛業權の消滅後に向鑛業權が存續して居るものと信じ、又は殘務の處理に従事中鑛物を掘採取得した場合、或は又土地所有者が井戸を設くる爲に土地を掘鑿中偶々鑛物を取得した場合、若くは斤先掘契約に因り掘採した様な場合には、鑛業法上は之を適法な掘採行

爲とは謂ひ得ないのであるが、斯る掘採行爲には違法性がないから、之を盜掘罪に問擬するの誤りである。大審院が斤先掘人の故意に基く他人の鑛區への侵掘を以て、鑛業權者の従業者の行爲と爲し鑛業法第四條に基き、鑛業權者に刑事責任のある旨を判決したのは正當ではない（大審院大正四年二月二七日刑事三部判決及昭和一三年四月八日判決）。

盜掘に依つて取得した鑛物は沒收するのであるが、他人の鑛區から盜掘したもの或は侵掘した鑛物は沒收することは出来ない。勿論大審院の判例は之と異なる見解を持して居るが、現に鑛業權の存する鑛區から掘採された鑛物である以上、それが自然力に依り又は適法な掘採行爲に因つて採掘せられたものでないとしても、該鑛物の所有權は當該鑛區の鑛業權者の所有に屬し最早や國の所有ではないから、眞正な所有者である鑛業權者の所有とするのが正當であるからである。刑法第十九條では沒收すべき場合として、(一)犯罪行爲を組織した物、(二)犯罪行爲に供し又は供せんとした物、(三)犯罪行爲より生じ若くは之に因り得たる物又は犯罪行爲の報酬として得たる物（昭和十六年法律第六一號を以て改正）(四)右(三)に掲と記載した物の對價として得たる物（同上）と規定し、原則としては犯人の所有物たることを前して居り、但刑法第十九條第二項に於て從來「沒收ハ其ノ物犯人以外ノ者ニ屬セザルトキ

ニ限ル」として居たのを、昭和十六年法律第六一號刑法改正法律に依り、「沒收ハ其ノ物犯人以外ノ者ニ屬セサルトキニ限ル但犯罪ノ後犯人以外ノ者情ヲ知リテ其ノ物ヲ取得シタルトキハ犯人以外ノ者ニ屬スル場合ト雖モ之ヲ沒收スルコトヲ得」と改正された。右の様に刑法第十九條は第一項第三號を改正し第四號を新設し、又第二項を改正したけれども、鑛業法第九十五條との關係に於ては從來と何等變りはない。

註 大審院昭和一三年四月八日の判決に於て斤先掘人が、故意に他人の鑛區に侵掘した事案に付、鑛業權者を處斷するに際し沒收の點に付て判決して曰く、「鑛業法第九十五條ノ沒收ハ刑法第一九條ニ所謂沒收ニ該當シ一ツノ附加刑ナルコト疑ヲ容レズ唯鑛業法第九十五條ノ沒收規定ハ特別法規タル性質ヲ有シ其ノ鑛物ノ沒收ニ付テハ刑法第一九條第二項ノ適用ナク其ノ沒收ハ必ス之ヲ附加スヘク讓渡、消費等ニヨリ沒收不能ナルトキハ其ノ代金ヲ追徴スルコトヲ要シ裁判官ノ自由裁量ニ屬セサル點ニ於テ刑法第一九條第一項ニ依ル沒收ト異ルノミナリトス」と謂つて居るは、大審院が從來から自然力に依り又は鑛業權者の適法な掘採行為以外の掘採に依る鑛物を、未掘採鑛物と同一視して居り斤先掘人の掘採した鑛物は、尙國の所有であるとの見解に立籠つて居る結論として斤先掘人の侵掘に對し、鑛業權者の侵掘罪を肯定し又斤先掘人が該鑛物を讓

渡し又は消費した結果、沒收不能の場合に代價を追徴するのは已むを得ない。然し私は盜掘又は侵掘に依る沒收に付ても刑法第一九條第二項の適用があるものと信ずる。

盜掘された鑛物が讓渡又は消費等に因つて最早や現存しないときは、沒收することは出来ないから其の價格を追徴するのである。但問題は追徴すべき價格は鑛物掘採當時の價格であるか、或は讓渡又は消費當時の價格であるかに付多少の疑はあるが、大審院は鑛業法第九十五條に於て追徴の規定を設けたのは、元來該掘採鑛物は之を沒收すべきものであるが、讓渡又は消費等の爲め之を沒收することの出来ない場合には、之に代つて價格を追徴するのであるから、其の追徴は讓渡又は消費等の行為の時、及場所に於ける鑛物の價格を標準として、之を決すべきで掘採の現場に於ける價格を以て、標準とすべきではないと謂つて居るのは正當である(大審院昭和一三年四月八日判決)。

註 大審院昭和一六年四月四日の判決では更に之を具體的に説明し、掘採鑛物を讓渡した爲沒收不能の事案に付て、讓渡ノ場合ニハ時價ヲ以テ取引スルヲ通例トスルヲ以テ讓渡當時ノ價格ハ特別ノ事情ナキ限り讓渡代金ニ一致スルモノト認ムルヲ相當トス」と謂つて居るのは正當である。

## 第二項 詐欺取權罪

鑛業法第九十四條第一項では詐欺の所爲に因つて鑛業權を取得した者に對し、盜掘罪と同様の制裁を以て臨んで居る、詐欺の所爲と謂ふのは詐欺罪の「人を欺罔して」と同一の意義で、鑛業關係の官廳を欺罔して鑛業權を取得した場合等である、然し鑛業權者が眞實鑛業權を有して居り更に詐欺の所爲に依つて増區を出願し、其の許可を受けたならば之亦本罪を構成する。結局鑛業權者でない者の故意に依る盜掘罪と同一な結果となるので、之と同様に處罰するのである。

## 第三項 過失侵掘罪

鑛業權者が故意に他人の鑛區に侵掘すれば盜掘罪が成立するけれども、自己の鑛區内での掘採と信じて稼行して居たが、調査の結果該掘採地域は他人の鑛區であつたことが判明した場合の如きである。

此の場合に於ては從來の五百圓以下の罰金を改めて、二千圓以下の罰金に處することにした。尙其の掘採した鑛物の沒收又は、價格の追徴に付ては盜掘の場合と同様である。

## 第二節 行政罰

鑛業に關する行政罰とは鑛業に關する法令に基く命令、或は法令に準據して行政官廳の爲す處分に違反した場合に科せられる處罰で、其の種類は極めて多い。今鑛業法に表はれて居るものだけを摘示して見ると、

- (一) 鑛業法第九十六條の場合で左記の者は一年以下の懲役又は二千圓以下の罰金に處せられる。
  - (イ) 鑛業法第十條第一項の絶對的禁止區域、又は同條第二項の相對的禁止區域に於ては所轄官廳の許可を受けなければ、鑛業を爲し得ないのに拘らず許可なくして鑛業を爲したとき。
  - (ロ) 鑛業法第十一條記載の場所で鑛業を爲すにも、所轄官廳の許可又は所有者及關係人の承諾が必要であるが、許可又は承諾を得ないで鑛業を爲したとき。
  - (ハ) 異種鑛物の鑛區他人の鑛區と重複する場合に於て、其の重複する部分に付て鑛業權の設定又は増區に因る變更の登録に付て前後のあるときは、後の者は先の者の承諾が

なければ鑛業を爲し得ないのに拘らず、其の承諾なくして鑛業を爲した場合(法第四三條ノ二第一項)。

(ニ) 採掘権者が施業案に付鑛山監督局長の許可なくして、該施業案に依り鑛業を爲し又は鑛山監督局長の認可を受けた施業案に基かずして鑛業を爲したとき(法第四四條)。

(ホ) 鑛區が他人の異種の鑛區と重複する場合に於て、其の重複する部分に於ける鑛業が他人の鑛業の妨害となるものと認められ、主務大臣から妨害の排除又は鑛業の停止を命ぜられたるに拘らず、妨害の排除を爲さず又は依然として鑛業を爲した場合(法第四三條ノ三)。

(ヘ) 鑛山監督局長から施業案の変更を命ぜられながら施業案の変更をしない場合(法第四五條)。

(ト) 鑛業上危険の虞あり又は公益を害するものと認めて、主務大臣が危険豫防又は鑛業の停止を命じ、又は急迫な危険防止の爲め必要ありと認めて鑛山監督局長から、右同様の命令を爲したるに拘らず鑛業権者が之に違反した場合(法第七二條)。

(チ) 主務大臣から採掘権者に対して技術管理者の選任、又は改任を命ぜられながら之を

爲さないとき(法第七三條)。

(リ) 鑛業権消滅後尙五箇年間は主務大臣及鑛山監督局長は、危害豫防の設備を爲すべきことを命じ得るので、該目的の爲に之を命じたけれども鑛業権者たりし者が、之を爲さなかつたとき(法第七四條)。

(ヌ) 鑛業に關する(一)建設物及工作物の保安、(二)生命及衛生の保護、(三)危害の豫防其他公益の保護に關する鑛業警察に基く主務大臣及鑛山監督局長の命令、又は之に基く處分に違反したとき(法第七一條)。

(ル) 採掘権者が技術管理者の職務に關して發せられた命令又は處分に違反した場合(法第七三條第二項)。

(二) 鑛業法第九十七條の場合で之に該當する者は千圓以下の罰金に處せられる。

(イ) 採掘権者が、坑内實測圖及鑛業簿を鑛業事務所に備置かないとき、又は其の副本を鑛山監督局長に差出さなかつたとき(法第四六條)。

(ロ) 採掘権者が鑛業に關する明細表を鑛山監督局長に差出さなかつたとき(法第四七條)。

(ハ) 試掘権者が鑛山監督局長の許可を得ないで鑛産物を處分し、又は許可に違反して之

を處分したとき(法第四八條)。

(ニ) 石炭を目的とする鑛業權者が鑛害賠償擔保の爲の供託を怠つた爲、主務大臣から鑛業の停止を命ぜられたるに拘らず、之に違反した場合(法第七四條ノ四第三項)。

(ホ) 採掘權者が鑛夫の雇傭及就業に關する規則に付、鑛山監督局長の許可を受けないで實施し、又は許可を受けた雇傭就業規則を變更するに付鑛山監督局長の許可を得ないで實施した場合(法第七五條)。

(ヘ) 鑛業權者が鑛夫を解雇した場合に於て、鑛夫の請求あるに拘らず雇傭の期間・業務の種類・技能・賃金及解雇事由を記載した證明書を交付しない場合(法第七七條)。

(ト) 鑛業權者が毎月一回以上通貨を以てする賃金の支拂を爲さない場合(法第七八條)。

(リ) 主務大臣は命令を以て鑛夫の年齢・就業時間及婦女・幼者の勞働を制限することが出来るのであるが、之に基いて鑛業權者に對して之を制限する命令を爲したるに拘らず、鑛業權者が該命令に違反した場合(法第七九條)。

(ヌ) 鑛業權者が鑛夫の業務上の負傷・疾病又は死亡した場合に法定の扶助義務を履行しない場合(法第八〇條)。

(三) 鑛業法第九十八條の場合で、其の該當者は五百圓以下の罰金に處せられる。

(イ) 主務大臣及鑛山監督局長は鑛業權者に對して、鑛業に關して必要な報告を爲さしめることが出来るのであるから、之に基き該報告を爲すべき旨を命じたるに拘らず、鑛業權者が報告を怠り又は虚偽の報告をしたとき(法第一二條ノ二第一項前段)。

(ロ) 主務大臣又は鑛山監督局長は當該官吏をして、鑛業權者の事業場・事務所其他必要な場所に臨檢させることが出来るが、鑛業權者が其の權査を拒み、又は當該官吏を忌避したとき(法第一二條ノ二第一項後段)。

(ハ) 鑛業權者(鑛業出願人及鑛業の出願を爲さむとする者を含む)は鑛山監督局長の許可を得て、他人の土地に立入り、測量又は檢査を爲すこと及其の爲に必要ながあれば、鑛山監督局長の許可を得て障礙物の除却をも爲し得るのであるが、鑛業權者等が許可なくして障礙物を除却したとき(法第五三條)。

(四) 鑛業權者が詐欺其他不正の所爲を以て、鑛業税を免れ又は免れむとしたときは、其の脱税金額の三倍に相當する罰金に處せられる(法第一〇一條)。

## 第三節 鑛業罰則の責任者

鑛業行政罰は前記の様に鑛業に關する法令に依り、又は法令に基く行政處分に依つて作爲又は不作爲の義務を命ぜられた場合に、其の義務に違反した者に課せられるのであるから、其の處罰を受くる責任者は一定して居る。即ち(1)鑛業權者又は法定代理人であるのが原則であるが、(2)鑛業代理人ある場合は代理人が責任者である場合もある。(3)尙從來は技術管理者の選任されて居る場合には、管理者が責任者である場合もあつたが之は廢された。

(1)鑛業法第四百條では鑛業罰則の責任者を定め、「法人又ハ人ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ意思ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス」と規定して居り、同條第二項では「本法ニ基キ發スル命令中別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外其ノ命令ニ規定セル罰則ニ付テモ亦同シ」とある。隨つて鑛業法及鑛業法施行細則等に依る違反行爲は、假令從業者の行爲であつても鑛業權者が責任者である。之は恰かも國家總動員法第四十八條と同様、鑛業權者は鑛業の經營に關して全面的に監督の責を負擔して居るから、其の

責任の完遂を期したのに外ならぬ。畢竟斯る場合の責任は鑛業權者が事業の經營に付監督不行届の理由に基くものであるから、情狀からすれば體刑を課するのは酷であるので、鑛業法第百五條は斯る場合には懲役に處することを得ないものとした。

鑛業權者が未成年者又は禁治産者である場合には、罰則規定の責任は其の法定代理人である。然しながら民法第六條に依り法定代理人から鑛業の經營(營業と看做す)を爲すことを許された未成年者は、該鑛業に付ては成年者と同一の能力者と認められるのであるから、鑛業罰則の適用に付ても自ら其の責任を負ひ、法定代理人の責任はない(法第一〇三條)。

法人が鑛業權者である場合には、從來は鑛業法第百六條に於て「明治三十三年法律第五十二號ノ規定ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依ル犯罪ニ之ヲ準用ス」と規定して居り、鑛業罰則は右法人の處罰に關する法律に従ひ、法人自身を處罰したのであるが、昭和十五年の鑛業法改正に際し、鑛業法第百六條を削除し第百三條を改正して其の前段に於て「本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ罰則ハ其ノ者カ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ(中略)之ヲ適用ス」と改めた結果、法人自身は

處罰されないことになつた。

共同鑛業權の場合には代表者を以て責任者とする、蓋し共同鑛業權者の代表者は當該鑛業に關し、國に對する關係に於ては鑛業權者を代表するものであるからである。尤も内部關係に於て共同鑛業權者間に罰金を持つ分の割合に應じて負擔するのは當然である。

(2) 鑛業代理人の選任してある場合に於ては、其の代理人が鑛業法施行細則其の他の附屬命令に依る鑛業權者の義務の實行に付ては、鑛業代理人は委任代理の一種であるから、委任事項の範圍内に於て鑛業の經營及監督を爲すべき地位にある、隨つて其責任ある事項に付て違反行爲があれば鑛業代理人が處罰せられ、鑛業權者を罰すべきではない。

註 鑛業法施行細則第七三條に依ると、鑛業代理人を定めた場合には鑛業權者に適用すべき本則の規定は、之を鑛業權者代理人に適用すると定めて居る、尤も其の委任の範圍に屬する事項に限ることは當然である。大審院昭和八年二月九日の判決では金山探掘事業經營中、探掘權者甲の雇人乙が甲の爲に火藥類を使用して、右金山探掘の爲に坑道擴張工事に從事中、毎日其の日の右殘存火藥類を法定火藥類貯藏所たる火藥庫、又は倉庫或は假貯藏所でない同金山第一坑道内に、其の翌日迄貯藏して置いた場合に於て、乙の行爲は銃砲火藥類取締法施行規則第二七條第

二號に違反し、同規則第四五條、刑法第五五條に該當するから、鑛業權者たる甲は銃砲火藥類取締法第二一條、第二二條に依る處罰を免れない、然して乙は單純な雇人でなく甲の鑛業代理人であつたとしても、甲は其の處罰を免れないと謂つて居るが素より正當な判決である。

(3) 其の他技術管理者等の鑛業使用人の行爲に對しては、從來鑛業警察規則に依り處罰せられたが、昭和十六年商工省令第四十六號を以て、鑛業變察規則第七十九條乃至第八十二條を削除した結果、此の罰則は存しないことになつた。

## 第三編 砂鑛法

## 第一章 砂鑛法の沿革

砂鑛を鑛物と分離して法律上の取扱を區別したのは、明治十二年工部省布達第十四號以後のこと、其の以前には鑛山心得でも日本坑法でも砂鑛は一般鑛物と同一のものとして、同一の法律の下に置かれて來たが、當時の砂鑛業は規模も小さく事業としての價値も餘り認められて居なかつたが、明治二十三年の鑛業條例に至り砂鑛は鑛物に屬しないことを定め、明治二十六年法律第十號で砂鑛採取法を制定して砂鑛に關する稍整備された法律が出現した。

現行砂鑛法は明治四十二年法律第十三號を以て公布され、同年七月一日から施行せられたもので砂鑛採取法に代るものである、砂鑛法に依つて砂鑛採取の地位が砂鑛權として認められ、鑛業權に準する效力を有するものとなつたのは砂鑛業發達の結果である。砂鑛法は

全文二十九條に過ぎない、然も其の内附則が六箇條あるから純粹な砂鑛法條としては二十三箇條に過ぎない（尤も改正法に依り第一六條ノ二及三がある）、然も砂鑛法第二十三條は鑛業法の規定を砂鑛法に準用する規定の列擧である、斯様に法條の數も少いから鑛業法の説明とは異なり、砂鑛の出願に關する點と砂鑛權とを截然と區別することなく適宜解説した。

現行砂鑛法は大正五年法律第三十一號を以て第一條を改正し、次で昭和十五年法律第百三號を以て重要な改正が行はれた、今回の改正の主要點は、

- (一) 砂鑛權設定の簡易化である、即ち改正前の砂鑛法第九條では砂鑛出願地が他人の所有に係るときは其の承諾を要件としたが、改正法第九條では砂鑛權の出願は鑛業の出願と同様先願主義を確立し、土地所有者の承諾を要しないことにした。然し鑛業の場合の地下掘鑿とは異り、砂鑛の採取は土地所有者其の他の利害關係人の權利行使に直接支障を來すから、之に對する補償の確實化を以てした。

- (二) 砂鑛權者の權限の強化

鑛業法第三章の土地使用に關する規定は從來でも砂鑛法に準用されて居たが、其の使用の目的である事業の範圍を擴張し新に「其ノ他砂鑛業上必要ナル工作物ノ施設」を加へ



たこと。

(三) 砂鑛業に關する監督の強化

砂鑛業に關する監督強化の表はれとしては、(イ)罰則の改正、(ロ)施業案を定めて鑛山監督局長の認可(變更の場合も同じ)を得せしめること、(ハ)鑛業法第十二條ノ二と同様主務大臣及鑛山監督局長は、砂鑛權者に對し必要な報告を爲さしめ、又は當該官吏をして事業場等を臨檢することを得る旨を定めたこと、(ニ)共同鑛業權に關する鑛業法第七條の規定の準用に依る代表者の變更命令又は其の指定に依る監督の強化、(ホ)鑛業警察に關する規定の準用範圍の増加、(ヘ)鑛夫に關する鑛業法第七十五條を特に指定する砂鑛業に準用し又其の他の規定を大體準用して居る(鑛夫扶助に關しては別に存する勞働者災害扶助法に依るべきであるから、鑛業法第八十條以下は準用しない)。

(四) 鑛害賠償に關する鑛業法第七十四條ノ二乃至十五の内、石炭鑛業に於ける鑛害賠償を擔保する爲の供託制度以外の規定を、全部砂鑛業に準用したこと等である。

次に砂鑛法の附屬法令としては砂鑛法施行細則(明治四二年農商務省令第二六號其の後度々改正され、最近に於ては昭和一六年五月四日商工省令第四三號を以て大改正)。砂鑛業の登録に關

する件(明治四二年勅令第一六四號)、同細則(明治四二年農商務省令第二七號)、鑛業法及砂鑛採取業ニ關スル手数料ノ件(明治三八年勅令第一八四號明治四二年勅令第一六五號を以て改正)、砂鑛業ニ於ケル雇傭就業規則及砂鑛夫名簿ニ關スル件(昭和一六年厚生省令第一八號)、其の他從來の砂鑛區税法に代る鑛區税法、産金法及重要鑛物増産法等は砂鑛業にも適用される。

## 第二章 砂 鑛 權

### 第一節 砂 鑛

#### 第一項 砂鑛の意義

砂鑛法上の砂鑛とは砂鑛法第一條に規定して居る砂金・砂鐵・砂錫其他沖積鑛床を爲した金屬類を謂ふのである。當初砂鑛法では砂鑛採取法の規定を享けて砂鑛を砂金・砂鐵及砂錫の三種に限定して居たが、大正五年三月砂鑛法を改正して右の三種以外に、沖積鑛床

を爲した金屬鑛は之を砂鑛とした、然し右改正の際にも金屬の種類を限定しなかつたのは砂白金・砂重石等種々の新な發見に依る金屬を砂鑛中に包含させる爲であつた。沖積鑛床と謂ふのは鑛物が鑛床から天然の作用に依つて分離せられ、砂狀を爲して河床其の他に沈積した鑛床を謂ふのである。随つて鑛物掘採に依る廢鑛、又は製鍊の結果生じた鑛滓は一且人爲に依つて鑛床を離れたものであるから、假令それが堆積場所から崩壊して水と共に流出し、一定の場所に沖積しても砂鑛とは謂ひ得ない、然しながら砂鑛法第一條第二項に依ると「金鑛ノ廢鑛又ハ鑛滓ニシテ主務大臣ニ於テ其ノ存在狀態砂金ト類似スルモノト認メタルトキハ之ヲ砂金ト看做ス」と規定して居るから、鑛業法第三條が廢鑛又は鑛滓でも之を採取するに、掘採の方法に依るを要する程度のもを鑛物と看做すのと同様に、金鑛の廢鑛又は鑛滓で水流の爲に他所に移動して砂礫等と混入し、本來の沖積鑛床と同一の状態になつたものは、之を砂鑛と看做して砂鑛法を適用し保護した所以である。

## 第二項 未採取砂鑛の所有權

未だ掘採しない鑛物は國の所有とする旨は鑛業法第三條に明定されて居るが、砂鑛法には斯様な規定は存しない、然しながら斯る規定がないからと謂つて、直に砂鑛に關する所有

權が土地所有權の效力として、當然に土地所有者に屬するものと斷ずることは出来ない、砂鑛を採取するには假令土地所有者と雖も砂鑛權の設定を受けなければならぬのだから、砂鑛に關する權利は當然に土地所有權の效力から分離されて居るものと解すべきである。

學者或は鑛業法には未掘採鑛物が國の所有であることを定めて居るに拘らず、砂鑛法に其の規定のないこと、及他人の所有土地内で砂鑛權を得て砂鑛を採取するには、土地所有者の承諾を要するのみならず、土地所有者及關係人は砂鑛權者に對して補償金を請求するこゝとが出来る點から觀て、未採取砂鑛の所有權は土地所有者に屬するものと謂ふけれども、土地所有者の承諾を要するものとせる改正前の制度でも、土地所有者の承諾は砂鑛の所有權が土地所有者に屬するが爲ではなく、砂鑛採取に付ては土地の原形を變更する等、土地所有者の利害に重大な影響を及ぼす點から斯く規定したのであるから、承諾を要件とするこの理由からする右の論據は正當ではない、況んや昭和十五年法律第百三號改正砂鑛法では、第九條を根本的に改正し砂鑛權の出願があつたときは、鑛山監督局長は其の出願地に係る土地所有者・地上權者・永小作權者及該土地に對して使用權を有する者に通知

することを要するのみとしたから、假りに從來土地所有者の承諾を根據として未採取砂鑛の所有權が、土地所有者に屬するものとした説も尠くとも右改正法施行後では其の根據を失つたことになる、又相當の補償金を土地所有者に支拂ふのは砂鑛の所有權取得の對價ではなくて、砂鑛採取に依る土地の使用、又は地質の變更、其の他に基く土地所有者の損失を補償するに過ぎないから、此の點も又未採取砂鑛の土地所有者に屬するものとする論據とはならない。

要するに國家は砂鑛の上に包括的な支配權を有し、國家から砂鑛權を附與された者のみが之を採取し取得する權利を有するもので、土地所有者と雖も該所有地内の砂鑛を採取するには砂鑛權を取得することを要するのである。

### 第三項 砂鑛權の性質

砂鑛權は國家の附與した公權である、鑛業法第十五條、第十六條、第十九條及第二十條の規定は砂鑛權にも準用されて居る、其の結果として砂鑛權は鑛業權と同じく物權たる性質を有するから、不動産に關する民法其の他の法律の支配を受ける關係上、砂鑛權は排他性を有し又不可分であり、且相續・讓渡の目的となることを得るのは當然であり、原則とし

ては登録に因つて砂鑛權の移轉並に變更等の效力を生ずるのである。

砂鑛權に對する公權的作用としては其の設定・移轉・變更等に付、常に行政官廳の處分又は行爲を必要とし、又砂鑛業の經營に付ては國家の監督は漸次強化されて來た、隨つて砂鑛權に關する争訟は専ら裁決・訴願又は行政訴訟として取扱はれ、司法裁判所は唯補償金又は其の支拂を確保する擔保に關する點に付、管轄權があるに過ぎない。

## 第二節 砂鑛權の内容

### 第一項 砂 鑛 區

砂鑛法第三條に於ては砂鑛區の説明を爲して曰く、「本法ニ於テ砂鑛區ト稱スルハ砂鑛區ノ登録ヲ得タル土地ノ區域ヲ謂フ」と規定して居るから、砂鑛權は砂鑛區内に存する各種の砂鑛を採取するの權利である（砂鑛法第四條）、隨つて鑛業權の様に砂鑛の内、砂金の砂鑛權、又は砂鐵の砂鑛權と謂ふ様に異種の砂鑛に關する權利の重複は生じない。又砂鑛權には鑛業法に於ける様に試掘權と採掘權との區別はなく、又存續期間に付ても定めはないから、鑛業法上の採掘權に近似して居り砂鑛を採取し終る迄は存續するものと解すべきで

ある。

右の様に砂鑛區は砂鑛權の登録を受けた土地の區域であるが、鑛業法第十條の規定の準用があるから宮城・離宮・神宮及皇陵の周圍三百間以内の場所は、砂鑛區とすることは絶對に出来ない、又陸海軍所轄の軍港・要港・火藥製造所・火藥庫及彈藥庫の周圍三百間以内・要塞地帯第一區及第二區内並陸軍輸送港域第一區内の場所は、所轄官廳の許可がなければ之を砂鑛區とすることは出来ない。

砂鑛區の定め方に付ては鑛業法第九條第二項の様に、最少限及最大限の定めはないから、百萬坪以上の砂鑛區も存在し得るのであるが、「鑛業及砂鑛業ニ關スル手数料ノ件」第三條第二項に依ると、砂鑛採取の出願に付納付する手数料は河床では二里毎に、其の他では十萬坪を一件分とし、一件に付十圓の手數料を納付することになつて居るから、實際問題としては右の區分に従ひ數件を同時に出願するものと思はれる。

砂鑛區の境界は原則として直線を以て之を定める、但河床又は河岸に沖積層を爲して砂鑛の存する場合があるから、此の河床に在る砂鑛を目的とするもの、又は河岸に沿ふて境界を定めるものに在つては、其の河流に従ふのである（砂鑛細則第三條）、又斯る場合には砂

鑛區は面積に依らず、延長に依つて鑛區の範圍を定めるのである。

註一、直線を以て砂鑛區の境界を定める場合には、砂鑛願書に添附すべき圖面は六葉を要し、様式第九號に依つて之を調製し左記事項を明示する必要がある。（イ）出願地の所在及地目、（ロ）出願地の面積、（ハ）南北線、（ニ）縮尺、（ホ）二個以上の不動基點並其の名稱及特徴、（ヘ）出願地の各隅と爲るべき測點並其の番號、（ト）境界線並基點と連結した測點間の方位及其間數、（チ）出願地及其の附近の地形、其の他鑛業法第十條及第十一條に記載された物件の所在を各記載することを要する。

註二、又河床に存する砂鑛を目的とする砂鑛願書に添附することを要する圖面は六葉を要し、様式第十號に依つて作成し左記事項を記載することを要する。

（イ）出願河川の名稱及河川に沿つて居る土地の所在地及地目、（ロ）出願區域の總延長並幹流及支流の各延長、（ハ）南北線、（ニ）縮尺、（ホ）出願區域の各端、（ヘ）各端に對する不動基點並其の特徴及名稱、（ト）基點と各端の測點との間の間數及其の方位、（チ）出願地及其の附近に於ける地形、其の他鑛業法第十條及第十一條に記載した物件の所在、（リ）河床の全幅を出願地とするのでない場合には、河床中の境界線を各記載することを要するのである（砂鑛細則第四條）。

前にも述べた様に砂鑛權は砂鑛區内に存する各種の砂鑛を採取する權利であり、鑛床とも

謂ふべき沖積層は一個の連続線であるから、同一砂鑛区内に於て異種の砂鑛を目的とする數個の砂鑛權は存在すべき筋合ではない、例へば甲は同一砂鑛区に於て砂金を、乙は砂鐵を、丙は砂錫と謂ふ風に各獨立した砂鑛權は許されない、之は砂鑛の本質上當然であつて、鑛業權に於て同一鑛区に於ても鑛床が異れば異種鑛物に付、鑛區の重複するを得る場合とは大いに異なるのである。

然しながら砂鑛區と鑛區との重複は許される、鑛業權者は砂鑛法第六條に依る例外の場合を除くの外は、原則として鑛区内の砂鑛を採取する權利を有しないから、鑛区内に於て砂鑛の存在することを發見し之を證明するならば、他人の鑛区内に於ても砂鑛權が設定されるのである。又之と反對に砂鑛權の設定してある土地の地下に於て、鑛物の存在することを發見し之を證明し得れば、新に鑛業權の設定も受けられるのである。畢竟砂鑛權は主として地表に近く、鑛物は地下數十尺數百尺の所に存在し、兩者の目的は全然異つて居り、兩者が稼行を並行することに依り、他の權利を害することは比較的少いからである。然しながら兩者の稼行の並行は鑛物又は砂鑛其のものよりも、土地の使用等に付て利害の衝突することを免れないから、砂鑛法第五條では「砂鑛區鑛區ト重複スル場合ニ於テハ砂鑛權

者及鑛業權者ハ其ノ採取及採掘又ハ試掘ニ付互ニ協議ヲ爲スヘシ」と規定し、砂鑛區及鑛區の重複に依る砂鑛權者と採掘權者、又は試掘權者との間の事業の經營に關する利害を調和することに努めた。

若し砂鑛權者と鑛業權者との間に協議が調はなかつたとき、又は協議を爲すことの出来なかつたときには、砂鑛權者又は鑛業權者は鑛山監督局長に對して裁決の申請を爲すことが出来る。

註 砂鑛權者及鑛業權者が鑛山監督局長に對して裁決を申請する場合の申請書には、(イ)申請人の氏名又は名稱及住所、(ロ)鑛業權者又は砂鑛權者の氏名又は名稱及住所、(ハ)砂鑛權及鑛業權の登録番號、(ニ)申請の目的及理由を記載し、請求地に於ける鑛床の關係圖及鑛業權者又は砂鑛權者と交渉した始末書を添附することを要するのである、尤も交渉を爲すことの出来なかつた場合には、其の事由を記載した事由書を以て始末書に代へることが出来る。

申請書を受理したときは鑛山監督局長は申請書の副本を鑛業權者又は砂鑛權者に交付する、申請書の副本を受理した者は十四日の期間内に答辯書を差出すことを要するけれども、其の提出のないときは申請書のみで裁決することが出来る、申請書又は圖面が不完備であれば、鑛山監督

督局長は相當の期限を附して其の修正又は補充を命ずることが出来るが、申請人が期間内に之を爲さなければ申請を却下する、尙裁決書には理由を附して鑛山監督局長から當事者双方へ之を交付するのである(砂鑛細則第一六條)。

若し此の裁決に不服があれば不服者は商工大臣に對して訴願を爲すことが出来る、訴願を爲す場合には裁決書の謄本を添附しなければならぬ(砂鑛細則第一七條)、又若し違法に權利を傷害されたことを主張する者は行政裁判所に出訴することが出来る(砂鑛第五條)。

砂鑛權者のみが砂鑛を採取することを得ることに對しては例外がある、即ち砂鑛法第六條に依ると金鑛を目的とする鑛業權者は、其の採掘鑛區内に存在する砂金を採取する權利を有することが出来るのである、此の場合には金鑛の採掘權者は該砂金の採取に關しては砂鑛權者と看做されるのである(砂鑛第六條第二項)。隨つて金鑛に付ての鑛業權者でも試掘權者は鑛區内の砂金は勿論、他の砂鑛を採取することは出来ない。又同一鑛區内でも砂金以外の砂鑛に付ては採掘權者でも之を採取し得ないから、若し之を採取せんとするには砂鑛權の設定を要するのは當然である、尙右の金鑛の鑛區内に存する砂金採取權も、現に砂金に對する砂鑛權の存在しない場合に限られるのであつて、砂金に對する砂鑛權が實在して

居れば之を侵害することは出来ないから、砂鑛法第六條第一項但書に於ても「但其ノ鑛區内ニ現ニ存スル砂鑛區ニ於テハ此ノ限ニ在ラス」と謂つて居るのは寧ろ當然である。

砂鑛權は砂鑛區内に存する各種の砂鑛を採取する權利であるが、砂鑛採取の出願に付ては砂鑛法施行細則様式第一號に依ると、採取せむとする砂鑛の種類を記載することを要することになつて居る、然も存在するか否か明確でない砂鑛を、存在することの確實な砂鑛と共に同一の砂鑛出願の願書中に入れて置くことは、却つて出願全體として不許可の虞があるから、存在の明確でないものは除外するが利益である。蓋し一旦砂鑛權を取得すれば同一區域に付て別個な砂鑛權は生じないから、砂鑛權者は砂鑛法施行細則第十一條に依り、砂鑛區内に於て許可を得た砂鑛以外の砂鑛を更らに採取しようとするには、豫め砂鑛の表示變更の登録を申請し其の登録を受くるが便宜であるからである。

#### 第二項 砂鑛區の變更

砂鑛區の變更とは砂鑛權の登録を得て砂鑛區となつた地域を、砂鑛權者の出願に依り、主務大臣の許可を得た上其の登録を爲すことに依り效力を生ずるもので、左の三種がある。

一、砂鑛區の分合(砂鑛第二三條、法第三五條)

砂鑛區の分合には砂鑛區の合併・分割及一部の分割及合併とがある、其の詳細は鑛區の變更に付て述べたが、之等の場合に於て砂鑛權に對して抵當權が設定してあつたならば、砂鑛權者は砂鑛區分合の出願の際抵當權者の承諾、若し又砂鑛區の分合に依り抵當權が重複する様な場合には、順位に關する協議を遂げて之に關する書面を 附することを要する。

## 二、砂鑛區の増減

砂鑛法第十一條には砂鑛權者は砂鑛區の増減を出願することを得と定めて居るけれども、若し砂鑛權に對して抵當權の設定がしてあれば、砂鑛區の減區又は増減區（増減區とは一方に於て増區を出願し他方に於て減區する場合之を同一願書とする場合）の出願の場合に限り、其の抵當權者の承諾を得なければならぬ、此の場合に於ける願書には抵當權者の承諾書を添附することを要する（砂鑛細則第五條）。

## 三、砂鑛區の改正（砂鑛第二三條、法第三八條）

錯誤に因つて砂鑛の出願を許可した場合に於ては、主務大臣は砂鑛權者に對して砂鑛區の改正を命ずることが出来る、砂鑛權者が該命令に従ひ砂鑛區の改正を出願すれば茲に砂鑛

區の改正が行はれ、砂鑛區は其の登録に因つて變更される。尙砂鑛區の變更ではないが砂鑛法施行細則第二十一條に依り準用せられる鑛業法施行細則では、鑛區の表示變更を認め居るから、砂鑛區に付ても之が表示の變更を爲す場合がある。即ち砂鑛區所在地の名稱・地目・境界・基點又は面積が、砂鑛區圖と相違することを發見したときは、鑛山監督局長は相當の期限を附して砂鑛權の表示變更に關する砂鑛區圖の提出を命ずることが出来る、尙此の場合には鑛山監督局長は右の命令書に調査圖を添附して出願人の便宜を圖つて居る、此の命令に従つて砂鑛權者から砂鑛區圖が提出せられ表示變更が許可されたならば、其の旨を砂鑛權者に通知し之を變更すべきである。

又砂鑛權者は其の砂鑛區内に於て許可を得た砂鑛以外の砂鑛を採取せむとするときは、豫め砂鑛の表示變更の登録を申請することを要する、此の點は前にも述べたが之は砂鑛區の變更ではない。

## 第三項 砂 鑛 業

砂鑛法第二條には「本法ニ於テ砂鑛業ト稱スルハ砂鑛ノ採取及之ニ附屬スル事業ヲ謂フ」と規定せられて居るから、砂鑛業の範圍は砂鑛の採取と、其の附屬事業の總稱であること

は明白である、唯鑛業法では鑛物の掘採と謂ひ砂鑛法で砂鑛の採取と謂つて居るのは、畢竟鑛業では土地を掘鑿して始めて鑛物の採取を爲し得るに反し、砂鑛は地表又は地表に近い沖積層に存する砂鑛を、鑛業に於ける程度の土地の掘鑿を要しないで採取し得るが爲めである、尙砂鑛に對する所有權取得の時期は採取して占有した時ではなく、砂鑛權の設定に依り砂鑛區内に存する砂鑛は砂鑛權者の權利に屬するけれども、之を現實の砂鑛として處分することを得る權能即ち所有權の効力が、採取の時であることは鑛業法に於ての解説と同様である。

次に附屬事業の何たるかに付ては法律に明記して居ないが、鑛業の附屬事業が選鑛及製鍊である如く、砂鑛の附屬事業に洗鑛及製鍊を含むは當然である、砂鑛法第十七條に於ても砂鑛權者が他人の土地を使用することの出来る事項として、鑛業法第五十六條の様にも事業の範圍を限定して居るが、それに依ると(1)洗鑛、(2)製鍊所の建設を規定して居る點から見ても、洗鑛と製鍊が附屬事業であることは疑はない、唯鑛業では選鑛と謂ひ砂鑛業で洗鑛と謂ふのは、現在の砂鑛の撰鑛方法は水洗の方法に依つて爲されて居るが爲であるから、將來撰鑛の方法に進化を來し水洗の方法を執らない様になれば、自ら字句は改正される譯である。

ある。

#### 第四項 砂鑛區に於ける土地所有者の土地使用の制限

砂鑛を採取するに付砂鑛權者が砂鑛區内の土地を使用し得ることは當然である、之れ鑛業權者が鑛區に於て地下を掘鑿するの必要があるのと同様である、砂鑛權者は沖積層の存する土地に立入り其の土地を使用することが、砂鑛採取上必要缺くべからざる絶對要件であるから、砂鑛權の設定に依り土地所有者及關係人は該土地を使用するの權利を一時停止されるものであり、砂鑛權者が砂鑛を採取し終つたならば土地を原狀に復して、土地所有者に返還すべきである(砂鑛第一六條ノ二第一項前段)、此の土地の使用に依る所有者の利益を慮り改正前の砂鑛法第九條では、「砂鑛出願地他人ノ所有ニ係ルトモハ所有者ノ承諾ヲ受クヘシ、土地所有者ハ命令ノ定ムル期間内(鑛山監督局長から出願命令到達後六十日內)ニ於テ自ら砂鑛權ノ出願ヲ爲ストキノ外前項ノ承諾ヲ拒ムコトヲ得ス」と規定して居たが、昭和十五年法律第三號改正砂鑛法第九條では全面的に此の規定を改めて、他人の土地に付て砂鑛權の出願があつたならば、鑛山監督局長は其の出願地の土地所有者・地上權者・永小作權者及該土地に對して使用の權利を有する者に對して通知することを要するに止め、土地所



有者の出願權及承諾を爲すや否やの權能を附與しないこととした。此の改正に依つて砂鑛業の開發は促進せられ、土地所有者が眞に砂鑛業を經營するに足る資力及其の意圖もないのに、出願命令に應じて兎も角も之を出願し、名義だけの砂鑛權を取得し何時迄も砂鑛業に着手しなかつた弊害を一掃し得たもので、今次砂鑛法改正の使命の大半は之に繋つて居ると謂ふも過言ではない。

註一 改正前の砂鑛出願と土地所有者との關係に付ての出願權及承諾問題を參考上略記すると、上記の様に改正前の砂鑛法第九條第一項では砂鑛出願地が他人の所有に係るときは、土地所有者の承諾を要し出願の際其の承諾書を添附しなかつたならば、三十日以内に其の承諾書若しくは其の承諾を得ることの不能な場合には其の事由を記載した書面を差出すことを要した（施行細則第一條第一項）。若し出願人が右期間内に承諾書又は承諾を得ることの不能な事由を記載した書面を差出さなかつたときは、鑛山監督局長は相當の期間を定めて承諾書の提出、又は承諾書のある部分だけに減區の出願を爲すべき旨を命ずることが出来た。若し土地所有者が承諾を拒んだ場合には鑛山監督局長は土地所有者に對して、砂鑛採取の願書の提出を命ずる、此の命令書到達後六十日以内に土地所有者が砂鑛願書の提出をしない場合には、砂鑛出願人の砂鑛出願を承

諾したものと看做される。右の様な煩雜な手数を要したのみならず土地所有者が出願命令に應じて、砂鑛採取に付出願を爲しそれが適法であれば後願であつても、土地所有者に砂鑛權は許可されることになつて居たのであるが、斯様な出願は多くは砂鑛業を營まず唯他人の出願及經營を阻止する以外に、何等の効果はなかつたのだから今回の改正は誠に時宜に適したものである。尤も從來でも取扱上は官有地又は公有地に付ては、土地所有者の承諾を要せずして處理されて居た。

註二 右の註一と對照的に改正法審議の帝國議會に於ての政府委員の改正案の提案理由中、砂鑛法第九條に於ての説明を藉りて立法の趣旨を究めるならば、（現行法第九條ニ依レハ砂鑛出願地カ他人ノ所有ナルトキハ出願人ハ土地所有者ノ承諾ヲ受ケルコトヲ要シ此ノ場合土地所有者ハ自ラ砂鑛出願ヲ爲スコトニ依テ其ノ承諾ヲ拒ムコトヲ得ルコトナツテ居ル併シナカラ最近ノ如ク採鑛業カ各地ニ勃興シ且ツ其ノ規模モ次第二大ナラントスル情勢ノ下ニ於テハ銘々ノ土地所有者ヨリ承諾ヲ受ケルト云フコトハ出願人ノ立場カラモ極メテ煩雜ナコトデアツテ是カ爲メニ砂鑛權ノ許可カ著シク遅延スル結果トナルノテアル。ノミナラス現行法ニ於テハ此ノ場合ノ土地所有者ノ出願ニ優先權ヲ附與シテ居ルノテアルカスクノ如ク土地所有者ノ銘々ニ砂鑛採取ノ

權利ヲ附與スルコトハ砂鑛ノ開發促進上極メテ不合理ト云フヘキテアル一面ニ於テ土地所有者等ノ利益カ十分尊重セラレ他面ニ於テ砂鑛權ノ設定ノ手續カ簡易ニナルコトハ最モ望マシイコトアルカラ本法案ニ於テハ第九條ノ規定ヲ改正シテ砂鑛權ノ出願カアツタ場合ニハ鑛山監督局長カラ土地所有者及關係人ニ其ノ旨ヲ通知スルコトシ土地所有者ノ承諾ヲ必要トシナイコトニ改メタ次第アル鑛山監督局長ヨリ通知ヲ受ケタ土地所有者及關係人ハ愈々砂鑛ノ採取ノ始マル場合ニハ砂鑛法第十二條以下ノ規定ニ從ツテ補償金ヲ請求シ得ル譯テアルカ本法案ニ於テハ砂鑛ノ採取ヲ終ツタ場合ニハ砂鑛權者ハ土地ヲ原狀ニ復シ又ハ原狀ニ復セサルニ因リテ生スル損失ニ對シ補償金ヲ拂渡スヘキコトトシ土地所有者及關係人ハ之ニ對シテモ相當ノ擔保ヲ供セシムルコトヲ得ルモノトシ砂鑛權者ノ義務ヲ特ニ明確ナラシメタ次第アル」と謂つて居る之れ右の説明を具體的に表明したもので素より賛成である。

## 第五項 砂 鑛 權 者

鑛業法第五條は砂鑛法にも準用されて居るから、砂鑛權者(砂鑛出願人も同様である)は帝國臣民又は帝國法律に依つて成立した法人でなければならぬ、隨つて外國人又は外國法人は砂鑛權者たり得ないのは當然である、尙此の詳細は鑛業權者或は鑛業出願人に就て述べ

た所に譲る。

尙二人以上が砂鑛權者である場合には其の内の一人を代表者に選定して、鑛山監督局長に届出でなければならぬ、又代表者を變更した場合には遲滞なく其の届出を爲すことを要する、又鑛山監督局長に於て必要ありと認められたらば、共同砂鑛權者に對して代表者の變更を命ずることが出来るが、若し代表者の變更届出をしなかつたときには、鑛山監督局長に於て代表者を指定することも出来る。代表者は國に對して共同砂鑛權者を代表するから、行政官廳から共同砂鑛權者に對する砂鑛法上の處分又は通知は、代表者に對して爲すことに依つて共同砂鑛權者全員の爲に其の效力を生じ、又代表者から行政官廳に對して爲した届出又は申請は、共同砂鑛權者全員が爲したものと看做される。

然しながら砂鑛法第二十三條に依ると鑛業法第七條第五項の規定は準用して居ないから、共同砂鑛權者は當然に組合契約を爲したものと看做されない、但共同砂鑛權者間に於て組合契約を爲すことを禁ずるものではないから、其の契約が存するならば素より共同砂鑛權者間に組合關係が生ずるのである。

共同砂鑛權には組合の規定を準用しないけれども、鑛業法第十五條の準用に依り物權と看

做れ、物權に關する民法物權編の規定は當然準用されるから、共有に關する規定の支配を受くべきである、隨つて持分の讓渡及相續に因り相續人又は讓受人は共同砂鑛權者となり得るのである。

砂鑛出願人の權利は之を讓渡又は相續の目的と爲すことが出来るのであるが、此の場合には出願人名義の變更をしなければならぬ、唯讓渡の場合には主務大臣に對して届出をしなければ效力を生じないのである(砂鑛第一〇條)けれども、相續の場合は届出がなくても效力を生ずることは、鑛業出願人の權利の際に述べた通りである。

### 第三節 砂鑛權の設定移轉及消滅

#### 第一項 砂鑛權の設定

砂鑛權を得むとする者は願書に砂鑛區圖を添へて主務大臣に出願するのである(砂鑛第八條)、前にも述べた様に改正前の砂鑛法第九條では砂鑛採取の出願に付、土地所有者の承諾を必要として居たが、之を改めて其の承諾を要しないこととした、但鑛山監督局長に於て必要ありと認めるときは、砂鑛出願人に對し相當の期限を附して其の出願地に係る土地所

有者・地上權者・永小作權者及該土地に對して使用權を有する者の氏名又は名稱及住所を記載した書面を、差出すべき旨を命ずることが出来るのである(砂鑛細則第一條)、然し之は單に鑛山監督局長が出願事務處理上の必要に基くもので出願の必要條件ではない、尙添附すべき砂鑛區圖の記載内容は既に砂鑛區に付て述べた通りである。

砂鑛採取の出願に付ては手数料を納付することを要するが、若し手数料が不足して居た場合には鑛山監督局長は出願人に對して、之を追納すべき旨を命ずる、此の場合に於て該追納命令書到達の日から三十日以内に、出願人が手数料の不足額を追納しなかつたならば該出願は却下される(砂鑛細則第六條第四號)。

砂鑛採取の出願に付ても鑛業の出願と同様、行政官廳の爲す處分には出願の不受理・却下・不許可等の所謂出願の拒否と、出願の許可とがあるが大體に於て鑛業法に於けると同様である。

#### (一) 出願の不受理

砂鑛法施行細則第八條では出願不受理の場合を規定して居るが、それは左の場合である。

- (イ) 砂鑛出願地の全部が所轄鑛山監督局長の管轄区域内でないとき、
- (ロ) 出願の砂鑛が砂鑛法第一條の規定に該當しないとき、
- (ハ) 願書に砂鑛區圖を添附しないとき、又は添附圖面に依つて區域が分明しないとき、
- (ニ) 願書に添附すべき圖面の作成に付て、要塞地帯法又は、軍機保護法に依り所轄官廳の許可を要するに拘らず、許可を得たものでないとき、
- (ホ) 手数料を納付しないとき、
- (ヘ) 二人以上が共同して砂鑛採取の出願を爲す場合に、代表者から願書の提出をするに代表者選定に關する決議書、又は之を證する書面を添附することを要するのであるが(砂鑛細則第二一條細則第一四條)、之を添附しなかつたとき、
- (ト) 砂鑛採取の出願に付、願書を第一種引受時刻證明郵便で差出さないとき、
- (二) 砂鑛採取の出願に付一旦願書を受理した後、之を却下する場合がある(砂鑛細則第一〇條)、それは左の如きものである。
- (イ) 實地調査の場合に出願人に於て、出願區域を明示することの出来ない場合、又は鑛山監督局長が出願地の實地調査を爲すことの必要を認め、調査事項及調査期日を定め

て、砂鑛出願人に立會はせることが出来るが、出願人に於て調査事項の説明の出来ない場合。

- (ロ) 願書に添附した圖面が、著しく實地の區域と相違するとき、
- (ハ) 願書又は圖面が不完備な爲め鑛山監督局長が相當の期限を附して、其の修正又は補充を命じたるに拘らず、期間内に之を爲さないとき、
- (ニ) 砂鑛出願地が官廳の許可を要するものであるとき、又は出願後右に該當することとなつた地域に付ては、所轄官廳の許可書又は許可を受けたことを證する書面、或は許可申請を爲したことを證する書面を差出すことを要すべきであるに拘らず、出願人が指定された期間内に許可書又は證明書を差出さないとき、
- (ホ) 砂鑛出願地の形狀が砂鑛業を爲すに不適當であると認めるときには、鑛山監督局長は相當の期限を附して出願地の増減を命ずることが出来るのであるが、若し此の出願地増減の願書提出命令に定められた期間内に、區域増減の願書を差出さないとき、
- (ヘ) 鑛山監督局長が相當の期限を附して出願人に對し、砂鑛業の設備に關する設計書の提出を命じたるに拘らず、期間内に設計書を提出しないとき、

- (ト) 鑛山監督局長が砂鑛業の出願に付實地調査を必要と認め、期日を指定して出願人に立會を命じたるに拘らず立會をしないとき。
- (チ) 出願人の納付した手数料が不足して居た爲め鑛山監督局長から、追納を命ぜられたるに拘らず命令到達後三十日以内に追納しなかつたとき。
- (リ) 砂鑛業の出願許可すべきものと認められた爲、鑛山監督局長から許可通知があれば、出願人は許可書到達後三十日以内に登録税を納付することを要するのであるが、期間内に登録税の納付をした納付書を提出し又は郵便で差出さなかつたとき。尤も登録税納付の場合には許可通知書と共に、納付書に収入印紙を貼用して差出すべきものであるが、出願人に於て登録税を納付しても許可書を添附しなかつた爲、納付書が不受理となつた場合には、特に右期間後でも五日間に限り更らに登録税を納付することが許される(砂鑛細則第七條第二項)から、此の場合には出願は却下されない。
- (ヌ) 鑛山監督局長から出願人に對して出願地に於ける土地所有者・地上權者・永小作權者及該土地に付て使用の權利を有する者の氏名又は名稱、及住所を記載した書面の提出を命ぜられながら、指定された期間内に該書面を差出さないとき。

(ル) 鑛山監督局長に於て必要と認めるときは、相當の期限を附して、出願の際添附した圖面以外に更に五葉に限り提出を命ずることが出来る(砂鑛細則第四條第三項)のである。此の命令を受けた者が期間内に圖面を提出しないときも亦出願は却下される。

(三) 不許可處分

砂鑛法及同法施行細則には直接砂鑛出願に對する不許可處分を定めた規定はないが、同法第二十三條に於て鑛業法の規定を準用して居るものを擧げると。

- (イ) 鑛業法第十條の準用に依り砂鑛業として絶対に許されない地域、或は所轄官廳の許可がなければ砂鑛區と爲し得ない地域に付、砂鑛業を出願しても不許可處分は免れない、尤も砂鑛出願人は砂鑛區の増減を出願することが出来るから(砂鑛第二三條 法第二七條)、右禁止區域を減區して其の他の區域に付て許可を受け得るのは當然である。
- (ロ) 又鑛業法第三十二條の準用があるから、出願地に於ての砂鑛業が、公益を害するものと認められたときは該出願は不許可となる。
- (ハ) 又ロと同條項の準用に依り砂鑛業の價値なきものと認められたときも、砂鑛業の出願は不許可となる、蓋し砂鑛業は終局の目的に於て營利を目的とするものであるから

當初から採算の採れないものは許可すべきではない。

(ニ) 鑛業法第三十三條の第一、二項の準用される結果、砂鑛業出願が重複して居れば、願書發送の日時の先きなる者が優先権を有するから、後願は不許可となるし、又願書發送の日時が同一であれば、鑛山監督局長は當事者間で協議をして届出づべき旨を通知する、此の場合協議が調べば其の結果を鑛山監督局長に届出づべきである、此の場合協議で優先権者と定められた以外の者の出願は不許可となり、又協議の結果を六十日以内に届出でなかつたときは、鑛山監督局長は抽籤に依り優先権者を定めるから、其の他の者の出願は不許可となる。

右各場合の詳細は鑛業出願の際に詳述した、尙砂鑛業出願の不許可、却下及不受理の處分に對しては、訴願又は行政訴訟を提起し得ることも、鑛業出願に對する拒否の處分に對し述べたところと同一である。

(四) 許可

砂鑛業出願に對して之を許可すべきものと認められたときは、鑛山監督局長から其の旨を出願人に通知するのである(砂鑛細則第七條第一項)、出願人は此の通知を受けてから三十日

以内に登録税を納付することを要する。登録税の納付は許可通知書を受けた者又は其の代理人が、鑛山監督局に出頭し、又は郵便を以て差出すことが出来る、尙登録税の納付があれば鑛山監督局長は砂鑛權設定の登録を爲すのであつて、許可に依つて成立し其の效力を停止されて居た權利が、完全に發動し得るに至つたもので、此の理は鑛業權設定の場合と同一である。

尙登録税納付書の不受理の場合の手續及其の猶豫期間に付ては前に本項(二)の(リ)に於て述べた、砂鑛權の登録は鑛山監督局長に於て之を管掌し、砂鑛原簿に記載して之を爲すのである(砂登第一條)、尙砂鑛權登録の種類及砂鑛權登録に關する手續は大體に於て鑛業登録令の規定を準用して居る。

第二項 砂鑛權の移轉

砂鑛法第七條に於ては「砂鑛權ハ相續、讓渡、抵當權、滯納處分又は強制執行ノ目的タル外權利ノ目的タルコトヲ得ス」と規定して居り、大體に於て鑛業法第十七條の規定と同一趣旨である。唯砂鑛權には試掘權は存しないから鑛業法第十七條の規定を採掘權に付て觀れば全然同一であるから、茲に詳述するを避け鑛業權の移轉に付て述べた所に譲る。

右の如く砂鑛權は相續・讓渡・抵當權の實行・滯納處分及強制執行に因つて移轉するのであるが、鑛業法第十九條及第二十條が砂鑛法に準用せられる結果、相續及砂鑛權消滅後（抵當權の設定ある砂鑛權が取消又は廢業に依り消滅した場合）に於ける抵當權の實行に依る競落の場合を除くの外は、登録をするのでなければ其の效力を生じないことは、鑛業權移轉の場合と同様である。

尙重要鑛物増産法に依る砂鑛權の強制讓渡の規定が砂鑛權に適用されることは、同法第一條第一項に於て砂金・砂鐵・砂錫を重要鑛物と指定して居る點から觀て疑の餘地はない。尙砂鑛法に於ても第七條に依つて權利の目的たるべきものを制限して居るから、砂鑛權の賃貸借等は認められない、隨つて鑛業法に於けると同様砂鑛權者又は其の代理人に於て、採取事業を爲すことを要し他人をして其の計算に於て採取を爲さしめ、砂鑛權者は唯噸稅其の他の名稱を以て報酬を取得するが如きは、絶對に爲し得ないことは鑛業に於ける斤先掘の無効なると同様である。

第三項 砂鑛權の消滅

砂鑛權の消滅は鑛業法に於けると同様砂鑛權の取消と廢業の二つの場合である。

(一) 砂鑛權取消の場合は砂鑛法第二十三條に依り、鑛業法第三十八條乃至第四十一條を準用して居る結果、イ)所轄官廳の錯誤に因り砂鑛權の出願を許可したもものなるとき、ロ)官廳の錯誤に因り砂鑛の出願を許可した場合でも、直に之を取消す程度には達しない爲、鑛山監督局長から砂鑛區の改正を命じた場合に、命令書到達後三十日以内に砂鑛區の改正出願を爲さなかつたとき、ハ)砂鑛業が公益を害するものと認められたとき、ニ)砂鑛權者が正當の理由なくして登録の日から、一箇年以内に事業に着手せず又は一箇年以上休業したとき、ホ)施業案に基かないで砂鑛の採取をしたとき、ヘ)鑛區稅を納付しなかつたとき等である。

(二) 砂鑛權が廢業又は取消に因り消滅すべき場合に於て、其の消滅前に砂鑛權に付て抵當權が設定されて居たならば、此の抵當權者を保護する必要があるから、砂鑛法第二十三條は鑛業法第四十二條及第四十三條の規定を準用して居る、然して其の準用の結果を觀ると。

- (イ) 鑛山監督局長は抵當權者に對して砂鑛權取消の登録のあつたことを通知する。
- (ロ) 前記一)のイ)（鑛業法第三八條第一項の場合）、及ハ)（砂鑛業が公益を害する場合）の砂鑛權に

對する抵當權以外の抵當權者は、右の通知を受けた後三十日以内に、砂鑛權の競賣を請求することが出来る。

- (八) 抵當權者が右期間内に抵當權實行の申立をしたときは、砂鑛權は競賣手續完結の日迄、競賣の目的の範圍内に於て尙存續するものと看做されるのであるから、競落人は砂鑛權取消の登録のあつた時に於て、砂鑛權を譲受けたものと看做される。

### 第三章 砂鑛業の經營

#### 第一節 砂鑛權者の土地使用權

##### 第一項 砂鑛區内の土地使用權

砂鑛採取の爲め砂鑛區内の土地を使用することは、鑛業法第三章に依る土地の使用とは本質的に異るところであり、恰かも鑛業權者が鑛區に於て土地の所有者から、特に土地使用權の設定を受くるの必要なく、鑛業權本來の特質として地下を掘鑿することを得ると同様、特に土地使用權の設定を要しないのである、昭和十五年法律第百三號改正砂鑛法施行以前

に於ては既に述べた様に、砂鑛業出願に對しては土地所有者の承諾を必要としたから、其の承諾は恰かも土地使用權設定の承諾であり、土地所有者に對して支拂はるべき補償金は其の對價たるの疑があつたけれども、改正法では土地所有者の承諾を要せず、極言すれば土地所有者の反對があつても砂鑛法所定の要件を具備し、砂鑛業が公益を害することなく、又砂鑛業の價値あるものと認められたならば、當然之が出願は許可せられるのであるから、砂鑛權者が砂鑛區内の土地を使用することは、砂鑛權本來の目的であり使命達成上缺くべからざるものと謂ふべきである。

隨つて砂鑛權者の土地使用は單に砂鑛採取の範圍に限られるけれども、砂鑛權の存する限り土地所有者其他該土地に付、使用又は収益を爲す權利を有する者の土地使用の權利は、一時停止されるのであるから、砂鑛採取の目的が終つたならば速に之を土地所有者、其他の者に土地の使用を爲さしめなければならぬ、唯其の前提として土地を原狀に回復する必要があるから、砂鑛法第十六條ノ二に於ても砂鑛の採取を終つた時は、砂鑛權者は土地を原狀に復し、若し原狀に回復することの出来なかつた場合には、其の損失を補償すべき旨を定めて居るのである。



## 第二項 損失の補償

右の如く砂鑛權の存續する限り、砂鑛權者が土地使用權を有する結果として、土地所有者及關係人は土地の使用、收益を爲すことを得ないから、之に因り從來取得して居た利益を喪失するのは當然のことである。然しながら該損失を以て土地所有者に歸せしめるのは從來の慣習及制度に反するのみならず、砂鑛權者に不當な利得を爲さしめることとなるので、砂鑛法第十二條では「土地所有者、地上權者、永小作權者又ハ土地ニ對シ使用ノ權利ヲ有スル者ハ其ノ土地ニ於テ砂鑛ヲ採取セムトスル者ニ對シテ相當ノ補償金ヲ請求スルコトヲ得」と規定して居るのは當然のことである。又第十六條ノ二に於ても砂鑛權者は砂鑛の採取を終つたときは、土地を原狀に回復することを要するのであるが、若し原狀回復が不能であるときは、之に因つて生じた損失に對する補償金を拂渡すことを要するものとして居る。此の損失補償は主として土地使用の對價であるから、借地料に相當するものであるが、其の性質としては公法上の損失補償に相當する。土地所有者の承諾を得ないで設定された砂鑛權に關し、砂鑛權者と土地所有者との間に協議が爲され、其の協議に因つて、補償金額が定められてもそれは私法上の契約でないことは、土地收用法に依る協議と同様である。

損失補償は敢て前拂であることを要しないが、砂鑛法第十三條では補償金請求權者は砂鑛權者をして、補償金に付相當の擔保を供せしめることを得る旨を定めて居り、又第十六條ノ二に於ても土地所有者及關係人は砂鑛權者をして、砂鑛の採取を終つたときの土地の原狀回復を爲さしむる爲の擔保、又は原狀回復不能の場合の損失補償金の拂渡に付て、相當の擔保を供せしむることの出来る旨を定めて居る。

若し砂鑛權者が補償金の拂渡を爲さず、又は擔保を供しないときは土地所有者及關係人等の補償金請求權者は、土地の使用を拒む事が出来る。之は鑛業法第六十六條の鑛業權者の土地使用權の行使が、補償金の拂渡又は擔保の供與に繋つて居ると同趣旨であるから、砂鑛權の設定があつても砂鑛權者が補償金の拂渡又は擔保を供さなければ、砂鑛採取に取掛ることは出来ないこととなる、隨つて補償金の拂渡又は擔保の供與は砂鑛業實施の要件を爲すものと解さなければならぬ(砂鑛第一四條)。

補償金又は擔保は當事者の協議を以て定めるのが理想であり又原則でもあるが、補償金又は擔保に付協議が調はないとき、又は協議を爲す事の出来ないときは、砂鑛權者は鑛山監督局長に對して裁決を申請することが出来る。此の場合の申請に付ても砂鑛法施行細則第

十八條に於て、同細則第十六條を準用して居るから、砂鑛權者は土地所有者・地上權者・永小作權者及該土地に對する使用權を有する者等との間に、補償金又は擔保に付交渉した始末書を添へて、裁決申請書を提出するのである。鑛山監督局長が申請書を受理したときは其の副本を土地所有者及關係人に交付する、土地所有者等は之に對して申請書の交付を受けてから、十四日間内に答辯書を提出することを要し、鑛山監督局長は申請書及答辯書に基き、又若し答辯書の提出のないときは申請書のみを依つて裁決するのである。裁決書は申請人、土地所有者及關係人等に交付するのであるが、申請書に不完備な點があり其の修正又は補充を命ぜられながら、期間内に之を怠れば該申請は却下される。

若し其の裁決に不服ある者は砂鑛權者でも、土地所有者及關係人でも通常裁判所へ出訴し得るのである（砂鑛第一五條）。鑛山監督局長の裁決があつたならば茲に一應損失補償額、又は擔保は決せられたものであるから、右の裁決に不服ある者から訴訟の提起せられた結果、未だ之が確定しない場合でも砂鑛權者は裁決に因る補償金を供託し、又は擔保を供して砂鑛の採取を爲すことが出来るのである（砂鑛第一六條）。随つて供託又は擔保の供與があれば、土地所有者及關係人等は最早や土地の使用を拒むことは出来ない。此の理は鑛業

權者の土地使用權に關する鑛業法第六十五條と其の趣旨を同ふするから、其の詳細は鑛業權者の土地使用權に付て述べた所に譲る。

砂鑛法第十六條ノ二は昭和十五年法律第百三號改正砂鑛法に依つて、新に設けられた規定である、砂鑛權は採掘權と同様廢業又は取消がなければ、砂鑛の採取を終る迄は存續すべきであるが、砂鑛權者が砂鑛を採取し盡したけれども、土地を原狀に回復せずに放置すれば、土地所有者等は一時停止された土地の使用又は收益權を回復するのであるけれども、原狀回復の爲め、多大の費用を要することがあり、又は全然原狀回復の不能な場合もある。改正法は之を不當と認めて砂鑛權者は土地所有者等に對して、砂鑛を採取し終つた場合には土地を原狀に回復し、又は原狀回復不能の場合には之に因つて生ずる損失を拂渡すことを要するものとした。然しながら砂鑛採取の終了後の請求權だけでは、土地所有者等を保護する所以でないから同條第二項では、砂鑛權者の砂鑛業開始に先だち土地所有者・地上權者・永小作權者及該土地に付使用權を有する者は、砂鑛權者に對し砂鑛採取を終つたときの原狀回復義務の履行、又は原狀回復の不能に因る損失補償を確保する爲に、相當の擔保を供與せしむることを請求し得ることとした。随つて砂鑛權者が右の擔保供與をしない

場合には、砂鑛法第十四條に依り土地所有者等は砂鑛の採取を拒むことが出来る(砂鑛第一六條ノ二第三項)。

### 第三項 砂鑛區外の土地使用

砂鑛業の爲に砂鑛區内の土地使用に付ては、特に土地使用權の設定を要しないことは前項で述べたが、砂鑛區外の土地を砂鑛業の爲に使用する必要が生ずれば、鑛業法第三章に於けると同様土地使用權の設定を受けなければならぬ。砂鑛法第十七條に於ては「鑛業法第三章ハ砂鑛業ニ關シ之ヲ準用ス但シ同法第五十六條ニ依ル土地ノ使用ハ左ノ場合ニ限ル」と規定して土地使用の目的事業を、(一)洗鑛、(二)製鍊所ノ建設、(三)洗滌用水路及溜池ノ開設、(四)砂鑛原料ノ置場、(五)其ノ他砂鑛業上必要ナル工作物ノ施設(本號は昭和十五年の砂鑛法改正に依り新に設けられたもので、其の範圍は著しく擴張された)、の場合に限定して居るから、右事業以外には他人の土地を使用することは出来ない。

法律に明かな様に鑛業法第三章が砂鑛業に準用される結果は、砂鑛權者は前記目的事業遂行の必要上、(イ)測量又は検査の爲に他人の土地に立入(法第五二條)、(ロ)測量又は検査の爲め必要な場合には他人の土地内に在る障碍物を除却すること(法第五三條)、(ハ)急迫な危険を

防止する爲に必要なときは鑛山監督局長の許可を受けて直に他人の土地に立入ること(法第五四條)を得る外、(ニ)本來の意義に於ての繼續的な土地の使用、及土地の使用が三箇年以上に亘り、又は砂鑛採取の結果土地の地質を變更する場合に於ける、土地所有者の完全收用の請求權或は又土地の一部を收用することに依り、殘部を従來の用法に従ふ目的に使用することの出来ない爲、殘地をも收用すべきことを砂鑛權者に請求する所謂全部收用は、砂鑛權に基く土地使用の場合にも準用せられる。随つて又土地の使用及收用に因る損失の補償、又は擔保の供與等總て鑛業權者の土地使用に付て述べた所と同一である。

### 第二節 砂鑛業の監督

砂鑛業は鑛業と同様國家的な公企業たるの性質を有して居るから、其の事業の經營に付て國家の嚴重な監督に服して居る、殊に昭和十五年法律第百三號に依る砂鑛法の改正の一半は、此監督の強化に存すると謂ふも過言ではない、此の點に付ては砂鑛法の沿革として一言した所であるが、其の内既に述べた共同砂鑛權に對する監督、及後に述べる砂鑛業警察並に砂鑛夫に關するもの以外のものに付て茲に述べる。

## (一) 施業案の認可及變更命令の權

改正前の砂鑛法では採掘權實施の様に施業案に依ることを要しなかつたが、昭和十五年の砂鑛法改正に際し新に第十六條ノ三を設け、鑛山監督局長に於て必要ありと認めたらば、命令の定める所に従つて砂鑛權者をして施業案を定め、鑛山監督局長の認可を受くべき事を命ずることが出来る旨を定めた。又砂鑛權者が一旦認可を受けた施業案を變更する場合も同様であるが、鑛山監督局長は砂鑛權者の申請を待たず必要ありと認めるときは、砂鑛權者に對し理由を示して施業案の變更を命ずることも出来るのである。この點は鑛業法第四十四條及第四十五條と同様である、施業案を定め其の認可があつたときは、施業案に依るのでなければ砂鑛を採取することは出来ない(砂鑛第一六條ノ三第四項)。砂鑛權者が施業案の認可申請を爲すには、様式第十二號に準じて調製した施業案に其の説明圖面を添附して、鑛山監督局長に差出すのであるが、砂鑛の種類又は狀況に依つては様式に據り難いものもあり得るから、此の場合には様式の記載事項を増減することを得るものとした(砂鑛細則第一一條ノ二)。

又砂鑛權者が施業案の變更の認可申請を爲す際には、様式第十二號に準じて調製した新な施業案に、其の説明圖面及變更の理由を詳記した書面を添附して、之を鑛山監督局長に差出すことを要する(砂鑛細則第一一條ノ三)。

鑛山監督局長が必要ありと認めて砂鑛權者に對して、施業案を定め其の認可申請を爲すべき旨を命ずる場合、又は鑛山監督局長が砂鑛權者に對し理由を示して施業案の變更を命ずるには、少くとも三十日以上を附して認可を受くべきことを命ずることを要する。尤も鑛山監督局長から三十日以上を附して、施業案を定め其の認可を受くべきことを命じた場合には、命令書到達の日から認可申請書を提出する迄の間、及施業案の認可又は不認可の指令のあつた日迄は、従前通り施業案に基かないでも砂鑛の採取は許される(砂鑛細則第一一條ノ四及五)。

尙施業案の認可又は變更を命ぜられたるに拘らず之に違反し、又は鑛山監督局長の認可を受けず施業案を變更實施したとき、又は全然施業案に基かずに砂鑛の採取をした場合には、一年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處せらる(砂鑛第二〇條)。

## (二) 報告を徴し又は臨檢を爲すの權

主務大臣及鑛山監督局長は砂鑛權者に對し、砂鑛業に關し必要な報告を爲さしめることが

出来るのみならず、當該官吏をして事業場、事務所その他必要な場所に臨検して、業務の状況若くは帳簿書類其の他の物件を調査することが出来る(砂鑛第一八條)。之は鑛業法第十二條ノ二の規定と全く同一である。若し砂鑛權者が報告を怠り又は虚偽の報告を爲した場合には、五百圓以下の罰金に處せられる(砂鑛第二二條)。

尙右臨検の際砂鑛業に關する犯罪があるものと認めたるならば、搜索を爲し又は犯罪の事實を證明すべき物件の差押を爲すことも出来る。若し砂鑛權者が當該官吏の臨検、搜索又は差押を拒み、又は妨害し或は當該官吏を忌避したならば五百圓以下の罰金に處せられる(砂鑛第一八條第二項、同第二〇條第二號)。尙前記の臨検、搜索及差押に關する手續は間接國稅犯則者處分法の規定を準用することになつて居る。

(三) 砂鑛權の取消權

正當の理由なきに拘らず登録の日から一年内に事業に着手せず、又は一年以上休業したときは砂鑛權は取消される(砂鑛第二三條、法第四〇條)。

(四) 砂鑛夫名簿及砂鑛區圖の備置義務

砂鑛權者は砂鑛業事務所に砂鑛夫名簿及砂鑛區圖を備置くことを要する(砂鑛第二三條、

法第七六條及砂鑛細則第一三條)、砂鑛夫名簿に記載すべき事項は昭和十六年厚生省令第十八號「砂鑛業ニ於ケル雇傭就業規則及砂鑛夫等ニ關スル件」第二條に依り、鑛夫就業扶助規則第三條及第四條の規定を準用して居る、第三條の記載事項は前に鑛夫の雇傭就業規則を説明した際に述べたから茲に再説しない。又第四條には砂鑛夫を解雇したとき、又は死亡したときは砂鑛夫名簿に解雇又は死亡の年月日、及解雇の事由又は死亡の原因を記載し、五箇年以上保存することを命じて居る。

(五) 砂鑛明細表及設計書の提出義務

砂鑛權者は毎年一月末日迄に其の前年に於ける鑛産物の數量・其の販賣高・販賣代價・行業日數及工數を、記載した砂鑛業明細表を鑛山監督局長に差出すことを要する。若し砂鑛權が消滅し又は移轉した場合には、砂鑛權を有して居た者から消滅又は移轉の登録後、三十日以内に砂鑛業明細表を差出すことを要する(砂鑛細則第一四條)、砂鑛業明細表を差出すべき義務に違反して之を差出さない者は、砂鑛法施行細則第二十條ノ二に依り罰則の制裁がある。

尙鑛山監督局長は砂鑛權者に對して砂鑛業の設備に關する設計書の提出を命ずることも出

來る(砂鑛細則第二一條、細則第二二條ノ二)。

(六) 技術管理者及保安係員選任の義務

砂鑛法第二十三條では鑛業警察に關する鑛業法の規定は全部準用して居るから、砂鑛業警察の際に述べべきであるが昭和十六年の改正砂鑛法施行細則第十九條ノ二では、特に鑛山監督局長に於て必要ありと認めるときは、砂鑛權者に對して技術管理者及保安係員を選任すべき旨を命ずることが出来ることとしたから、之れ亦砂鑛業に關する監督強化の一事由として擧げた。

### 第三節 砂鑛業警察

鑛業と砂鑛業との間に於ては、事業上から生ずる危険の程度は素より同一ではなく、砂鑛業は鑛業に比して危険率の少いことは當然である、隨つて従來は鑛業法第七十二條の鑛業上危険の虞あり、又は公益を害するものと認められた場合の主務大臣(急迫な場合には鑛山監督局長)は、危険豫防又は鑛業の停止を命ずることを得る規定、及第七十四條の鑛業權消滅後一箇年間は、鑛業權を有して居た者に對して、危険豫防を命じ得る規定のみが砂鑛法に

準用せられたのみであり、又鑛業警察規則中第五十五條、第五十六條、第七十三條、第七十七條及第七十八條の規定が砂鑛業に準用されて居たのに過ぎなかつた。

然るに昭和十五年の改正砂鑛法では其の第二十三條に於て鑛業法第四章(第七一條乃至第七四條)の規定全部を砂鑛業に準用する外、砂鑛法施行細則第二十一條に於て、鑛業警察規則中前記各規定の外新に、第一條第四項第五項、第二條乃至第十二條、第十四條及第七十六條を準用することとなつたから、砂鑛業警察に關する監督は一段と強化せられて來た。

砂鑛業に關する警察事務は砂鑛業上の建設物及工作物の保安、砂鑛夫の生命及衛生上の保護に關する事項であり、鑛業警察規則に依り主務大臣及鑛山監督局長が之を管掌するところである(砂鑛第二三條、法第七一條)、今鑛業警察に關する砂鑛法及鑛業法並鑛業警察規則中砂鑛業に準用されるものを擧ぐれば。

#### (1) 技術管理者

主務大臣及鑛山監督局長が必要ありと認めるときは、技術管理者の選任を砂鑛權者に命ずることが出来る(砂鑛第二三條、法第七三條及砂鑛細則一九條ノ二)、又砂鑛權者は右命令を待たず技術管理者を選任することも出来る(警第一條第一項)、何れの場合に於て

も技術管理者を選任したときは、遅滞なく其の履歴書を添へて鑛山監督局長に届出なければならぬ(警第一條第一項)、又鑛山監督局長は技術管理者の増員を命ずることが出来る、又右の場合に於て技術管理者が死亡し、又は之を解任したときは砂鑛権者は遅滞なく後任者を選任して、其の旨を鑛山監督局長に届出することを要する(警第一條第四、五項)、又鑛山監督局長は必要ありと認めたらば、砂鑛権者に對して技術管理者の改任を命ずることも出来る(警第二三條)、技術管理者は砂鑛業の技術に關する一切の事務を管理する者であり、其の資格は鑛警察規則第三條に規定されて居るが、其の詳細は鑛業警察の説明に於て詳述したから省略する。

二人以上の技術管理者ある場合には各自の権限を定めて、鑛山監督局長に届出を要するのであり、技術管理者は二以上の砂鑛業に於て技術管理者を兼ねることを得ないのを原則とする、若し又技術管理者が旅行、疾病其の他の事故に因つて、職務を行ふことの出来ないときは、技術管理者たるの有資格者をして代理せしめることを要する(警第四條乃至第七條)。

(ロ) 其の他の係員

砂鑛権者は保安係員を選任することが出来る(警第一四條)、又鑛山監督局長に於て必要ありと認めたときは、砂鑛権者に對して其の選任を命ずることが出来る(砂鑛細則第一九條ノ二)、保安係員は技術管理者又は砂鑛権者の指揮を受けて、砂鑛区内及砂鑛業經營に關せる施設に付、其の保安に關する事務を掌る者で、毎日砂鑛夫の就業場所、通行場所その他危険發生の虞ある場所を巡視して、危険の發生を未然に防ぐことを要する、砂鑛権者が保安係員を選任したときは、履歴書を添へて遅滞なく鑛山監督局長に届出を要し、又保安係員が死亡し又は之を改任したならば其の旨を届出づべきであるのみならず、鑛山監督局長は必要ありと認めたときには、保安係員の改任又は増員を、砂鑛権者に命ずることも出来る(警第一四條、第九條、第一〇條)、尙保安係員は二以上の砂鑛業の係員となり、又は同一砂鑛業でも二以上の係員を兼ねることは原則として許されない(警第一二條)。

(ハ) 危険豫防の義務

砂鑛業上危険の虞あり又は公益を害するものと認めたときは、主務大臣は砂鑛権者に對して、其の豫防又は砂鑛業の停止を命ずることが出来る、又急迫な危険を防止する

爲め必要ありと認めるときは、鑛山監督局長も亦右の権限がある（砂鑛第二三條、法第七三條）、若し砂鑛權者が右の命令を受けながら、危険豫防の處置を執らず、又は砂鑛採取を停止しなかつたならば、主務大臣は砂鑛權の取消を爲し得る。尙鑛業警察規則第八條では砂鑛權者又は技術管理者は、危害又は衛生上危険の虞ありと認めるときは、遲滞なく應急又は豫防の處置を爲すべきことを命じて居るから、主務大臣又は鑛山監督局長からの命令を待つまでもなく、常時危険の發生を未然に防止するの特殊な義務を負担して居るのである。

尙右の危険豫防の義務は砂鑛權消滅後と雖も、五箇年間は存續するから、若し危険防止の必要ありと認めたらば、主務大臣又は鑛山監督局長は砂鑛權を有して居た者に對し、危険豫防に關する設備を命ずることが出来る（砂鑛第二三條、法第七四條）、昭和十五年の改正前は右の期間を一年間として居たが、短きに失するとの見地から之を延長した、若し主務大臣又は鑛山監督局長から、右の命令を受けながら之に違反したならば、砂鑛法第二十條第四號に依り六月以下の懲役又は千圓以下の罰金に處せられる。

(二) 設備に對する認可

鑛業警察規則第五十五條は改正前の砂鑛法施行細則でも準用して居た、同條に依ると燒鑛場、製鍊場其他重要且つ危険の伴ふ工作物又は施設を爲すには、鑛山監督局長の認可を受くることを要する、又鑛山監督局長に於て必要ありと認めるときは、鑛業警察規則第五十五條列記の事項の變更に付て、認可を受くべきことを豫め命ずることも出来る。若し認可を受けた工作物の工事が完成したとき、或は認可を受けた事項を變更し、又は廢止したときは其の旨を鑛山監督局長に届出をしなければならぬ。

(ホ) 砂鑛夫住宅其他の工作物建設の場合の届出義務

砂鑛法施行細則では、鑛業警察規則第五十六條を準用して居るから、鑛夫住宅其他の工作物建設の場合には、法定事項を具して、鑛山監督局長へ届出でなければならぬ、若し之を變更し又は廢止した場合も同様である。

(ハ) 報告義務

砂鑛場に於て火災又は水害が起つた場合には、其の概況を鑛山監督局長に急報することを要する、尙右以外の災害又は事變に因つて、死者、重傷者若くは五人以上の負傷



者を生じた場合、或は死傷者を生じない場合でも作業の全部又は一部を休止した場合には、之れ亦報告の義務がある、尙災害、事變に付ては其の経過及其の處置の詳細を鑛山監督局長に届出を要する。

(ト) 鑛山監督局長の處置又は處分を命ずるの權

鑛山監督局長必要ありと認めるときは、建設物、工作物其の他の設備に付改造、修理其の他の處置を命ずることが出来る（警第七六條）、又鑛山監督局長は鑛業法第七十二條第二項及第七十四條の規定に基く主務大臣の命令、鑛業警察規則其の他鑛業警察に關する命令の規定を執行するに必要な處分を爲し、其の他衛生上の施設に付て必要な處分を命ずることも出来る（警第七七條第七八條）。

#### 第四節 砂鑛害の賠償

改正砂鑛法第二十三條では、鑛害賠償に關する鑛業法第七十四條ノ二及三並に第七十四條ノ八乃至十五の規定を砂鑛業にも準用して居るから、砂鑛業の經營に當り他人に損害を加へた場合には、特に砂鑛權者に故意又は過失がなくても其の損害を賠償することを要する

ものであり、該訴訟は純然たる私法上の問題であるから、通常裁判所に於て審理される、尙其の詳細は鑛害の賠償に付て述べた所に譲る、唯砂鑛害の賠償に付ては、石炭鑛業に於けるが如き、鑛害賠償義務の履行を擔保する爲の供託制度は之を準用しなかつた、蓋し砂鑛害は石炭鑛業の様に、損害發生の原因が長年月間に亘り、除々に進展し潜在的のものでないこと、其の損害の程度も夫れの如く大なるものでないと認められた爲である。

#### 第五節 砂 鑛 夫

鑛業法中鑛夫に關する規定は改正前の砂鑛法には、全然準用されて居なかつた、然るに昭和十五年の改正砂鑛法第二十三條では、鑛業法の規定中(イ)鑛業權者が鑛夫名簿を作成して鑛業事務所へ備置く義務（法第七六條）、(ロ)鑛業權者が鑛夫を解雇した場合に於て其の請求があれば、雇傭の期間、業務の種類技能、賃金及解雇の事由を記載した證明書を交付するの義務（法第七九條）、(ハ)鑛業權者は、毎月一回以上現金を以て、鑛夫に其の賃金を支拂ふ義務（法第七八條）、(ニ)主務大臣の命令を以て鑛夫の年齢及就職時間並に婦女幼者の勞務の種類を制限し得ること（法第七九條）、等は總て其の儘砂鑛業に準用されることになつた。

尙砂鑛法第二十三條第二項では鑛業法第七十五條の、鑛夫の雇傭及就業に關する規定は、命令を以て定むる砂鑛業に關して準用する旨を定めたが、昭和十六年五月十四日厚生省令第十八號砂鑛業に於ける雇傭就業規則及鑛夫名簿等に關する件に依り明かにされた。

(一) 砂鑛夫の雇傭及就業規則

右の厚生省令に依れば、砂鑛法第二十三條第二項に所謂命令を以て定むる砂鑛業とは、常時五十人以上の砂鑛夫を使用する砂鑛業であるが、此の砂鑛業に於て使用する砂鑛夫の雇傭及就業規則に關しては、鑛夫就業扶助規則第一條、第二條及第三十六條の規定を準用することになつたから(右省令第一條)、砂鑛業者は之れに依ることを要する。

砂鑛業者の作成すべき砂鑛夫の雇傭就業規則には、法定事項を記載して砂鑛業者手前に鑛山監督局長に對して認可を申請することを要する、尙雇傭就業規則を變更するには鑛山監督局長の許可を要する。

右の法定事項と謂ふのは(一)業務の種類、(二)雇入の手續、(三)解雇の事由及手續、(四)解雇の場合の歸郷旅費支給に關する事項、(五)賃金の支拂方法及支拂期日、(六)砂鑛夫の貯金其の他の積立金を管理するときは其の方法、拂戻の方法及手續、(七)砂鑛夫の負擔に屬する作業用

品目、(八)業務別就業時間及就業時の轉換方法、(九)休日、(十)國民學校初等科の課程(及之に準ずる學校の課程)を終了しない學齡兒童を雇傭するときは就學に關する必要な事項、(十一)賞罰又は制裁の定めがあるならば其の規定等を記載することを要する、尤も之は法令に依つて定められた事項であるから、之以外に強行法又は公の秩序、善良の風俗に反しない事項を記載することは、素より妨げない。

尙砂鑛業者は變災若くは變災の虞ある爲、又は避くべからざる事由のある場合には、臨時的に就業時間、就業時の轉換方法及休日に關する事項に付ては、雇傭就業規則に依らなくともよいのであるが、此の場合には遲滞なく其の事由を具して、鑛山監督局長に届出づべきである(右省令第一條鑛夫就業扶助規則第二條)。

右の砂鑛夫の雇傭及就業規則は、適當な方法を以て砂鑛夫に周知させる必要があるから、砂鑛業事務所に掲示して置くとか、又は砂鑛夫に配布するを適當と思ふ。

砂鑛業者は砂鑛夫の雇傭又は就業に關して、紛議を生じたときは遲滞なく、其の事由及状況を鑛山監督局長に報告することを要する(右省令第三條)、又砂鑛夫の雇傭及就業規則に違反した砂鑛業者及砂鑛業代理人は、百圓以下の罰金又は科料に處せられる、尤も砂鑛業代

理人を處罰する場合は、其の權限に屬する事項であることを要するは勿論である(右省令第四條)。

(二) 砂鑛夫の災害扶助

鑛業法第八十條及鑛夫就業扶助規則に於ては、鑛夫が業務上負傷し、疾病に罹り又は死亡した場合には本人又は其の遺族、若くは本人の死亡當時其の收入に因つて、生計を維持して居た者を扶助することを要することとし、右扶助規則に於て詳細な定めを爲して居るが、砂鑛業には之を準用して居ないから、砂鑛夫が業務上負傷、疾病又は死亡した場合には、一般法である労働者災害扶助法に依つて律せらるべく、又若し該災害が砂鑛權者の故意又は過失に基いて生じたときは、砂鑛權者は民法上の不法行為に因る損害賠償の責任を免れることは出来ない。

要するに砂鑛業に於ての砂鑛夫は、鑛業に於けるが如く多數でないこと、並に災害發生の原因が地上労働であるだけに少いことに基因して居るのであるから、砂鑛業が將來長足の進歩を遂げ、又災害發生の危険率が増加すれば、勢ひ此の點の改正も起り得るのである。

第六節 砂鑛業に關する納税

砂鑛業に關する課税としては砂金採取を目的とする砂鑛業に對して、從來砂鑛區税法に基く砂鑛區税があり、又臨時租税措置法に基き砂金以外の砂鑛の採取を目的とする、砂鑛區に課せられる特別砂鑛區税があつたが、昭和十五年法律第三十一號鑛區税法に於て、從來の鑛業税及鑛産税の規定は鑛業法から削除し、之等と右砂鑛税等を纏めて特別な單行法を公布されたので、砂鑛區に課せられる課税も鑛區税と稱せられることになつた。

砂鑛區に關する鑛區税率は砂鑛區が河床である場合は、延長一町毎に三十錢、河床でないものは面積千坪毎に三十錢であり、千坪未滿又は一町未滿の場合は、之を各千坪又は一町として賦課される(税法第二條)、其の徵收時期は毎年十二月翌年分を納付するのであるが、昭和十五年度分までは従前の例に依り、昭和十六年から鑛區税法に基いて課税される、尙砂鑛區に關する鑛區税に對しては、附加税を課し得ること、其の他徵税手續等に關しては、前に鑛區税の説明で詳述したから茲に再言しない。

第七節 罰 則

改正砂鑛法は罰則に付ても從來よりも之を強化した、改正前には權利を有せずして砂鑛業を爲し又は詐欺の所爲を以て、砂鑛業の許可を受けた場合でも、五百圓以下の罰金であり體刑はなかつたが、改正法第十九條では權利を有せずして砂鑛業を爲し、又は詐欺の行爲に因つて、砂鑛採取の許可を受けた者は一年以下の懲役又は二千圓以下の罰金に處せられる、之は鑛業法に於ける盜掘罪及詐欺取權罪に相當するもので、刑事罰の性質を有する。其の他砂鑛法第二十條乃至第二十二條及砂鑛法施行細則に依る罰則は、總て行政罰の性質を有する、行政罰に關する罰則を略記すれば、

(一) 砂鑛法第二十條の場合

此の場合には違反者は六月以下の懲役又は千圓以下の罰金に處せられる、之に該當する者は、

- (イ) 鑛山監督局長が砂鑛權者に對して、施業案を定めて認可を受くべきことを命じ、又は其の變更を命じたるに係らず之に従はないとき、(ロ)所轄官廳の許可がなければ砂鑛

業の爲に使用することの出来ない場所で砂鑛業を営んだとき、(ハ)砂鑛業に關する警察事務に付、主務大臣又は鑛山監督局長の發する命令又は、該命令に基く處分に違反したとき、(ニ)砂鑛業上危険の虞あり又は公益を害する虞あるものと認めて、主務大臣又は鑛山監督局長から危険豫防命令又は砂鑛業の停止命令があり、或は技術管理者の選任命令を受けながら、砂鑛權者が該命令に違反したとき、(ホ)技術管理者の職務に關する鑛業警察規則又は、之に依つて爲される處分に違反したとき。

(二) 砂鑛法第二十一條の場合

此の場合には違反者は千圓以下の罰金に處せられる。

- (イ) 砂鑛夫の雇傭及就業規則の制定又は變更に付、鑛山監督局長の許可を受くべきに拘らず之に違反し、(ロ)又は砂鑛夫名簿を砂鑛業事務所に備置かないとき、(ハ)砂鑛夫の請求あるに拘らず證明書を交付せざるとき、(ニ)砂鑛夫に對して定期に通貨を以て賃金を支拂はないとき、(ホ)砂鑛夫の年齢、就業時間及婦女、幼者に對する労働の種類制限に關する主務大臣の命令に違反したとき。

(三) 砂鑛法第二十二條の場合

此の場合には違反者は五百圓以下の罰金に處せられる。

- (イ) 主務大臣又は鑛山監督局長が、砂鑛權者に對し砂鑛に關し必要な報告を爲すべき旨を命じたるに對し、砂鑛權者が之を怠り又は虚偽の報告を爲したとき。
- (ロ) 主務大臣又は鑛山監督局長が、當該官吏をして砂鑛の事業場、事務所其他必要な場所に臨檢し又は、該臨檢の際砂鑛業に關する犯罪ありと認めて、搜索又は證據物件の差押を爲すに際り、之を拒み又は妨害し、若くは當該官吏を忌避したとき。
- (ハ) 砂鑛權者が砂鑛業の爲め鑛山監督局長の許可を受けて、他人の土地に立入り測量又は檢査の爲に、該土地に存する障礙物を除却し得るのであるが、許可なくして之を除却したとき。

(四) 砂鑛法施行細則上の罰則

此の場合には悉く行政罰の性質を有するもので左の各種がある。

- (1) 鑛山監督局長は砂鑛出願人又は砂鑛權者に對して、砂鑛業の設備に關する設計書の提出を命じ、又は其の變更を命ずることが出来るが、該設計書を變更する場合は鑛山監督局長の許可を受けなければならぬに拘らず、之に違反したとき又は、砂鑛

權者が砂鑛業に關する設備の設計書の提出又は變更を命ぜられながら之に應じないとき、(ロ)鑛山監督局長が砂鑛出願地又は、砂鑛區の實地調査を必要と認めたる爲、調査事項及調査期日を指定して、砂鑛出願人又は砂鑛權者に立會を命じたるに拘らず立會はないとき、(ハ)又は砂鑛業代理人の變更を命ぜられたるに拘らず、之に違反した場合には、三月以下の懲役又は百圓以下の罰金に處せられる。

- (2) (イ) 砂鑛出願人は鑛山監督局長から命令があれば、出願地の土地所有者・地上權者・永小作權者及該土地に關する土地使用權者の氏名又は名稱及住所を記載した書面を、提出させることが出来るが、出願人が該書面に不實の記載を爲したとき(砂鑛細則第一條)、(ロ)砂鑛權者が其の砂鑛區内に於て、許可を受けた砂鑛以外の砂鑛を採取するには、豫め砂鑛の表示變更の登録を申請すべきであるが、之に違反したとき(砂鑛細則第一條)、(ハ)砂鑛區圖を砂鑛事務所に備置かないとき(砂鑛細則第一三條)、(ニ)砂鑛明細表を差出さないとき(砂鑛細則第一四條)、(ホ)砂鑛出願人の死亡に因る相續人其他の一般承繼人、又は法人の代表者變更の場合の新代表者が、戸籍吏に届出た日又は登記の日から十四日間内に、承繼又は變更届を差出さないとき(細則第二六條)、(ヘ)砂鑛權者又は砂

鑛權に對する抵當權者の一般承繼の場合、又は氏名或は名稱若くは住所を變更した砂鑛權者或は抵當權者が、其の届出又は登記の日から十四日以内に、鑛山監督局長に對し其の届出を怠つたとき(細則第四〇條)、(ト)砂鑛業に著手後遲滞なく砂鑛業事務所を定め之を届出づべき義務に違反したとき(細則第四一條)、(チ)砂鑛業登録後六箇月以内に事業に著手せず、又は六箇月以上休業せむとする場合、又は休業期間内に事業に著手したときは、孰れも鑛山監督局長に對して届出を爲すべきであるが、之に違反したとき(細則第四三條)、(リ)測量又は検査の爲め他人の土地に立入、又は之が爲に障礙物を除却せむとする者は、鑛山監督局長の許可書を携帯する義務があるが、之に違反したとき(細則第六一條)、(ヌ)砂鑛權者が他人の土地に付使用權を取得したとき、使用を始めたとき、使用を終つたとき又は使用せざるに至つたときは、鑛山監督局長に對して届出を爲すべき義務があるが、之に違反したとき(細則第六三條)、(ル)鑛山監督局長より砂鑛權の表示變更に關する砂鑛區圖の提出を命ぜられながら、期間内に之を提出しないとき(細則第三七條第一項)、(ヲ)砂鑛の出願許可すべきものと認められ鑛山監督局長から其の旨の通知があつた後三十日以内に登録税を納付しないとき(細則第三七條第三項)。(完)

# 附 錄

# 鑛業法

明治三十八年三月八日  
法律第四十五號

明治四十年四月十日法律第四十一號  
同四十四年三月十日法律第九號  
同四十四年三月十日法律第九號  
大正十三年七月二十二日法律第二十二號  
昭和二年三月三十一日法律第三十六號  
昭和六年七月二十五日法律第六十五號  
昭和九年三月二十九日法律第三十七號  
昭和十年三月三十日法律第二十四號  
昭和十四年三月二十四日法律第二十三號  
昭和十五年三月二十九日法律第三十一號  
昭和十五年四月六日法律第二百二號改正

## 第一章 總則

第一條 本法ニ於テ鑛業ト稱スルハ鑛物ノ試掘、採掘及之ニ附屬スル事業ヲ謂フ

第二條 本法ニ於テ鑛物ト稱スルハ金鑛、銀鑛、銅鑛、鉛鑛、蒼鉛鑛、錫鑛、安質母尼鑛、水銀鑛、亞鉛鑛、鐵鑛、硫化鐵鑛、格魯謨鐵鑛、滿俺鑛、重石鑛、水鉛鑛、砒鑛、ニツケル鑛、コバルト鑛、磷鑛、黑鉛、石炭、亞炭、石油、土瀝青、硫黃、石膏、重晶石、

鑛業法

明礬石、螢石及石綿ヲ謂フ但シ砂鑛ハ此ノ限ニ在ラス

炭化水素ヲ主成分トスル天然瓦斯ハ之ヲ石油ト看做ス但シ工業用其ノ他ノ營利ヲ目的ト

セスシテ單ニ一家ノ自用ニ供スルモノニハ本法ヲ適用セス

第三條 未タ採掘セサル鑛物(廢鑛及鑛滓ヲ含ム)ハ國ノ所有トス

第四條 本法ニ於テ鑛業權ト稱スルハ試掘權及採掘權ヲ謂フ

鑛業權者ハ鑛區ニ於テ其ノ許可ヲ受ケタル鑛物ヲ掘採シ及之ヲ取得スル權利ヲ有ス但シ

鑛區ノ重複シタル場合ニ於テハ鑛業權者ハ互ニ其ノ權利ヲ制限セラレ

第五條 帝國臣民又ハ帝國法律ニ從ヒ成立シタル法人ニ非サレハ鑛業權者トナルコトヲ得

第六條 本法ニ規定シタル鑛業權者ノ權利義務ハ鑛業權ト共ニ移轉ス

本法ノ規定ニ依リ爲シタル手續其ノ他ノ行爲ハ鑛業ヲ出願セムトスル者、鑛業出願人、

鑛業權者、土地所有者又ハ關係人ノ承繼人ニ對シテモ其ノ效力ヲ有ス

第七條 二人以上共同シテ鑛業ヲ爲シ又ハ之ヲ爲サムトスルトキハ内一人ヲ選定シテ代表

者ト爲シ鑛山監督局長ニ届出ヘシ代表者ヲ變更シタルトキ亦同シ

鑛山監督局長必要アリト認メタルトキハ共同鑛業出願人又ハ共同鑛業權者ニ代表者ノ變

更ヲ命スルコトヲ得

第一項前段ノ規定ニ依ル届出ヲ爲サス又ハ前項ノ規定ニ依ル命令ニ從ハサルトキハ鑛山

監督局長ハ代表者ヲ指定ス

代表者ハ國ニ對シ共同鑛業出願人又ハ共同鑛業權者ヲ代表ス

共同鑛業出願人又ハ共同鑛業權者ハ組合契約ヲ爲シタル者ト看做ス

第八條 本法ニ於テ鑛夫ト稱スルハ鑛業ニ從事スル勞働者ヲ謂フ

第九條 本法ニ於テ鑛區ト稱スルハ鑛業權ノ登録ヲ得タル土地ノ區域ヲ謂フ

鑛區ノ境界ハ直線ヲ以テ之ヲ定メ地表境界線ノ直下ヲ限トス其ノ面積ハ石炭ニ在リテハ

五萬坪以上其ノ他ノ鑛物ニ在リテハ五千坪以上トシ共ニ百萬坪ヲ超ユルコトヲ得ス但シ

鑛利保護上又ハ鑛區分合上已ヲ得サル場合ニハ百萬坪ヲ超エルコトヲ得

同一ノ鑛區ニ於テハ二以上ノ鑛業權ヲ設定スルコトヲ得ス但シ其ノ目的異種ノ鑛物ナル

トキ及第三十六條ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス



陸海軍所轄ノ軍港、要港、火藥製造所、火藥庫及彈藥庫ノ周圍三百間以內、要塞地帯第一區及第二區內並陸軍輸送港域第一區內ノ場所ハ所轄官廳ノ認可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ鑛區ト爲スコトヲ得ス

前二項ニ掲ケタル場所ハ所轄官廳ノ許可ヲ受クルニ非サレハ鑛業ノ爲之ヲ使用スルコトヲ得ス

第十一條 鐵道、軌道、道路、運河、河湖、沼地、堤塘、社寺境内地、墓地、公園地其ノ他ノ營造物及建物ノ地表地下トモ其ノ周圍三十間以內ノ場所ニ於テハ所轄官廳ノ許可、所有者及關係人ノ承諾ヲ受クルニ非サレハ鑛業ヲ爲スコトヲ得ス但シ所有者及關係人ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ承諾ヲ拒ムコトヲ得ス

第十二條 鑛業出願地又ハ鑛區ノ訂正、増減及改正ノ出願ニ付テハ鑛業ノ出願ニ關スル規定ヲ準用ス

第十二條ノ二 主務大臣及鑛山監督局長ハ鑛業權者ニ對シ鑛業ニ關シ必要ナル報告ヲ爲サシメ又ハ當該官吏ヲシテ事業場、事務所其ノ他必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證券ヲ携帶セシムヘシ

第十三條 削除

第十四條 本法ハ第九章ノ規定ヲ除クノ外國ノ鑛業ニ之ヲ適用ス

第十四條ノ二 主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法ニ依ル職權ノ一部ヲ鑛山監督局長ニ委任スルコトヲ得

第二章 鑛業權

第十五條 鑛業權ハ物權トシ不動産ニ關スル規定ヲ準用ス但シ民法第七十九條第一項ノ規定ハ此ノ限ニ在ラス

第十六條 鑛業權ハ不可分トス

第十七條 鑛業權ハ相續、讓渡、滯納處分及強制執行ノ目的タルノ外權利ノ目的タルコトヲ得ス但シ探掘權ハ抵當權ノ目的ト爲スコトヲ得

第十八條 試掘權ノ存續期間ハ登錄ノ日ヨリ四箇年トス

前項ノ期間ハ鑛區ノ増減又ハ改正ノ爲變更セララルコトナシ

第十九條 鑛業權及抵當權ノ設定、變更、移轉、消滅並處分ノ制限ハ鑛業原簿ニ登録ス共同鑛業權者ノ脱退ニ付テモ亦同シ但シ鑛業權ノ處分ヲ制限セラレタルトキハ廢業ノ登録ヲ爲スコトヲ得ス

前項ノ登録ハ登記ニ代ルモノトス

登録ニ關スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十條 前條第一項ニ掲ケタル事項ハ相續、死亡、ニ因ル共同鑛業權者ノ脱退、期限ノ到來ニ因ル鑛業權ノ消滅並第四十二條及第四十三條ノ競賣ノ場合ヲ除クノ外登録ヲ爲スニ非サレハ其ノ效力ヲ生セス

第二十一條 鑛業ヲ爲サムトスル者ハ願書ニ鑛區圖ヲ添ヘ試掘ニ付テハ鑛山監督局長、採掘ニ付テハ主務大臣ニ出願スヘシ

第二十二條 鑛業出願人ハ名義ノ變更ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ試掘ニ付テハ鑛山監督局長、採掘ニ付テハ主務大臣ニ届出ヲ爲スニ非サレハ其ノ效力ヲ生セス

第二十三條 採掘出願人ハ出願地ニ其ノ採掘セムトスル鑛物ノ存在スルコトヲ證明スヘシ

第二十四條

命スヘシ

主務大臣ニ於テ試掘出願地採掘ニ適スルモノト認メタルトキハ採掘ノ出願ヲ命スヘシ  
前項ノ場合ニ於テ命令書到達ノ日ヨリ三十日以内ニ採掘ノ出願ヲ爲ササルトキハ試掘ハ出願ハ之ヲ許可セス

前二項ノ規定ハ主務大臣ニ於テ採掘出願地試掘ヲ要スルモノト認メタル場合(第二十九條ハ二ノ場合ヲ除ク)ニ之ヲ準用ス

第二十五條 採掘出願地ノ位置形狀鑛床ノ位置形狀ト相違シ鑛利ヲ損スルモノト認メタルトキハ主務大臣ハ其ノ訂正ノ出願ヲ命スヘシ

前項ノ場合ニ於テ命令書到達ノ日ヨリ三十日以内ニ訂正ノ出願ヲ爲ササルトキハ採掘ノ出願ハ之ヲ許可セス

第二十六條 採掘出願地ノ位置形狀鑛床ノ位置形狀ト相違シ鑛利ヲ損スルモノト認メタルトキハ採掘出願人ハ其ノ訂正ヲ出願スルコトヲ得

第二十七條 鑛業出願人ハ出願地ノ増減ヲ出願スルコトヲ得

第二十八條 試掘出願地出願ノ當時鑛區ト重複スル場合ニ於テ同種ノ鑛物ナルトキハ其ノ

重複スル部分ニ付テハ其ノ出願ヲ許可セス

第二十九條 採掘出願地出願ノ當時他人ノ鑛區ト重複スル場合ニ於テ同種ノ鑛物ナルトキハ其ノ重複スル部分ニ付テハ其ノ出願ヲ許可セス但シ第三十六條ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二十九條ノ二 採掘出願地出願ノ當時其ノ出願人ノ同種ノ鑛物ノ試掘鑛區ト重複スル場合ニ於テ其ノ重複スル部分仍試掘ヲ要スルモノト認メタルトキハ其ノ部分ニ付テハ其ノ出願ヲ許可セス

第二十九條ノ三 試掘鑛其ノ存續期間満了前消滅シ又ハ試掘鑛區ノ減少アリタル場合ニ於テ其ノ試掘鑛ノ殘存スヘカリシ期間又ハ殘存スル期間内(其ノ期間六十日ヲ超ユルトキハ試掘鑛ノ消滅又ハ試掘鑛區ノ減少ノ日ヨリ六十日以内)ニ同種ノ鑛物ニ付鑛業ノ出願ヲ爲シタルトキハ舊試掘鑛區又ハ減少部分ニ該當スル部分ニ付テハ其ノ出願ヲ許可セス

前項ノ試掘鑛ノ消滅又ハ試掘鑛區ノ減少ハ命令ノ定ムル所ニ依リ公示ス

第三十條 採掘出願地他人ノ試掘出願地ト重複スル場合ニ於テ同種ノ鑛物ナルトキハ其ノ重複スル部分ニ付テハ第二十四條第一項及第二項ノ規定ヲ準用ス

第三十一條 鑛業出願地他人ノ異種ノ鑛物ノ鑛區ト重複スル場合ニ於テ他人ノ鑛業ニ妨害アリト認メタルトキハ其ノ妨害アリト認メタル部分ニ付テハ其ノ出願ヲ許可セス

第三十二條 公益ヲ害スルモノト認メタルトキ又ハ鑛業ノ價值ナシト認メタルトキハ鑛業ノ出願ヲ許可セス

第三十三條 試掘出願地又ハ採掘出願地重複スルトキハ其ノ重複スル部分ニ付テハ願書發送ノ日時ノ先ナル者優先權ヲ有ス願書發送ノ日時同一ナルトキハ鑛山監督局長ハ之ヲ各出願人ニ通知スヘシ此ノ場合ニ於テハ出願人ハ其ノ通知書發送ノ日ヨリ六十日以内ニ協議ヲ調ヘ之ヲ届出ヘシ

出願人前項ノ届出ヲ爲ササルトキハ抽籤ニ依リ優先權者ヲ定ム

前二項ノ規定ハ第二十五條、第二十六條及第三十六條ノ場合ニハ之ヲ適用セス

試掘出願地採掘出願地ト重複スル場合ニ於テ願書發送ノ日時同一ナルトキハ其ノ重複スル部分ニ付テハ採掘出願人ハ優先權ヲ有ス

第三十三條ノ二 削除

第三十四條 試掘出願人同種ノ鑛物ニ付更ニ採掘ノ出願ヲ爲シタル場合ニ於テ出願地重複

スルトキハ其ノ重複スル部分ニ付テハ採掘ノ出願ハ試掘願書發送ノ日時ニ於テ試掘ノ出願ニ代リタルモノト看做ス但シ第三十三條第四項ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項本文ノ規定ハ採掘出願人同種ノ鑛物ニ付更ニ試掘ノ出願ヲ爲シタル場合ニ之ヲ準用ス但シ試掘權者其ノ鑛區ニ付採掘ノ出願ヲ爲シタル場合ニ於テ其ノ試掘權消滅後更ニ試掘ノ出願ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

前二項ノ規定ハ第二十四條及第二十五條ノ場合ニ於ケル期限經過後ノ出願ニ之ヲ適用セス

第三十五條 採掘權者ハ鑛區ノ合併又ハ分割ヲ主務大臣ニ出願スルコトヲ得鑛區ノ一部ヲ分割シテ之ヲ他ノ鑛區ニ合併セムトスルトキ亦同シ

抵當權ノ設定アル場合ニ於テ前項ノ出願ヲ爲サムトスルトキハ抵當權者ノ承諾及抵當權ノ順位ニ關スル協定ヲ經ヘシ

第三十六條 鑛業權者ハ隣接鑛區ノ鑛業權者及抵當權者ノ承諾ヲ得タルトキハ其ノ鑛區ニ掘進スル爲増區ヲ出願スルコトヲ得

鑛床ノ位置形狀ニ依リ隣接鑛區ニ掘進スルニ非サレハ鑛利ヲ保護スル能ハサル場合ニ於

テハ其ノ鑛業權者ノ承諾ヲ得テ鑛區ノ訂正ヲ出願スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ鑛業權者ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ承諾ヲ拒ムコトヲ得ス

前二項ノ出願ヲ爲サムトスル者ハ其ノ願書ニ鑛區圖ノ外鑛床圖ヲ添附スヘシ

前項ノ鑛床圖ハ之ヲ鑛區圖ノ一部ト看做ス

第三十七條 第二十四條第一項、第二十五條第一項、第二十六條、第二十七條及第三十三條第三項ノ規定ハ之ヲ鑛區ニ準用ス

第二十四條第一項又ハ第二十五條第一項ニ該當スル場合ニ於テ命令書到達ノ日ヨリ三十日以内ニ出願ヲ爲ササルトキハ主務大臣ハ鑛業權ヲ取消スヘシ

抵當權ノ設定アル場合ニ於テ鑛區ノ減少ヲ出願セムトスルトキハ豫メ抵當權者ノ承諾ヲ經ヘシ

第三十八條 錯誤ニ因リ鑛業ノ出願ヲ許可シタルトキハ主務大臣ハ鑛區ノ改正ヲ命シ又ハ鑛業權ヲ取消スヘシ

前項ノ改正ヲ命シタル場合ニ於テ命令書到達ノ日ヨリ三十日以内ニ出願ヲ爲ササルトキハ主務大臣ハ鑛業權ヲ取消スヘシ

第三十九條 鑛業公益ヲ害スルモノト認メタルトキハ主務大臣ハ鑛業權ヲ取消スヘシ

第四十條 鑛業權者正當ノ理由ナクシテ登録ノ日ヨリ一箇年以内ニ事業ニ着手セス若ハ一箇年以上休業シタルトキ又ハ施業案ニ依ラスシテ採掘ヲ爲シタルトキハ主務大臣ハ鑛業權ヲ取消スコトヲ得

第四十一條 鑛業權者第四十三條ノ三、第七十二條若ハ第七十四條ノ四第三項ノ命令ニ從ハサルトキ又ハ鑛區稅ヲ納メサルトキハ主務大臣ハ鑛業權ヲ取消スコトヲ得

第四十二條 採掘權取消ノ登録アリタルトキハ鑛山監督局長ハ直ニ之ヲ抵當權者ニ通知スヘシ

抵當權者ハ前項ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ採掘權ノ競賣ヲ請求スルコトヲ得但シ第三十八條第一項及第三十九條ノ規定ニ依ル採掘權取消ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス採掘權ハ前項ノ期間内ハ競賣ノ手續完結ノ日迄競賣ノ目的ノ範圍内ニ於テ仍存續スルモノト看做ス

競賣ニ依ル賣得金ハ競賣ノ費用及抵當權者ニ對スル債務ノ辨濟ニ充テ其ノ殘金ハ國庫ニ歸屬ス

競買人ハ採掘權取消ノ登録アリタル時ニ於テ採掘權ヲ讓受ケタルモノト看做ス

第四十三條 前條ノ規定ハ採掘權者廢業シタル場合ニ之ヲ準用ス

第四十三條ノ二 異種ノ鑛物ノ鑛區重複スルトキハ其ノ重複スル部分ニ付鑛業權ノ設定又ハ増區ニ因ル變更ノ登録ヲ得タル日ノ後ナル者ハ其ノ先ナル者ノ承諾ヲ受クルニ非サレハ其ノ部分ニ於テ鑛業ヲ爲スコトヲ得ス但シ鑛業權ノ設定又ハ増區ニ因ル變更ノ登録ヲ得タル日ノ先ナル者ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ承諾ヲ拒ムコトヲ得ス

異種ノ鑛物ノ鑛區重複スル場合ニ於テ其ノ重複スル部分ニ付鑛業權ノ設定又ハ増區ニ因ル變更ノ登録ヲ得タル日ヨリ以テ夫々ノ部分ニ付採掘權ノ設定又ハ増區ニ因ル變更ノ登録ノ日ト看做ス

試掘權者試掘權存續期間中同種ノ鑛物ニ付採掘ノ出願ヲ爲シ其ノ許可ヲ得タルトキハ前二項ノ規定ノ適用ニ付テハ採掘鑛區ノ中舊試掘鑛區ニ該當スル部分ニ限り試掘權ノ設定又ハ増區ニ因ル變更ノ登録ノ日ヲ以テ夫々ノ部分ニ付採掘權ノ設定又ハ増區ニ因ル變更ノ登録ノ日ト看做ス

鑛區ノ合併又ハ分割アリタルトキハ第一項及第二項ノ規定ノ適用ニ付テハ合併又ハ分割

ニ因リ消滅シタル採掘權ノ設定又ハ増區ニ因リ變更ノ登録ノ日ヲ以テ夫々ノ部分ニ付合  
併又ハ分割ニ因リ採掘權設定ノ登録ノ日ト看做ス

第四十三條ノ三 鑛區他人ノ異種ノ鑛物ノ鑛區ト重複スル場合ニ於テ其ノ重複スル部分ニ  
於ケル鑛業他人ノ鑛業ニ妨害アリト認メタルトキハ主務大臣ハ鑛業權者ニ其ノ妨害ノ排  
除又ハ鑛業ノ停止ヲ命スルコトヲ得

第四十四條 採掘權者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ施業案ヲ定メ鑛山監督局長ノ認可ヲ受タハ  
シ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

採掘權者ハ施業案ニ依ルニ非サレハ採掘ヲ爲スコトヲ得ス

第四十五條 鑛山監督局長ハ理由ヲ示シテ施業案ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第四十六條 採掘權者ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ坑内實測圖及鑛業簿ヲ鑛業事務所ニ備置キ  
且其ノ複本ヲ鑛山監督局長ニ差出スヘシ

第四十七條 鑛業權者ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ鑛業ニ關スル明細表ヲ鑛山監督局長ニ差出  
スヘシ

第四十八條 試掘ニ依リテ得タル鑛產物ハ鑛山監督局長ノ許可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ處

分コルコトヲ得ス

第四十九條 隣接鑛業權者其ノ他ノ利害關係人ハ他人ノ鑛區ニ付鑛山監督局長ニ其ノ實地  
調査ヲ出願スルコトヲ得

出願人ハ前項ノ調査ニ要スル人夫及物品ヲ供スヘシ

### 第三章 土地 使用

第五十條 本章ニ於テ關係人ト稱スルハ第五十二條乃至第五十四條及第五十六條ノ通知前  
使用又ハ收用スヘキ土地ニ關シテ權利ヲ有スル者及其ノ通知後ニ於テ通知前ヨリ既存セ  
ル權利ヲ承繼シタル者ヲ謂フ

第五十一條 本章ニ於テ補償金ト稱スルハ對價、使用料其ノ他土地所有者及關係人ノ通常  
受クヘキ損失ニ對スル補償金ヲ總稱ス

第五十二條 鑛業ノ出願又ハ鑛業ノ爲必要アルトキハ鑛業ヲ出願セムトスル者、鑛業出願  
人又ハ鑛業權者ハ鑛山監督局長ノ許可ヲ得テ他人ノ土地ニ立入り測量又ハ検査ヲ爲スコ  
トヲ得

前項ノ許可ヲ得タル者他人ノ土地ニ立入ラムトスルトキハ豫メ土地占有者ニ通知スヘシ  
第五十三條 前條ノ規定ニ依ル測量又ハ検査ノ爲必要アルトキハ鑛山監督局長ノ許可ヲ得  
テ障碍物ヲ除却スルコトヲ得

前項ノ許可ヲ得タル者障碍物ヲ除却セムトスルトキハ豫メ其ノ所有者及占有者ニ通知ス  
ヘシ

第五十四條 鑛業上急迫ノ危険ヲ防ク爲必要アルトキハ鑛業權者ハ鑛山監督局長ノ許可ヲ  
得テ直ニ他人ノ土地ニ立入り又ハ之ヲ使用スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ鑛業權者ハ遲滯ナク之ヲ土地占有者ニ通知スヘシ

第五十五條 前三條ニ依リ所有者及關係人ノ受ケタル損失ニ對シテハ其ノ請求ニ因リ補償  
金ヲ拂渡スヘシ

第五十六條 鑛業權者ハ左ニ掲クル目的ノ爲必要アルトキハ他人ノ土地ヲ使用スルコトヲ得

- 一 錐鑛孔又ハ坑口ノ開穿
- 二 鑛物、土石、爆發藥、用材、薪炭、鑛滓又ハ灰燼ノ置場ノ設置
- 三 選鑛場又ハ製鍊場ノ建設

四 鐵道、軌道、道路、運河、溝渠、管樋、池井、索道又ハ電線ノ開設

五 其ノ他鑛業上必要ナル工事又ハ工作物ノ施設

前項ノ規定ニ依リ鑛業權者他人ノ土地ヲ使用セムトスルトキハ鑛山監督局長ノ許可ヲ受  
クヘシ

鑛山監督局長前項ノ許可ヲ與ヘタルトキハ之ヲ土地所有者及關係人ニ通知スヘシ

前項ノ通知ノ後鑛業權者ハ其ノ土地ニ關スル權利ヲ取得スル爲土地所有者及關係人ニ協  
議ヲ爲スヘシ

第五十七條 土地ノ使用三箇年以上ニ亘ルトキ又ハ土地ノ形質ヲ變更スルトキハ所有者ハ  
其ノ收用ヲ請求スルコトヲ得

第五十八條 土地ノ一部ヲ收用スルニ因リテ殘地ヲ從來用キタル目的ニ供スルコト能ハザ  
ルトキハ土地所有者ハ其ノ全部ノ收用ヲ請求スルコトヲ得

第五十九條 土地ヲ使用又ハ收用スルトキハ土地所有者及關係人ニ補償金ヲ拂渡スヘシ

第六十條 土地ノ一部ヲ使用又ハ收用スルニ因リテ殘地ノ價格ヲ減シ其ノ他殘地ニ關シ損  
失ヲ生スヘキトキハ其ノ補償金ヲ拂渡スヘシ

第六十一條 土地ヲ使用又ハ收用スルニ因リテ通路、溝渠、塙柵其ノ他ノ工作物ノ新築、改築、増築又ハ修繕ヲ爲スノ必要ヲ生スルトキハ其ノ補償金ヲ拂渡スヘシ

第六十二條 第五十六條ノ通知ノ後土地ノ形質ヲ變更シ工作物ノ新築、改築、増築若ハ大修繕ヲ爲シ又ハ物件ヲ附加増置セムトスルトキハ土地所有者又ハ關係人ハ鑛山監督局長ノ許可ヲ受クヘシ許可ヲ受ケスシテ之ヲ爲シタル者ハ之ニ關スル補償金ヲ請求スルコトヲ得ス

第六十三條 第五十六條ノ通知ノ後事業ヲ廢止又ハ變更シタルニ因リテ土地所有者又ハ關係人ノ受ケタル損失ニ對シ鑛業權者ハ其ノ補償金ヲ拂渡スヘシ

第六十四條 土地所有者及關係人ハ鑛業權者ヲシテ補償金ニ付相當ノ擔保ヲ供セシムルコトヲ得

第六十五條 土地ノ使用又ハ收用ノ協議調ヒ裁決確定シ又ハ判決アリタルトキハ補償金又ハ擔保ノ裁決確定セサルトキト雖鑛業權者ハ其ノ裁決ニ依ル補償金ヲ供託シ又ハ擔保ヲ供シテ土地ヲ使用又ハ收用スルコトヲ得

第六十六條 鑛業權者補償金ノ拂渡若ハ供託ヲ爲サス又ハ擔保ヲ供セサルトキハ土地所有

者及關係人ハ土地ヲ用ユルコトヲ拒ムコトヲ得

第六十七條 土地ヲ收用スルトキハ收用ノ時期ニ於テ所有權ハ鑛業權者之ヲ取得シ其ノ他ノ權利ハ消滅ス

土地ヲ使用スルトキハ其ノ權利ハ使用ノ時期ニ於テ鑛業權者之ヲ取得シ其ノ他ノ權利ハ使用ノ期間其ノ行使ヲ停止セラル但シ使用ヲ妨ケサルモノハ此ノ限ニ在ラス

第六十八條 土地ノ使用ヲ終リタルトキハ鑛業權者ハ土地ヲ原狀ニ復シ又ハ原狀ニ復セサルニ因リテ生スル損失ニ對シ補償金ヲ拂渡シテ之ヲ返還スヘシ

第六十九條 先取特權、質權又ハ抵當權ハ其ノ目的物ノ使用又ハ收用ニ因リテ債務者ノ受クヘキ補償金ニ對シテモ之ヲ行フコトヲ得但シ其ノ拂渡前ニ差押ヲ爲スヘシ

第七十條 土地ノ使用及收用ニ關スル規定ハ水ノ使用ニ關スル權利ニ之ヲ準用ス

#### 第四章 鑛業警察

第七十一條 鑛業ニ關スル左ノ警察事務ハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣及鑛山監督局長之ヲ行フ



一 建設物及工作物ノ保安

二 生命及衛生ノ保護

三 危害ノ豫防其ノ他公益ノ保護

第七十二條 鑛業上危険ノ虞アリ又ハ公益ヲ害スルノ虞アリト認メタルトキハ主務大臣ハ鑛業權者ニ其ノ豫防又ハ鑛業ノ停止ヲ命スヘシ

急迫ノ危険ヲ防ク爲必要アルトキハ鑛山監督局長ハ前項ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第七十三條 主務大臣ハ採掘權者ニ技術ニ關スル管理者ノ選任又ハ改任ヲ命スルコトヲ得 管理者ノ資格及職務ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十四條 鑛業權消滅シタル後ト雖五箇年間ハ主務大臣及鑛山監督局長ハ第七十二條ノ規定ニ準シ其ノ鑛業權ヲ有セシ者ニ對シテ危害豫防ニ關スル設備ヲ爲スヘキコトヲ命スルコトヲ得

前項ノ命令ヲ受ケタル者ハ危害豫防ノ目的ノ範圍内ニ於テ鑛業權者ト看做ス

第五章 鑛害ノ賠償

第七十四條ノ二 鑛物掘採ノ爲ノ土地ノ掘鑿、坑水廢水ノ放流、捨石鑛滓ノ堆積又ハ鑛煙ノ排出ニ因リテ他人ニ損害ヲ與ヘタルトキハ損害發生ノ時ニ於ケル該鑛區ノ鑛業權者損害發生ノ時鑛業權消滅セル場合ニ於テハ鑛業權消滅ノ時ニ於ケル當該鑛區ノ鑛業權者其ノ損害ヲ賠償スル責ニ任ス

前項ノ場合ニ於テ損害カ二以上ノ鑛區ノ鑛業權者ノ作業ニ因リテ生シタルトキハ各鑛業權者ハ連帶シテ損害ヲ賠償スル義務ヲ負フ損害カ二以上ノ鑛區ノ鑛業權者ノ作業ノ中孰レニ因リテ生シタルカヲ知ルコト能ハサルトキ亦同シ

前二項ノ場合ニ於テ損害發生ノ後鑛業權者其ノ鑛業權ヲ讓渡シタルトキハ損害發生ノ時ノ鑛業權者及其ノ後ノ鑛業權者ハ連帶シテ損害ヲ賠償スル義務ヲ負フ

前三項ノ賠償ニ付テハ共同鑛業權者ノ義務ハ連帶トス

第七十四條ノ三 前條第二項ノ連帶債務者相互ノ間ニ於テハ其ノ各自ノ負擔部分ハ相均シキモノト推定ス

第七十四條ノ四 石炭ヲ目的トスル鑛業權者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ石炭掘採ノ爲ノ土地ノ掘鑿ニ因リテ生スヘキ損害ノ賠償ヲ擔保スル爲其ノ採掘シタル石炭ノ數量ニ應シ毎年一定額ノ金錢ヲ供託スヘシ但シ金錢ニ代ヘ其ノ金額ニ相當スル國債ヲ供託スルコトヲ妨ケス

前項ノ規定ハ國ノ鑛業ニ之ヲ適用セス

石炭ヲ目的トスル鑛業權者第一項ノ供託ヲ怠リタルトキハ主務大臣ハ鑛業ノ停止ヲ命スルコトヲ得

第七十四條ノ五 石炭掘採ノ爲ノ土地ノ掘鑿ニ因リテ損害ヲ被リタル者ハ其ノ損害賠償請

求權ニ關シ前條第一項ノ供託物ニ付他ノ債權者ニ先チ辨濟ヲ受クルノ權利ヲ有ス

前項ノ權利ノ實行ニ關スル必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十四條ノ六 石炭ヲ目的トスル鑛業權者其ノ鑛業權ヲ讓渡シタルトキハ第七十四條ノ

四第一項ノ供託物ニ對スル權利ハ讓受人ニ移轉ス

第七十四條ノ七 石炭ヲ目的トスル鑛業權者又ハ鑛業權者タリシ者ハ左ノ場合ニ限り命令ノ定ムル所ニ依リ第七十四條ノ四第一項ノ供託物ヲ取戻スコトヲ得

一 石炭掘採ノ爲ノ土地ノ掘鑿ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償シタルトキ

二 鑛業權消滅後十箇年ヲ經ルモ石炭掘採ノ爲ノ土地ノ掘鑿ニ因ル損害ノ生セサルトキ

第七十四條ノ八 損害ノ賠償ハ金錢ヲ以テ之ヲ爲ス但シ賠償金額ニ比シ著シク多額ノ費用ヲ要セスシテ原狀ノ回復ヲ爲スコトヲ得ルトキハ被害者ハ原狀ノ回復ヲ請求スルコトヲ得

賠償義務者ノ申立アリタル場合ニ於テ裁判所適當ト認ムルトキハ前項ノ規定ニ拘ラス金錢ノ賠償ニ代ヘ原狀ノ回復ヲ命スルコトヲ得

第七十四條ノ九 損害ノ發生ニ關シ被害者ニ責ムヘキ事由アリタルトキハ裁判所ハ損害賠償ノ責任及範圍ヲ定ムルニ付之ヲ斟酌スルコトヲ得損害ノ發生ニ關シ天災其ノ他ノ不可抗力ノ競合シタルトキ亦同シ

第七十四條ノ十 損害賠償ノ額カ豫定セラレタル場合ニ於テ其ノ額カ著シク不當ナルトキ

ハ當事者ハ之カ増減ヲ請求スルコトヲ得

第七十四條ノ十一 損害賠償請求權ハ被害者カ損害及賠償義務者ヲ知リタル時ヨリ三箇年間之ヲ行ハサルトキハ時効ニ因リテ消滅ス損害發生ノ時ヨリ二十箇年ヲ經過シタルトキ

亦同シ

前項ノ期間ハ進行中ノ損害ニ付テハ其ノ進行ノ止ミタル時ヨリ之ヲ起算ス

第七十四條ノ十二 鑛害ノ賠償ニ關シ爭議ノ生シタルトキハ當事者ハ損害ノ發生地ヲ管轄スル地方裁判所又ハ當事者ノ合意ニ依リテ定ムル地方裁判所ニ調停ノ申立ヲ爲スコトヲ得

小作調停法第二條、第六條、第十條、第十二條乃至第十五條、第二十一條、第二十二條、第二十四條乃至第二十八條、第二十九條第一項、第三十條乃至第三十五條、第三十七條乃至第四十條及第四十八條、借地借家調停法第四條ノ二、第十條、第十八條及第二十九條乃至第三十一條、金錢債務臨時調停法第六條第一項第四項、商事調停法第一條第二項第三項、第四條及第五條並人事調停法第六條及第十條ノ規定ハ前項ノ調停ニ之ヲ準用ス  
第七十四條ノ十三 調停委員ハ特別ノ知識經驗ヲ有シ公正ナル調停ヲ爲スニ適スル者ニ就キ毎年豫メ地方裁判所長ノ選任シタル者又ハ當事者ノ合意ニ依リ選定セラレタル者ノ中ヨリ各事件ニ付調停主任之ヲ指定ス  
第七十四條ノ十四 裁判所又ハ調停委員會必要アリト認ムルトキハ關係官廳其ノ他適當ト

認ムル者ニ對シ意見ヲ求メ又ハ調査ヲ囑託スルコトヲ得

關係官廳ハ裁判所又ハ調停委員會ニ對シ意見ヲ述フルコトヲ得

第七十四條ノ十五 本章ノ規定ハ鑛業ニ従事スル者ノ業務上ノ負傷、疾病及死亡ニ關シテハ之ヲ適用セス

### 第六章 鑛 夫

第七十五條 採掘權者ハ鑛夫ノ雇傭及就業ニ關スル規則ヲ定メ鑛山監督局長ハ許可ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第七十六條 鑛業權者ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ鑛夫名簿ヲ鑛業事務所ニ備置クヘシ

第七十七條 鑛業權者鑛夫ヲ解雇シタル場合ニ於テハ其ノ請求ニ因リ雇傭ノ期間、業務ノ種類、技能、賃金及解雇ノ事由ヲ記載シタル證明書ヲ與フヘシ

第七十八條 鑛業權者ハ毎月一回以上期日ヲ定メ通貨ヲ以テ鑛夫ニ其ノ賃金ヲ支拂フヘシ

第七十九條 主務大臣ハ命令ヲ以テ鑛夫ノ年齢及就業時間並婦女、幼者ノ勞働ノ種類ヲ制限スルコトヲ得

第八十條 鑛業權者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ鑛夫カ業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テ本人又ハ其ノ遺族若ハ本人ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ヲ扶助スヘシ

第八十條ノ二 鑛業權者前條ノ規定ニ基キ扶助ヲ爲シタルトキハ鑛業權者ハ其ノ扶助ノ價額ノ限度ニ於テ民法ニ依ル損害賠償ノ責ヲ免ル

鑛業權者及鑛夫ノ出捐スル共濟組合命令ノ定ムル所ニ依リ鑛業權者ヲシテ扶助ヲ爲スヲ要セサラシムル給付ヲ爲シタルトキハ鑛業權者ハ其ノ給付ノ價額ノ限度ニ於テ民法ニ依ル損害賠償ノ責ヲ免ル

第八十條ノ三 第八十條ノ規定ニ基キ扶助ヲ受クルノ權利ハ二年間之ヲ行ハサルトキハ時効ニ因リ消滅ス

第八十條ノ四 第八十條ノ規定ニ基キ扶助ヲ受クルノ權利ハ之ヲ讓渡シ又ハ差押フルコトヲ得ス

第七章 削除

第八十一條 削除

第八十二條 削除

第八十三條 削除

第八十四條 削除

第八十五條 削除

第八十六條 削除

第八十七條 削除

第八十八條 削除

第八章 訴願、訴訟及裁決

第八十九條 鑛業ニ關スル出願ノ許可又ハ拒否ニ不服アル者ハ訴願ヲ提起スルコトヲ得

法ニ權利ヲ傷害セラレタリトスルトキハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第九十條 第十一條、第三十六條又ハ第四十三條ノ二第一項ノ承諾ヲ拒マレタル者及其ノ承諾ヲ得ルコト能ハサル者ハ鑛山監督局長ノ裁決ヲ申請スルコトヲ得

前項ノ裁決ニ不服アル者ハ訴願ヲ提起スルコトヲ得違法ニ權利ヲ傷害セラレタリトスルトキハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第九十一條 鑛業權ノ取消ニ不服アル者ハ訴願ヲ提起スルコトヲ得違法ニ權利ヲ傷害セラレタリトスルトキハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第九十二條 土地ノ使用若ハ收用、補償金又ハ擔保ニ付協議調ハサルトキ又ハ協議ヲ爲スコト能ハサルトキハ鑛業權者ハ鑛山監督局長ノ裁決ヲ申請スルコトヲ得

前項ノ裁決中土地ノ使用又ハ收用ニ付不服アル者ハ訴願ヲ提起スルコトヲ得違法ニ權利ヲ傷害セラレタリトスルトキハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第一項ノ裁決中補償金又ハ擔保ニ付不服アル者ハ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得  
第一項及第二項ノ規定ハ第四十三條ハ第二項ハ協議調ハス又ハ協議ヲ爲スコト能ハサル場合ニ之ヲ準用ス

第九十三條 處分又ハ裁決ノ通告書ヲ受ケタル日ヨリ三十日ヲ經過シタルトキハ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得ス

前項ノ期間ハ處分又ハ裁決ノ通告書ヲ受ケサル者ニ付テハ其ノ公示ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第九章 罰 則

第九十四條 鑛業權ヲ有セスシテ鑛物ヲ採掘シタル者又ハ詐僞ノ行爲ヲ以テ鑛業權ヲ得タル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

過失ニ因リ鑛區外ニ侵掘シタル者ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第九十五條 前條ノ場合ニ於テハ其ノ掘採シタル鑛物ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其ノ價額ヲ追徴ス

第九十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十條第三項、第十一條本文、第四十三條ノ二第一項本文又ハ第四十四條ノ規定ニ違反シタル者

二 第四十三條ノ三、第四十五條、第七十二條、第七十三條第一項又ハ第七十四條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

三 第七十一條ノ規定ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタル者

四 第七十三條第二項ノ規定ニ基キテ管理者ノ職務ニ關シ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲

第九章 罰則

ス處分ニ違反シタル者

第九十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第四十六條乃至第四十八條ノ規定ニ違反シタル者

二 第七十四條ノ四第三項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

三 第七十五條乃至第七十八條ノ規定ニ違反シタル者

四 第七十九條又ハ第八十條ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル者

第九十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十二條ノ二ノ規定ニ依ル報告ヲ怠リ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者

二 第十二條ノ二ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ケ又ハ忌避シタル者

三 第五十三條第一項ノ許可ヲ受ケスシテ障礙物ヲ除却シタル者

第九十九條 削除

第一百條 削除

第一百一條 詐偽其ノ他不正ノ所爲ヲ以テ鑛業稅ヲ免レ又ハ免レムトシタル者ハ其ノ脱稅金額三倍ニ相當スル罰金ニ處ス

第一百二條 削除

第一百三條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ罰則ハ其ノ者カ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第一百四條 法人又ハ人ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

本法ニ基キテ發スル命令中別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外其ノ命令ニ規定セル罰則ニ付テモ亦同シ

第一百五條 前二條ノ場合ニ於テハ懲役ノ刑ニ處スルコトヲ得ス

第一百六條 削除

附 則

第一百七條 本法ハ明治三十八年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

鑛業條例ハ之ヲ廢止ス

第八八條 鑛業條例ニ依ル試掘ノ認可ハ試掘權ノ登録ト看做ス

第九九條 日本坑法ニ依ル借區ノ許可及鑛業條例ニ依ル採掘ノ特許ハ採掘權ノ登録ト看做ス但シ鑛業條例第四十一條第二項ニ定メタル面積ニ滿タサル鑛區ニ對スルモノハ其ノ期限ノ到來ニ因リテ消滅ス

第十條 本法施行前ニ於ケル官廳所屬ノ採掘區域ハ採掘鑛區トシ本法施行ノ日ニ於テ採掘權ノ登録ヲ得タルモノト看做ス

第十一條 鑛業條例ニ依ル採掘權ノ書入ノ登録ハ抵當權ノ登録ト看做ス

第十二條 第七十四條ノ規定ハ本法施行前ニ試掘認可又ハ採掘特許ノ消滅シタル場合ニモ之ヲ適用ス但シ一箇年ノ期間ハ其ノ消滅ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第十三條 日本坑法ニ依リ借區ノ許可ヲ得タル者及鑛業條例ニ依リ試掘ノ認可又ハ採掘ノ特許ヲ得タル者ハ本法施行ノ日ヨリ六十日以内ニ明治三十八年分ノ鑛區稅又ハ其ノ不足額ヲ納付スヘシ其ノ鑛區稅ハ月割ヲ以テ計算ス

第十四條 明治三十八年分ノ鑛產稅ハ本法施行前ニ得タル鑛產物ニ付テモ之ヲ課ス

第十五條 第八十八條ノ規定ハ明治三十八年度分ノ稅ニ限り之ヲ適用セス

第十六條 鑛業條例ニ依リテ爲シタル處分、手續其ノ他ノ行爲ハ本法中之ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本法ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第十七條 本法施行前ニ爲シタル處分ニ對スル訴願、裁定請求、行政訴訟又ハ民事訴訟ニ關シテハ鑛業條例ノ規定ニ依ル

第十八條 鑛業條例ニ依リ試掘又ハ採掘ヲ出願シタル鑛區ノ面積ニ付テハ鑛業條例第四十一條第二項ノ規定ヲ適用ス

第十九條 明治三十七年十二月三十一日以前ヨリ引續キ重石鑛又ハ水鉛鑛ヲ採掘スル者ニシテ明治三十八年七月三十一日迄ニ其ノ鑛物採掘ノ特許ヲ出願スルトキハ其ノ採掘區域ニ限り第三十一條、第三十三條及鑛區ノ面積ニ關スル第九條ノ規定ニ拘ラス特許ヲ與フヘシ

前項ノ採掘者ニシテ明治三十八年七月三十一日迄ニ其ノ特許ヲ出願シタル者ハ其ノ指令ノ日迄本法ノ規定ニ拘ラス其ノ採掘ヲ繼續スルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依リ特許ヲ得タル區域ノ面積五千坪未滿ナル場合ニ於テハ其ノ特許ハ五

箇年ヲ經過シタルトキ消滅ス

第二百十條 明治三十九年十二月三十一日以前ヨリ引續キ第二條第二項ノ可燃質天然瓦斯ヲ採掘スル者ハ同條同項但書ニ該當セサル場合ト雖明治四十年六月三十日迄ニ其ノ旨鑛山監督署長ニ届出ルトキハ其ノ届出ニ係ル坑井ヨリ噴出スル可燃質天然瓦斯ニ限り本法ヲ適用セス

附 則

(昭和九年三月法律第三十七號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ以テ之ヲ定ム (昭和九年勅令第九十四號ヲ以テ昭和九年七月一日ヨリ施行)

本法施行ノ際現ニニツケル鑛、コバルト鑛、石膏又ハ重晶石ヲ採掘スル者又ハ其ノ承繼人ハ本法施行ノ日ヨリ六月間從前ノ例ニ依リ其ノ採掘ヲ繼續スルコトヲ得其ノ期間内ニ當該採掘者又ハ其ノ承繼人カニツケル鑛、コバルト鑛、石膏又ハ重晶石ヲ採掘スル爲出願ヲ爲シタル場合ニ於テ許可ノ登録ノ日又ハ不許可ノ指令ノ日迄亦同シ  
前項ニ掲クル者本法施行ノ日ヨリ六月以内ニニツケル鑛、コバルト鑛、石膏又ハ重晶石ヲ

採掘スル爲出願ヲ爲シタルトキハ其ノ採掘區域ニ限り第九條第三項、第二十八條、第二十九條、第三十一條、第三十三條及第三十三條ノ二ノ規定並ニ第九條第二項ノ鑛區面積ニ關スル規定ニ拘ラス之ヲ許可ス

本法施行ノ際現ニ契約又ハ慣習ニ依リニツケル鑛、コバルト鑛、石膏又ハ重晶石ヲ採掘スル者ヨリ代償ヲ受クル土地所有者ハ前項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル者ニ對シ右ノ鑛物ノ採掘ニ付相當ノ補償金ヲ請求スルコトヲ得

砂鑛法第十三條及第十五條ノ規定ハ前項ノ補償金ニ之ヲ準用ス

試掘鑛區第三項ノ規定ニ依ル鑛區ト重複シ且同種ノ鑛物ナル場合各ニ於テ其ノ試掘權者試掘權存續期間中同種ノ鑛物ニ付採掘ノ出願ヲ爲シ又ハ第三十三條ノ二第一項ノ規定ニ依ル出願ヲ爲シタルトキハ第九條第三項、第二十八條及第二十九條ノ規定ニ拘ラス之ヲ許可ス  
砂鑛法第五條ノ規定ハ第三項ノ規定ニ依ル鑛區他人ノ鑛區ト重複シ且同種ノ鑛物ナル場合ニ之ヲ準用ス

附 則

(昭和十年三月法律第二十四號)



附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (昭和十一年勅令第四百四十六號ヲ以テ昭和十二年一月一日ヨリ施行)

鑛業法第八十條ノ規定ニ基キ扶助ヲ受クルノ權利ノ時効ニシテ其ノ進行カ本法施行前ニ始リタルモノニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル但シ本法施行ノ日ヨリ起算シ其ノ殘期カ二年ヨリ長キトキハ其ノ日ヨリ起算シテ第八十條ノ三ノ規定ヲ適用ス

附 則

(昭和十四年三月法律第二十三號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (昭和十四年勅令第八百七十五號ヲ以テ昭和十五年一月一日ヨリ施行)

第五章ノ改正規定ハ第七十四條ノ四乃至第七十四條ノ七ノ規定ヲ除クノ外本法施行前ニ爲シタル作業ニ因リテ本法施行後ニ生シタル損害ニモ之ヲ適用ス  
本法施行前ニ生シタル損害ニシテ補償金、手當金、見舞金其ノ他何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス被害者カ其ノ賠償ヲ受ケス又ハ賠償ヲ受ケタルモ其ノ額カ著シク少額ナリシモノニ付テハ被害者ハ賠償又ハ其ノ増額ヲ請求スルコトヲ得

第七十四條ノ二第一項、第二項及第四項、第七十四條ノ三第一項、第七十四條ノ八、第七十四條ノ九並ニ第七十四條ノ十一乃至第七十四條ノ十五ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ適用ス但シ第七十四條ノ十一第一項ノ三箇年ノ期間ハ被害者カ本法施行前ニ損害及賠償義務者ヲ知リタルトキハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

附 則

(昭和十五年四月六日法律第百二號)

第一條 本法施行ノ期日ハ第十條ノ改正規定中要塞地帯ニ關スル部分、同條ノ改正規定中陸軍輸送港域ニ關スル部分及其他ノ規定ニ付各別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 本法(第十條ノ改正規定ヲ除ク以下之ニ同シ)施行ノ際現ニ炭化水素ヲ主成分トスル天然瓦斯(含油層ト密接ノ關係アル可燃質天然瓦斯ヲ除ク以下之ニ同シ)ヲ採探スル者アル場合ニ於テ其ノ採探區域他人ノ鑛區ト重複シ且其ノ鑛業權ノ目的石油ナルトキハ當該鑛業權者ハ附則第三條及同第六條ノ定ムル所ニ從ヒ其ノ權利ヲ制限セラレ

第三條 本法施行ノ際現ニ明礬石、螢石、石棉又ハ炭化水素ヲ主成分トスル天然瓦斯ヲ採探スル者又ハ其ノ承繼人ハ本法施行ノ日ヨリ六月間從前ノ例ニ依リ其ノ採掘ヲ繼續スル

コトヲ得、其ノ期間内ニ當該掘採者又ハ其ノ承繼人明礬石、螢石、石棉又ハ炭化水素ヲ主成分トスル天然瓦斯ヲ掘採スル爲出願ヲ爲シタル場合ニ於テ許可ノ登録ノ日又ハ不許可ノ指令ノ日迄亦同シ

第四條 前條ニ掲クル者本法施行ノ日ヨリ六月以内ニ明礬石、螢石、石棉又ハ炭化水素ヲ主成分トスル天然瓦斯ヲ掘採スル爲出願ヲ爲シタルトキハ其ノ掘採區域ニ限り第九條第三項、第二十八條、第二十九條及第三十三條ノ規定竝ニ第九條第二項ノ鑛區面積ニ關スル規定ニ拘ラス之ヲ許可ス

第五條 前條ノ規定ニ依ル試掘權ヲ有スル者試掘權存續期間中同種ノ鑛物ニ付採掘ノ出願ヲ爲シタルトキハ其ノ試掘鑛區ト重複スル部分ニ付テハ第九條第三項及第二十九條ノ規定竝ニ第九條第二項ノ鑛區面積ニ關スル規定ニ拘ラス之ヲ許可ス

第六條 前二條ノ規定ニ依ル石油ヲ目的トスル鑛業權ヲ有スル者ハ其ノ鑛區他人ノ鑛區ト重複シ且其ノ鑛業權ノ目的石油ナルトキハ其ノ重複スル部分ニ於テハ炭化水素ヲ主成分トスル天然瓦斯ノミヲ掘採シ及之ヲ取得スル權利ヲ有ス

第七條 本法施行ノ際現ニ契約又ハ慣習ニ依リ明礬石、螢石、石棉又ハ炭化水素ヲ主成分トスル天然瓦斯ヲ掘採スル者ヨリ代償ヲ受クル土地所有者ハ附則第四條又ハ同第五條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル者ニ對シ右ノ鑛物ノ掘採ニ付相當ノ補償金ヲ請求スルコトヲ得

砂鑛法第十三條及第十五條ノ規定ハ前項ノ補償金ニ之ヲ準用ス

第八條 試掘鑛區附則第四條又ハ同第五條ノ規定ニ依ル鑛區ト重複シ且同種ノ鑛物ナル場合ニ於テ其ノ試掘權者試掘權存續期間中同種ノ鑛物ニ付採掘ノ出願ヲ爲シタルトキハ其ノ試掘鑛區ト重複スル部分ニ付テハ第九條第三項及第二十九條ノ規定ニ拘ラス之ヲ許可ス

第九條 砂鑛法第五條ノ規定ハ附則第四條又ハ同第五條ノ規定ニ依ル鑛區他人ノ鑛區ト重複シ且同種ノ鑛物ナル場合ニ之ヲ準用ス

第十條 本法施行ノ際現ニ存スル試掘權ノ存續期間ハ本法施行ノ日ヨリ四年トス但シ主務大臣已ムコトヲ得サル事由アリト認ムルトキハ石油ヲ目的トスル試掘權ニ付テハ四年以内、石油以外ノ鑛物ヲ目的トスル試掘權ニ付テハ二年以内之ヲ延長スルコトヲ得

第十一條 本法施行前第二十四條第一項、第二十五條第一項(第三十七條第一項ニ於テ準

用スル場合ヲ含ム）又ハ第三十八條第一項ノ規定ニ依ル命令アリタル場合ニ於テハ從前  
ハ第二十四條第二項、第二十五條第二項、第三十七條第二項又ハ第三十八條第二項ノ規  
定ヲ適用ス

第十二條 本法施行前ニ爲シタル採掘出願ノ出願地出願ノ當時其ノ出願人ノ同種ノ鑛物ノ  
試掘鑛區ト重複スル場合ニ於テ其ノ重複スル部分ノ試掘ヲ要スルモノト認ムルトキハ第  
二十九條ノ二ノ規定ニ拘ラス仍從前ノ例ニ依ル

本法施行前ニ爲シタル鑛業ノ出願ニシテ其ノ出願地他人ノ異種ノ鑛物ト鑛區ト重複スル  
モノニ付テハ仍從前ノ第三十一條ノ規定ヲ適用ス

本法施行前從前ノ第三十三條ノ二第一項ノ規定ニ依リ爲シタル鑛業ノ出願ニ付テハ仍同  
條ノ規定ヲ適用ス

本法施行前十日以内ニ試掘權ノ存續期間滿了シタル場合ニ於テハ仍從前ノ第三十三條ノ  
二ノ規定ヲ適用ス

第十三條 本法施行前從前ノ第四十四條第一項ノ規定ニ依リ差出シタル施業案ハ同條同項  
ハ改正規定ニ依リ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

第十四條 本法施行前從前ノ罰則ヲ適用スヘカリシ行爲ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

### 昭和十五年法律第百二號鑛業法中

### 改正法律ノ一部施行期日ノ件

(昭和十六年五月十三日  
勅令第五百八十三號)

昭和十五年法律第百二號ハ第十條ノ改正規定ヲ除クノ外昭和十六年六月一日ヨリ之ヲ施行  
ス

### 鑛業法施行細則

改正  
明治三十八年六月十五日農商務省令第十七號  
昭和九年六月二十七日商工省令第十四號(第一次)  
昭和十四年十二月二十七日商工省令第七十五號  
昭和十六年五月十四日商工省令第四十二號

第一條 願書、申請書、届書及圖面ハ一件毎ニ之ヲ調製シ様式ノ定アルモノニ付テハ其ノ  
様式ニ準スヘシ

第二條 商工大臣又ハ鑛山監督局長ニ差出シタル書面、圖面又ハ標品ニシテ必要ト認ムル  
鑛業法施行細則

モノハ之ヲ返付セス

第三條 鑛業ニ關シ命令又ハ通知ヲ發スル場合ニ於テ受信人ノ住所不分明ナルトキハ十日間其ノ要旨ヲ鑛山監督局ノ揭示場ニ揭示スヘシ此ノ場合ニ於テハ其ノ期間滿了ノ日ニ命令又ハ通知ヲ受ケタルモノト看做ス

第四條 本則ノ規定ニ依リテ爲シタル手續其ノ他ノ行爲ハ鑛業ヲ出願セムトスル者、鑛業出願人、鑛業權者、土地所有者又ハ關係人ノ承繼人ニ對シテモ其ノ效力ヲ有ス

第五條 本則中鑛業ノ出願ニ關スル規定ハ鑛業出願地又ハ鑛區ノ訂正、増減及改正ノ出願ニ付之ヲ準用ス

第六條 書面又ハ圖面不完備ナルトキハ鑛山監督局長ハ相當ノ期限ヲ附シテ修正又ハ補充ヲ命スルコトヲ得

第七條 書面又ハ圖面ヲ郵便ニテ差出シタルトキハ引受時刻證明郵便ニ依ルモノヲ除クハ外消印記號ニ記載シタル最終ノ日時ニ差出シタルモノト看做ス其ノ消印記號ナキ場合又ハ其ノ不明ナル場合ニ於テ郵便物受領證ニ依リテ其ノ差出シタル日時ヲ證明シタルトキ亦同シ

第八條 商工大臣ニ差出スヘキ書面又ハ圖面ハ鑛山監督局長ヲ經由スヘシ此ノ場合ニ於テ

ハ鑛山監督局長ニ差出シタル日時ヲ以テ差出ノ日時ト看做ス

第九條 同一地域ニ於テ二種以上ノ鑛物ニ付鑛業ヲ爲サムトスル者ハ各種ノ鑛物毎ニ願書ヲ差出スヘシ但シ同一ノ鑛床中ニ存スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十條 鑛業ノ許可ヲ得タル鑛物ノ名稱ヲ更正セムトスルトキハ願書ニ理由書ヲ添附シテ差出スヘシ

第十一條 共同鑛業出願人ハ願書ト共ニ連署シタル代表者選定ノ願書ヲ差出スヘシ

共同鑛業出願人ハ願書ニ代表者ヲ表示シテ前項ノ届出ニ代フルコトヲ得

前二項ノ規定ハ出願人ノ變更、鑛業權ノ設定又ハ移轉ニ因リ鑛業出願人又ハ鑛業權者ト爲ルヘキ者二人以上ナル場合ニ之ヲ準用ス但シ鑛業權設定ノ場合ニ於テハ登録稅納付書ニ代表者ヲ表示シタルトキハ之ヲ以テ代表者ノ届出ト看做ス

第十二條 共同鑛業出願人又ハ共同鑛業權者代表者ヲ變更シタルトキハ遲滞ナク連署シテ其ノ旨ヲ届出ツヘシ

第十三條 鑛業法第七條第三項ノ規定ニ依リ鑛山監督局長代表者ヲ指定シタルトキハ之ヲ

共同鑛業出願人又ハ共同鑛業權者ニ通知スヘシ

第十四條 鑛業出願人代表者ニ依リテ鑛業出願ノ取下、區域増減ノ出願又ハ出願人變更ノ

届出ヲ爲ス場合ニ於テハ願書又ハ届書ニ其ノ決議書又ハ之ニ相當スル書面ヲ添付スヘシ

前項ノ規定ハ代表者ニ依リテ鑛區ノ増減、合併又ハ分割ヲ出願スル場合ニ之ヲ準用ス

第十五條 鑛業ニ關スル出願ニシテ鑛利保護上又ハ鑛區分合上出願地及鑛區ノ面積百萬坪

ヲ超ユル場合ニ於テハ願書ニ其ノ理由書ヲ添付スヘシ

第十六條 鑛業ノ出願地鑛業法第十條第二項ノ場所ニ係ルトキハ出願ノ日ヨリ三十日以内

ニ所轄官廳ノ許可書若ハ許可ヲ受ケタルコトヲ證スル書面又ハ許可ヲ申請シタルコトヲ

證スル書面ヲ差出スヘシ

鑛業出願後其ノ出願地鑛業法第十條第二項ノ場所トナリタルトキハ其ノ公示ノ日ヨリ三

十日以内ニ前項ノ書面ヲ差出スヘシ

第十六條ノ二 鑛業出願地カ實地調査ニ因リテ鑛業法第十條第二項ノ場所ニ係ルコトヲ發

見シタルトキハ鑛山監督局長ハ前條ノ規定ニ拘ラス相當ノ期限ヲ附シ其ノ差出スヘキ書

面ノ提出ヲ命スルコトヲ得錯誤ニ因リ其ノ書面ノ添付ヲ遺漏シタルモノト認メタルトキ

亦同シ

第十七條 鑛業出願地ノ形狀鑛業ヲ爲スニ不適當ナリト認ムルトキハ鑛山監督局長ハ相當

ノ期限ヲ附シテ出願地ノ増減ヲ命スルコトヲ得

第十八條 鑛業出願地鑛區ニ密接スル場合ニ於テ鑛山監督局長鑛業ノ監督上中間ニ相當ノ

距離ヲ置クコトヲ必要ト認メタルトキハ出願人ニ對シ相當ノ期限ヲ附シテ出願地ノ減少

ヲ命スルコトヲ得鑛業出願地鑛區ニ密接セサル場合ト雖モ鑛山監督局長鑛業ノ監督上中

間ノ距離ノ延長ヲ必要ト認メタルトキ亦同シ

鑛業出願地鑛區ニ密接セサル場合ニ於テ鑛山監督局長鑛利保護上中間ノ距離ノ減縮ヲ必

要ト認メタルトキハ出願人ニ對シ相當ノ期限ヲ附シテ出願地ノ増加ヲ命スルコトヲ得

第十九條 鑛業願書ニ添付スヘキ圖面ハ試掘出願ニ付テハ五葉、採掘出願ニ付テハ六葉ト

シ、様式第十四號ニ準シテ調製シ左ニ掲クル事項ヲ明示スヘシ

一 出願地ノ所在及地目

二 出願地ノ面積

三 南北線

鑛業法施行細則

四 縮尺

- 五 二個以上ノ不動基點並其ノ名稱及特徵
  - 六 出願地ノ各隅トナルヘキ測點並其ノ番號
  - 七 境界線並基點ト連結シタル測點間ノ方位及其ノ間數
  - 八 出願地又ハ其ノ附近ニ於ケル鑛床ノ露頭及其ノ走向、傾斜
  - 九 出願地及其ノ附近ニ於ケル地形其ノ他鑛業法第十條又ハ第十一條ニ記載シタルモノ
- 鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ相當ノ期限ヲ附シ更ニ五葉ヲ限リ前項ノ圖面ノ差出ヲ命スルコトヲ得

第二十條 採掘出願人ハ其ノ願書ニ採掘セムトスル鑛物ノ鑛床ニ關スル説明書ヲ添附スヘシ

第二十一條 試掘又ハ採掘ノ願書及出願地又ハ鑛區ノ増減ノ願書ハ第一種引受時刻證明郵便ヲ以テ差出スヘシ

第二十一條ノ二 鑛業法第二十九條ノ三第二項ノ規定ニ依ル公示ハ試掘權其ノ存續期間満了前消滅シ又ハ試掘鑛區ノ減少アリタル場合ニ於テ其ノ試掘權ノ殘存スヘカリシ期間又ハ殘存スル期間カ六十日ヲ超ユル場合ニ之ヲ爲ス

前項ノ公示ハ鑛山監督局ノ揭示場ニ揭示スルコトニ依リテ之ヲ爲ス

第二十二條 鑛山監督局長ハ相當ノ期限ヲ附シ出願人ニ鑛業ノ設備ニ關スル設計書ノ提出ヲ命スルコトヲ得

前項ノ命令ニ依リテ設計書ヲ提出シタル試掘出願人カ出願ノ許可後其ノ設計ヲ變更シテ作業セムトスルトキハ鑛山監督局長ノ許可ヲ受クヘシ

第二十二條ノ二 鑛山監督局長ハ相當ノ期限ヲ附シ試掘權者ニ鑛業ノ設備ニ關スル設計書ノ提出ヲ命シ若ハ理由ヲ示シテ設計書ノ變更ヲ命スルコトヲ得

試掘權者カ前項ノ命令ニ依リテ提出シタル設計書ノ變更ヲ爲サムトスルトキハ鑛山監督局長ノ許可ヲ受クヘシ

第二十三條 (明治四十四年三月農商務省令第十號ニテ削除)

第二十四條 鑛山監督局長ハ鑛業ニ關スル出願又ハ鑛區ニ付實地調査ヲ必要ト認ムルトキハ調査事項及調査期日ヲ指定シ出願人又ハ鑛業權者ニ立會ヲ命スルコトヲ得若シ調査期日ヲ指定スルコト能ハサルトキハ豫定期日ヲ定メ確定期日ハ出張吏員ノ指定ニ依ルヘキ

コトヲ命スヘシ

出張吏員カ確定期日ヲ指定スルトキハ少クとも三日前ニ之ヲ通知スヘシ但シ出願人又ハ  
鑛業權者ニ於テ異議ナキ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第二十五條 鑛業出願人變更ノ届書ニハ新舊出願人連署スヘシ

第二十五條ノ二 試掘權者其ノ試掘地ニ於テ採掘ノ出願ヲ爲シタル後出願人ノ變更ヲ爲サ  
ムトスル場合ニ於テハ試掘權ノ移轉ヲ證スル書面ヲ添附スヘシ

第二十五條ノ三 試掘權者其ノ試掘地ニ於テ採掘ノ出願ヲ爲シタル後試掘權ヲ移轉シタル  
トキハ出願人變更ノ届出アリタルモノト看做ス

第二十六條 相續其ノ他ノ一般承繼ニ因リテ鑛業出願人ト爲リタル者又ハ氏名、名稱若ハ  
住所ヲ變更シタル鑛業出願人ハ戶籍吏ニ届出タル日又ハ登記ノ日ヨリ十四日以内ニ其ノ  
事實ヲ證スヘキ書面ヲ添ヘ其ノ旨ヲ鑛山監督局長ニ届出ツヘシ法人ノ代表者ヲ變更シタ  
ルトキ亦同シ

第二十七條 共同鑛業出願人脱退シタルトキハ代表者若シ代表者ナキニ至リタルトキハ共  
同出願人ハ脱退ノ日ヨリ十四日以内ニ其ノ原因ヲ證スル書面ヲ添ヘ其ノ旨ヲ鑛山監督局

長ニ届出ツヘシ

第二十八條 採掘出願地ノ訂正願書ニハ訂正理由書ヲ添附スヘシ

第二十九條 採掘出願地ノ訂正又ハ鑛業出願地ノ増減ノ願書ニ添附スヘキ圖面ニハ新舊出  
願地ノ關係ヲ明示スヘシ

第二十九條ノ二 第三十六條第一項ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタルトキハ試掘出願人又ハ採  
掘出願人ハ其ノ出願地ニ付更ニ採掘若ハ試掘ノ出願ヲ爲シ、出願地ノ増減若ハ鑛種名ノ  
更正ヲ出願シ又ハ名義ノ變更ノ届出ヲ爲スコトヲ得ス

第三十條 鑛業法第三十三條第二項ノ規定ニ依ル抽籤ハ鑛山監督局長之ヲ行フ

鑛山監督局長ハ抽籤ノ日時ヲ定メ少クとも十四日前ニ關係鑛業出願人ニ通知スヘシ  
前項ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタル鑛業出願人ハ抽籤日時ニ出頭シテ立會ヲ爲スコトヲ得  
第三十一條 鑛區ノ合併又ハ分割ノ願書ニハ理由書ヲ添附シ且之ニ添附スヘキ圖面ニハ合  
併又ハ分割スヘキ區域ノ關係ヲ明示スヘシ但シ分割ノ願書ニ添附スヘキ圖面ハ各區域毎  
ニ之ヲ調製スヘシ

鑛業法第三十五條第二項ノ規定ニ依ル抵當權者ノ承諾書及抵當權ノ順位ニ關スル協定書

ハ合併又ハ分割ノ願書ニ之ヲ添附スヘシ

(第三十一條ノ二ハ削除)

第三十二條 鑛業法第三十六條第一項ノ規定ニ依ル鑛區增區ノ願書ニハ鑛床圖ノ説明書、隣接鑛業權者及抵當權者ノ承諾書ヲ添附スヘシ

鑛業法第三十六條第二項ノ規定ニ依ル鑛區訂正ノ願書ニハ鑛床圖ノ説明書、隣接鑛業權者ノ承諾書又ハ鑛業法第九十條ノ規定ニ依ル裁決書若ハ判決書ノ謄本ヲ添附スヘシ  
前二項ノ願書ニ添附スヘキ鑛床圖ハ平面圖及截面圖ノ二種ニ分チテ之ヲ調製スヘシ

第三十三條 鑛區訂正ノ願書ニ關シテハ第二十八條ノ規定ヲ準用ス

第三十四條 鑛區ノ訂正、増減又ハ改正ノ願書ニ關シテハ第二十九條ノ規定ヲ準用ス

第三十五條 鑛業法第三十七條第三項ノ規定ニ依ル減區又ハ増減區ノ願書ニハ抵當權者ノ承諾書ヲ添ヘテ差出スヘシ

第三十六條 鑛業ノ出願許可スヘキモノト決定シタルトキハ鑛山監督局長ハ其ノ旨ヲ出願人ニ通知スヘシ此ノ場合ニ於テ其ノ區域異種ノ鑛物ノ鑛區ト重複シ鑛業法第四十三條ノ二第一項ノ規定ニ依リ承諾ヲ受クヘキモノナルトキハ其ノ鑛業權ノ登録番號、鑛種名、

鑛業權者ノ氏名又ハ名稱及住所並重複範圍ヲ併セテ通知スヘシ

出願人ハ前項ノ通知書ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ登録稅ヲ納付スヘシ此ノ期間内ニ登録稅納付書ヲ差出シタルモ不受理ノ處分ヲ受ケタルモノハ其ノ處分ヲ受ケタル日ヨリ五日以内ニ在リテハ期間後ト雖更ニ登録稅ヲ納付スルコトヲ得

登録稅ハ第一項ノ通知書ヲ受ケタル者若ハ其ノ代理人出頭シ又ハ書留郵便ヲ以テ之ヲ納付スヘシ郵便ヲ以テ納付スル場合ニ關シテハ第七條ノ規定ヲ準用ス

前項ノ登録稅ハ第一項ノ通知書ト共ニ納付書ニ收入印紙ヲ貼用シテ之ヲ納付スヘシ

前四項ノ規定ハ第十條ノ出願ニ關シ之ヲ準用ス

第三十六條ノ二 鑛山監督局長第三十六條第一項後段ノ規定ニ依ル通知ヲ爲シ出願人カ其ノ登録ヲ受ケタルトキハ鑛山監督局長ハ其ノ登録ヲ受ケタル鑛業權ノ登録番號、鑛種名並鑛業權者ノ氏名又ハ名稱及住所ヲ同條同項後段ニ掲クル鑛業權者ニ通知スヘシ

第三十六條ノ三 鑛區ノ合併、分割、減區又ハ増減區ノ出願ニ付許可決定ノ通知ヲ受ケタル者ハ合併、分割又ハ減少前ノ鑛業權ニ付登録上利害ノ關係ヲ有スル第三者ノ承諾書又ハ之ニ對抗スルコトヲ得ヘキ裁判ノ謄本ヲ登録稅納付書ニ添附シテ差出スヘシ但シ鑛區



ノ分合又ハ増減ノ願書ト共ニ承諾書ヲ差出シタルモノニ付テハ納付書ニ其ノ事由ヲ記載スルヲ以テ足ル

第三十七條 鑛區所在地ノ名稱、地目、境界、基點又ハ面積カ鑛區圖ト相違スルコトヲ發見シタルトキハ鑛山監督局長ハ相當ノ期限ヲ附シテ鑛業權ノ表示變更ニ關スル鑛區圖ノ提出ヲ命スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ命令書ニ調査圖ヲ添附スヘシ

鑛山監督局長カ鑛業權ノ表示變更ニ關スル鑛區圖ノ提出ヲ要セサルモノト認メタルトキ又ハ前項ノ命令ニ依リ提出シタル鑛區圖ヲ調査シ完備シタルモノト認メタルトキハ第三十六條第一項ニ準シ其ノ旨ヲ鑛業權者ニ通知スヘシ

第三十六條第二項乃至第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十八條 左ノ場合ニ於テハ鑛山監督局長ハ願書、申請書又ハ届書ヲ受理セス

- 一 試掘又ハ採掘出願地ノ全部カ所轄鑛山監督局ノ管轄區域内ニ在ラサルトキ
- 二 出願ノ鑛物カ鑛業法第二條ノ規定ニ該當セサルトキ
- 三 圖面ヲ添附スヘキ鑛業ノ願書ニ之ヲ添附セサルトキ又ハ添附圖面ニ依リ區域分明ナラサルトキ

三ノ二 鑛業ニ關スル願書、申請書又ハ届書ニ添附スヘキ圖面ニシテ要塞地帯法又ハ軍機保護法ニ依リ其ノ作成ニ付許可ヲ要スヘキモノ其ノ許可ヲ得タルモノニ非サルトキ

四 手数料ヲ納付セサルトキ

五 (明治四十年四月農商務省令第八號ニテ削除)

六 第十四條ノ規定ニ違背シ決議書又ハ之ニ相當スル書面ヲ添附セサルトキ

七 第二十一條ノ規定ニ違背シ第一種引受時刻證明郵便ヲ以テ差出ササルトキ

八 第二十五條ノ規定ニ違背シ新舊出願人連署セサルトキ

八ノ二 第二十五條ノ二ノ規定ニ違背シ試掘權ノ移轉ヲ證スル書面ヲ添附セサルトキ

八ノ三 第二十九條ノ二ノ規定ニ違背シタルトキ

九 第三十一條第二項ノ規定ニ違背シ承諾書及協定書ヲ添附セサルトキ

十 第三十二條又ハ第三十五條ノ規定ニ違背シ承諾書又ハ之ニ代ルヘキ書面ヲ添附セサルトキ

第三十八條ノ二 左ノ場合ニ於テハ鑛山監督局長ハ登録稅納付書ヲ受理セス

一 第三十六條第四項又ハ第三十七條第三項ノ規定ニ違背シ通知書ヲ差出ササルトキ

二 第三十六條ノ三ノ規定ニ違背シ第三者ノ承諾書又ハ之ニ對抗スルコトヲ得ヘキ裁判ノ謄本ヲ添附セサルトキ

第三十九條 左ノ場合ニ於テハ鑛山監督局長ハ願書又ハ届書ヲ却下ス

一 實地調査ノ際出願人カ出願區域ヲ明示スルコト能ハサルカ又ハ第二十四條第一項ノ規定ニ依リテ指定シタル調査事項ノ説明ヲ爲スコト能ハサルトキ

二 願書ニ添附シタル圖面カ實地ノ區域ト著シク相違スルトキ

三 第六條ノ規定ニ依ル命令ノ期限内ニ修正又ハ補充ヲ爲ササルトキ

四 第十六條ニ規定シタル期間内又ハ第十六條ノ二ノ規定ニ依ル命令ノ期限内ニ許可書又ハ證明書ヲ差出ササルトキ

五 第十七條又ハ第十八條ノ規定ニ依ル命令ノ期限内ニ區域増減ノ願書ヲ差出ササルトキ

五ノ二 第十九條第二項ノ規定ニ依ル命令ノ期限内ニ圖面ヲ差出ササルトキ

六 第二十二條ノ規定ニ依ル命令ノ期限内ニ設計書ヲ差出ササルトキ

七 (明治四十四年三月農商務省令第十號ニテ削除)

八 第二十四條ノ規定ニ依リテ指定シタル期日ニ出願人立會ヲ爲ササルトキ

九 第三十六條ニ規定シタル期間内ニ登録稅納付書ヲ提出シ又ハ郵便ニ附セサルトキ

十 第七十九條ノ規定ニ依ル命令ノ期限内ニ協定書ヲ差出ササルトキ

第四十條 相續其ノ他ノ一般承繼ニ因リテ鑛業權者若ハ抵當權者ト爲リタル者又ハ氏名、名稱若ハ住所ヲ變更シタル鑛業權者若ハ抵當權者ハ戶籍吏ニ届出タル日又ハ登記ノ日ヨリ十四日以内ニ其ノ登録ヲ申請スヘシ法人ノ代表者ヲ變更シタルトキハ之ニ準シテ其ノ事實ヲ證スヘキ書面ヲ添ヘ其ノ旨ヲ鑛山監督局長ニ届出ツヘシ

第四十條ノ二 共同鑛業權者死亡ニ因リ脱退シタルトキハ代表者若シ代表者ナキニ至リタルトキハ共同鑛業權者ハ脱退ノ日ヨリ十四日以内ニ其ノ登録ヲ申請スヘシ

第四十一條 鑛業權者鑛業ニ著手シタルトキハ遲滞ナク鑛區所在地又ハ其ノ附近ニ鑛業事務所ヲ定メ其ノ位置及著手ノ年月日ヲ鑛山監督局長ニ届出ツヘシ

第四十二條 試掘權者ハ試掘鑛區圖及試掘工程表ヲ、採掘權者ハ坑内實測圖及鑛業簿ノ外採掘鑛區圖及鑛業施業案ヲ鑛業事務所ニ備置クヘシ

第四十三條 鑛業權者ハ鑛業權ノ設定若ハ移轉ノ登録アリタル日ヨリ六箇月以内ニ事業ニ著手セス又ハ六箇月以上休業セムトスルトキハ其ノ期間ヲ附シ理由ヲ詳記シテ鑛山監督局長ニ届出ツヘシ

休業期間内ニ事業ニ著手シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ鑛山監督局長ニ届出ツヘシ  
第四十四條 採掘權者施業案ノ認可ヲ申請セムトスルトキハ様式第十九號ニ準シテ調製シタル施業案ニ其ノ説明圖面ヲ添附シ之ヲ鑛山監督局長ニ差出スヘシ

鑛業ノ種類又ハ狀況ニ依リ前項ノ規定ニ依リ難キモノアルトキハ理由ヲ明示シ様式ノ記載事項ヲ増減スルコトヲ得

第四十五條 採掘權者施業案ノ變更ノ認可ヲ申請セムトスルトキハ様式第十九號ニ準シテ調製シタル新ナル施業案ニ其ノ説明圖面及變更ノ理由ヲ詳記シタル書面ヲ添附シ之ヲ鑛山監督局長ニ差出スヘシ

第四十六條 鑛山監督局長鑛業法第四十五條ノ規定ニ依リ施業案ノ變更ヲ命スルニハ少クトモ三十日以上ノ期限ヲ附シテ認可ヲ受クヘキコトヲ命スヘシ

第四十七條 坑内實測圖ハ平面圖及截面圖ノ二種トシ少クトモ毎月末ニ於ケル掘進ノ狀況

ヲ測定シ翌月中ニ調製スヘシ

坑内實測圖ノ複本ハ石炭坑ニ在リテハ毎年六月末日及十二月末日迄ノ分ヲ各八月末日及二月末日迄ニ其ノ他ニ在リテハ毎年十二月末日迄ノ分ヲ二月末日迄ニ差出スヘシ但シ鑛山ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ鑛山監督局長ハ何時ニテモ坑内實測圖ノ複本ノ提出ヲ命シ又ハ其ノ提出期若ハ提出回数ノ變更ヲ命スルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依リテ差出シタル前期ノ坑内實測圖複本ハ請求ニ因リ之ヲ下付ス

第四十七條ノ二 (大正五年八月農商務省令第二十號ニテ削除)

第四十八條 鑛業簿ニハ鑛產物ノ數量、其ノ販賣高、販賣代價、行業日數及工數ヲ記載スヘシ

鑛業簿ノ複本ハ毎年六月末日及十二月末日迄ノ分ヲ各七月末日及一月末日迄ニ差出スヘシ

第四十九條 前二條ノ規定ニ依リテ調製シ若ハ差出スヘキ書類又ハ圖面ハ採掘權ノ消滅又ハ移轉ノ場合ニハ採掘權ヲ有セシ者ニ於テ其ノ登録ノ日ヨリ三十日以内ニ調製シ若ハ差出スヘシ

第五十條 鑛業明細表ハ様式第十八號ニ準シテ之ヲ調製シ毎年一月末日迄ニ其ノ前年分ヲ差出スヘシ

第五十一條 前條ノ規定ニ依リテ差出スヘキ書類ハ鑛業權ノ消滅又ハ移轉ノ場合ニハ鑛業權ヲ有セシ者ニ於テ其ノ登録ノ日ヨリ三十日以内ニ差出スヘシ

第五十二條 前五條ノ規定ニ依リ坑内實測圖若ハ鑛業簿ノ複本又ハ鑛業明細表ヲ差出スヘキ場合ニ於テ記載スヘキ事項ナキトキハ其ノ旨ヲ届出ツヘシ

第五十三條 二箇以上ノ鑛區ニ付合併施業ヲ爲ス場合ニ於テハ第四十四條、第四十五條及第四十七條乃至第五十一條ノ書類又ハ圖面ハ合併シテ之ヲ調製スルコトヲ得

第五十四條 鑛業權者自ラ鑛業ヲ管理セサルトキハ鑛業代理人ヲ選任シ鑛山監督局長ニ届出ツヘシ鑛業代理人ヲ變更シタルトキ亦同シ

前項ノ代理人ハ鑛業法及鑛業法ノ施行ニ關スル命令ノ規定ニ依リテ鑛業ノ管理ニ關シ鑛業權者ノ爲スヘキ一切ノ手續其ノ他ノ行爲ヲ委任セラレタルモノト看做ス但シ鑛業權者ハ其ノ代理權ニ制限ヲ加ヘタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ届出ツヘシ

鑛山監督局長必要アリト認メタルトキハ鑛業權者ニ鑛業代理人ハ變更ヲ命スルコトヲ得

第五十五條 試掘權者ハ試掘工程表ヲ調製シテ一箇月毎ニ開坑ニ關スル狀況、鑛產物ノ數量、行業日數及工數ヲ記載スヘシ

第五十六條 試掘ニ依リテ得タル鑛產物ヲ處分セムトスルトキハ其ノ方法及數量ヲ記載シ鑛山監督局長ニ出願スヘシ

第五十七條 鑛業法第四十九條ノ規定ニ依ル實地調査ノ願書ニハ調査區域及其ノ理由ヲ詳細シタル書面ヲ添附スヘシ

鑛山監督局長調査ヲ要スルモノト認メタルトキハ調査日數並之ニ要スル人夫及物品ノ豫定書ヲ調製シ出願人ニ交付スヘシ

出願人ハ人夫及物品ヲ準備シ現場ニ立會フヘシ

第五十八條 鑛業法第五十二條ノ規定ニ依リテ他人ノ土地ニ立入り測量又ハ検査ヲ爲サザトスル者ハ土地ノ所在、地目及其ノ目的ヲ記載シタル願書ヲ差出スヘシ

第五十九條 鑛業法第五十三條ノ規定ニ依リテ障礙物ヲ除却セムトスル者ハ障礙物ノ種類、名稱、存在ノ場所、所有者及占有者ノ氏名又ハ名稱並豫定價格ヲ記載シタル願書ヲ

差出スヘシ

第六十條 鑛業法第五十四條ノ規定ニ依リテ他人ノ土地ニ立入り又ハ之ヲ使用セムトスル者ハ土地ノ所在、占有者ノ氏名又ハ名稱及其ノ目的ヲ記載シテ出願スヘシ

前項ノ出願ハ電信ニ依リテ之ヲ爲スコトヲ得

本條ノ出願ニ對シ電信ヲ以テ指令ヲ受ケムトスル者ハ土地ノ所在、占有者ノ氏名又ハ名稱及立入り又ハ使用ノ目的ヲ記スルニ相當スル電信料ヲ前納スヘシ

第六十一條 鑛業法第五十二條乃至第五十四條ノ規定ニ依リテ他人ノ土地ニ立入り、之ヲ使用シ又ハ障碍物ヲ除却セムトスル者ハ鑛山監督局長ノ許可證ヲ携帯スヘシ

第六十二條 鑛業法第五十六條ノ規定ニ依リテ他人ノ土地ヲ使用セムトスル者ハ土地ノ所在、地目、面積、所有者ノ氏名又ハ名稱、住所、使用ノ目的、時期及期間ヲ記載シタル願書ニ土地登記謄本、未登記ノ土地ニ付テハ土地臺帳謄本、關係地實測圖及工事設計書ヲ添ヘテ差出スヘシ

第六十三條 鑛業權者鑛業法ノ規定ニ基キテ他人ノ土地ニ關スル權利ヲ取得シタルトキ、使用ヲ始メタルトキ、使用ヲ終リタルトキ又ハ使用セサルニ至リタルトキハ直ニ鑛山監督局長ニ届出ヘシ

前項ノ權利取得ニ關スル届書ニハ土地ノ所在、地目、面積、所有者ノ氏名又ハ名稱、住所、使用ノ目的、時期及期間並補償金及擔保ヲ記載スヘシ

第六十三條ノ二 鑛業法第七十四條ノ四第一項ノ規定ニ依リ石炭ヲ目的トスル鑛業權者ノ毎年供託スヘキ金錢ノ額ハ石炭一噸ニ付五十錢以内ニ於テ其ノ前年中ニ掘採シタル石炭ノ數量ニ應シ鑛區毎ニ鑛山監督局長之ヲ定ム

前項ノ金錢ハ毎年三月中ニ之ヲ供託スヘシ

第六十三條ノ三 石炭ヲ目的トスル鑛業權者ハ鑛業權消滅ノ場合ニ於テハ前條ノ規定ニ準シ其ノ年ノ一月一日ヨリ鑛業權消滅ノ日ニ至ル期間内ニ掘採シタル石炭ノ數量ニ應シ鑛山監督局長ノ定ムル額ニ相當スル金錢ヲ遲滞ナク供託スヘシ

前項ノ場合ニ於テ前條ノ規定ニ依リ供託スヘキ金錢ノ供託ヲ了セサルトキハ前條第二項ノ規定ニ拘ラス前項ノ金錢ト同時ニ之ヲ供託スヘシ

第六十三條ノ四 石炭ヲ目的トスル鑛業權者特別ノ事情ニ依リ鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケタルトキハ其ノ供託スヘキ金錢ヲ四回以内ニ分割シテ供託スルコトヲ得

前項ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ左ニ掲クル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ三日十日迄ニ

鑛山監督局長ニ提出スヘシ

一 鑛業權者ノ氏名又ハ名稱及住所

二 鑛業權ノ登録番號

三 分割ノ回数並供託ノ時期及各回ノ供託金額

四 分割シテ供託セムトスル事由

第六十三條ノ五 鑛業法第七十四條ノ四第一項ノ規定ニ依ル供託ハ鑛山監督局長ノ指定ス

ル供託局、供託局出張所又ハ供託事務ヲ取扱フ銀行ニ之ヲ爲スヘシ

第六十三條ノ六 鑛業法第七十四條ノ四第一項但書ノ規定ニ依リ供託スル國債ノ供託價格

ハ供託スル月ノ前月末日ノ時價ヲ超ユルコトヲ得ス

第六十三條ノ七 石炭ヲ目的トスル鑛業權者鑛業法第七十四條ノ四第一項ノ規定ニ依リ供

託ヲ爲シタルトキハ供託物受入ノ記載アル供託書ノ寫及供託價格ヲ記載シタル書面ヲ添

附シ遲滯ナク之ヲ鑛山監督局長ニ届出ツヘシ

鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ前項ノ鑛業權者ニ對シ供託物受入ノ記載アル供託書ノ提出ヲ命スルコトヲ得

第六十三條ノ八 石炭ヲ目的トスル鑛業權者又ハ鑛業權者タリシ者鑛業法第七十四條ノ四

第一項ノ供託物ノ取戻ヲ爲サムトスルトキハ大正十一年司法省令第二號供託物取扱規則

又ハ大正十一年司法省令第四號ノ手續ニ依ルノ外鑛山監督局長カ其ノ取戻ヲ承認シタル

コトヲ證スルニ足ル書面ヲ供託局供託局、出張所又ハ供託事務ヲ取扱フ銀行ニ提出スヘ

シ前項ノ承認ヲ受ケムトスル者ハ左ニ掲クル事項ヲ記載シタル申請書ヲ鑛山監督局長ニ

提出スヘシ

一 鑛業權者ノ氏名又ハ名稱及住所

二 鑛業權ノ登録番號

三 取戻ヲ爲サムトスル金額（供託物カ國債ナルトキハ其ノ種類、記號、番號、枚數、券面額及供託價格）

四 取戻ヲ爲サムトスル理由

五 當該鑛區ニ付現ニ存スル供託金額（供託物カ國債ナルトキハ其ノ種類、記號、番號、枚數、券面額及供託價格）

第六十四條 （大正五年八月農商務省令第二十號ニテ削除）

第六十五條 （大正五年八月農商務省令第二十號ニテ削除）

第六十六條 （大正五年八月農商務省令第二十號ニテ削除）

第六十七條 （大正五年八月農商務省令第二十號ニテ削除）

第六十八條 鑛業法第九十條第一項又ハ第九十二條第一項（同條第四項ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル申請書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載シ請求地ニ於ケル工事又ハ鑛床ノ關係圖並所有者及關係人又ハ隣接鑛業權者若ハ異種ノ鑛物ヲ目的トスル鑛業權者ト交渉シタル始末書ヲ添附スヘシ但シ交渉ヲ爲スコト能ハサルトキハ其ノ事由書ヲ以テ始末書ニ代フルコトヲ得

- 一 申請人ノ氏名又ハ名稱及住所
- 二 所有者及關係人又ハ隣接鑛業權者若ハ異種ノ鑛物ヲ目的トスル鑛業權者ノ氏名又ハ

名稱及住所

三 鑛業權ノ登録番號

四 申請ノ目的及理由

鑛山監督局長前項ノ申請書ヲ受理シタルトキハ之ヲ所有者及關係人又ハ隣接鑛業權者若ハ異種ノ鑛物ヲ目的トスル鑛業權者ニ交付スヘシ

所有者及關係人又ハ隣接鑛業權者若ハ異種ノ鑛物ヲ目的トスル鑛業權者ハ申請書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ十四日以内ニ答辯書ヲ差出スヘシ

所有者及關係人又ハ隣接鑛業權者若ハ異種ノ鑛物ヲ目的トスル鑛業權者前項ノ期間内ニ答辯書ヲ差出ササルトキハ鑛山監督局長ハ申請書ノミニ依リテ裁決スルコトヲ得申請書ノ交付ヲ爲スコト能ハサルトキ亦同シ

申請人第六條ノ規定ニ依ル命令ノ期限内ニ修正又ハ補充ヲ爲ササルトキハ申請書ヲ却下ス

裁決書ニハ理由ヲ附シテ鑛山監督局長之ヲ申請人、所有者及關係人、隣接鑛業權者、異種ノ鑛物ヲ目的トスル鑛業權者ニ交付スヘシ

第六十九條 鑛業法第九十條第二項又ハ第九十二條第二項（同條第四項ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル訴願ニハ鑛山監督局長ノ與ヘタル裁決書ノ謄本ヲ添ヘテ差出スヘシ

第七十條 削除

第七十一條 鑛業法第九十三條第二項ノ規定ニ基ク處分又ハ裁決ノ公示ハ鑛山監督局ノ揭示場ニ揭示スルコトニ依リテ之ヲ爲ス

第七十二條 第二十二條第二項若ハ第二十二條ノ第二項ノ規定ニ違背シタル者又ハ第二十二條ノ第二項、第二十四條第一項若ハ第五十四條第三項ノ規定ニ依ル命令ニ違背シタル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第七十二條ノ二 第二十六條、第二十七條、第四十條乃至第四十三條、第四十九條、第五十一條、第五十二條、第五十五條、第六十一條若ハ第六十三條ノ規定ニ違背シタル者又ハ第三十七條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違背シタル者若ハ同條第三項ノ規定ニ違背シ期間内ニ登録税ヲ納メサル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第七十三條 第五十四條ノ規定ニ依リテ鑛業代理人ヲ定メタル場合ニハ鑛業權者ニ適用ス

ヘキ本則ノ罰則ハ鑛業代理人ニ適用ス但シ其ノ權限ニ屬セサル事項ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第七十四條 本則ハ第六十三條ノ二乃至第六十三條ノ八及第七十二條及第七十二條ノ二ノ

規定ヲ除クノ外國ノ鑛業ニ之ヲ準用ス

第七十四條ノ二 鑛業法第十二條ノ二第二項ノ證票ハ様式第二十號ニ依ル

附 則

第七十五條 本則ハ明治三十八年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第七十六條 鑛業條例ノ施行ニ關スル農商務省令及農商務省告示ハ本則施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

第七十七條 鑛業條例ノ施行ニ關スル農商務省令及農商務省告示ニ依リテ爲シタル手續其ノ他ノ行爲ハ本則中之ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本則ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第七十八條 本則施行前ニ爲シタル手續其ノ他ノ行爲ニシテ鑛業法及本則中ニ別段ノ定ナキモノニ付テハ鑛業條例ノ施行ニ關スル農商務省令及農商務省告示ノ規定ヲ適用ス



第七十九條 鑛業條例第四十六條第一項ノ規定ニ依リテ爲シタル出願ニシテ抵當權者ノ承諾書ヲ添ヘタルモノニ付テハ鑛山監督局長ハ相當ノ期限ヲ附シテ抵當權ノ順位ニ關スル協定書ヲ差出サシムルコトヲ得

第八十條 本則施行前ニ明治三十二年農商務省令第三號ノ規定ニ依リテ鑛業總代人ト看做サレタル者ハ本則ノ規定ニ依リテ定メタル代表者ト看做ス

第八十一條 本則施行前ヨリ引續キ鑛業ヲ爲ス者ハ本則施行ノ日ヨリ十日以内ニ鑛區所在地又ハ其ノ附近ニ鑛業事務所ヲ定メ鑛山監督局長ニ届出ツヘシ

第八十二條 本則施行前試掘ノ認可又ハ採掘ノ特許ヲ得タル者ニ付テハ第四十三條ノ期間ハ本則施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第八十三條 本則施行前ヨリ引續キ採掘ヲ爲ス者ハ明治三十八年十一月末日迄ニ第四十四條ノ規定ニ依リテ調製シタル施業案ヲ差出スヘシ

第八十四條 明治三十二年農商務省令第三條ノ規定ニ依ル鑛業代理人ハ本則ノ規定ニ依ル鑛業代理人ト同一ノ權限ヲ委任セラレタルモノト看做ス

第八十五條 鑛業條例第四十八條ノ規定ニ依リ他人ノ土地ヲ使用スル者ハ本則施行ノ日ヨ

リ九十日以内ニ土地ノ名稱、種目及使用ノ目的ヲ記載シタル届書ニ關係地實測圖、工事設計書及使用ノ權利ヲ證スル書面ヲ添ヘテ差出スヘシ

第八十六條 鑛業條例第六十四條第二項ノ規定ニ依リ認可ヲ得タル鑛夫使役規則中第六十四條ニ規定シタル事項ニ付其ノ規定ヲ異ニスルモノアルトキハ採掘權者ハ本則施行ノ日ヨリ三十日以内ニ之ヲ改定シテ許可ヲ受クヘシ

第八十七條 鑛業條例第七十條ノ規定ニ依リテ調製シタル鑛夫名簿中第六十五條ニ規定シタル事項ニ付其ノ規定ヲ異ニスルモノアルトキハ本則施行ノ日ヨリ六十日以内ニ之ヲ改定スヘシ

第八十八條 本則施行前ヨリ引續キ試掘ヲ爲ス者ハ本則施行ノ日ヨリ三十日以内ニ第六十五條ノ規定ニ依リテ鑛夫名簿ヲ調製スヘシ

第八十九條 鑛業條例第七十二條ノ規定ニ依リ認可ヲ得タル鑛夫救恤規則中第六十六條ニ規定シタル事項ニ付其ノ規定ヲ異ニスルモノアルトキハ採掘權者ハ本則施行ノ日ヨリ三十日以内ニ之ヲ改定シテ許可ヲ受クヘシ但シ改定前ニ扶助ヲ必要トスル場合ニ於テハ其ノ給與金額ハ第六十六條ニ定メタル最低額ヲ下ルコトヲ得ス

第九十條 本則施行前ヨリ引續キ試掘ヲ爲ス者ハ本則施行ノ日ヨリ三十日以内ニ第六十六條ノ規定ニ依リテ扶助規則ヲ差出シ許可ヲ受クヘシ

第九十一條 鑛業法第一百十九條ノ規定ニ依ル願書ニハ左ノ書類ヲ添付スヘシ

一 事業ノ現状ヲ詳記セル書類

二 明治三十七年十二月三十一日以前ヨリ引續キ出願鑛物ヲ採取スルコトヲ證スル書類

第九十二條 鑛業法第二百十條ノ規定ニ依ル届書ニハ左ノ書類及圖面ヲ添付スヘシ

一 事業ノ現状ヲ詳記セル書類

二 明治三十九年十二月三十一日以前ヨリ引續キ鑛業法第二條第二項ノ可燃質天然瓦斯

ヲ採取スルコトヲ證スル書類

三 坑井ノ所在ヲ認知シ得ヘキ圖面

前項第三號ノ圖面ニハ左ニ掲クル事項ヲ明示スヘシ

一 所在地ノ名稱及種目

二 不動基點並其ノ名稱及特徵

三 坑井ト不動基點ト連結シタル測點間ノ方位及間數

第九十三條 昭和九年法律第三十七號附則第三項ノ規定ニ依ル願書ニハ左ノ書類ヲ添付ス

ヘシ

一 事業ノ現状ヲ詳記セル書類

二 昭和九年法律第三十七號施行ノ際現ニニッケル鑛、コバルト鑛、石膏又ハ重晶石ヲ掘採スル者又ハ其ノ承繼人タルコトヲ證スル書類

三 法人ニ在リテハ定款

願書ニ添付スヘキ圖面ニハ第十九條ニ掲クル事項ノ外昭和九年法律第三十七號施行ノ際現ニニッケル鑛、コバルト鑛、石膏又ハ重晶石ヲ掘採スル區域ト出願區域トノ關係ヲ明示スヘシ

第一項ノ願書ニシテ第十條ノ規定ニ依リ鑛物ノ名稱ヲ更正セントスルモノナルトキハ前項ノ規定ニ準シテ調製シタル圖面ヲ添付スヘシ

第九十四條 昭和九年法律第三十七號附則第五項ノ規定ニ依ル申請書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載スヘシ

一 申請人ノ氏名又ハ名稱及住所

- 二 土地ノ所在、地目及面積
  - 三 土地所有者ノ氏名又ハ名稱及住所
  - 四 鑛業權ノ登録番號
  - 五 申請ノ目的及理由
- 前項ノ申請書ニハ昭和九年法律第三十七號施行ノ際現ニニツケル鑛、コバルト鑛、石膏又ハ重晶石ノ掘採ニ付土地所有者ニ支拂フ代價ニ關スル契約又ハ慣習ヲ證スル書面竝ニ土地登記謄本、未登記ノ土地ニ付テハ土地臺帳謄本、請求地ニ於ケル鑛床ノ關係圖、關係地實測圖及土地所有者ト交渉シタル始末書ヲ添附スヘシ但シ交渉ヲ爲スコト能ハサルトキハ其ノ事由書ヲ以テ始末書ニ代フルコトヲ得
- 第六十八條第二項乃至第六項ノ規定ハ第一項ノ裁決ノ申請ノ場合ニ之ヲ準用ス
- 第九十五條 砂鑛法施行細則第十六條及第十七條ノ規定ハ昭和九年法律第三十七號附則第七項ノ規定ニ依ル裁決ノ申請及訴願ノ場合ニ之ヲ準用ス
- 第九十六條 昭和十五年法律第百二號附則第四條ノ規定ニ依ル願書ニハ左ノ書類ヲ添附スヘシ

- 一 事業ノ現状ヲ詳記セル書類
- 二 昭和十五年法律第百二號(第十條ノ改正規定ヲ除ク以下之ニ同シ)施行ノ際現ニ明礬石、螢石、石棉又ハ炭化水素ヲ主成分トスル天然瓦斯(含油層ト密接ノ關係アル可燃質天然瓦斯ヲ除ク以下之ニ同シ)ヲ掘採スル者又ハ其ノ承繼人タルコトヲ證スル書類
- 三 法人ニ在リテハ定款

- 願書ニ添附スヘキ圖面ニハ第十九條第一項ニ掲グル事項ノ外昭和十五年法律第百二號施行ノ際現ニ明礬石、螢石、石棉又ハ炭化水素ヲ主成分トスル天然瓦斯ヲ掘採スル區域ト出願區域トノ關係ヲ明示スヘシ
- 第一項ノ願書ニシテ第十條ノ規定ニ依リ鑛種ノ名稱ヲ更正セントスルモノナルトキハ前項ノ規定ニ準シテ調製シタル圖面ヲ添附スヘシ
- 第九十七條 昭和十五年法律第百二號附則第五條又ハ第八條ノ規定ニ依ル願書ニハ其ノ旨ヲ記載シ且之ニ添附スヘキ圖面ニハ新區域カ舊區域ト異ルトキハ其ノ關係ヲ明示スヘシ
- 第九十八條 昭和十五年法律第百二號附則第七條第二項ノ規定ニ依ル申請書ニハ左ニ掲ク

ル事項ヲ記載スヘシ

一 申請人ノ氏名又ハ名稱及住所

二 土地ノ所在、地目及面積

三 土地所有者ノ氏名又ハ名稱及住所

四 鐵業權ノ登録番號

五 申請ノ目的及理由

前項ノ申請書ニハ昭和十五年法律第百二號施行ノ際現ニ明礬石、螢石、石棉又ハ炭化水素ヲ主成分トスル天然瓦斯ノ掘採ニ付土地所有者ニ支拂フ代價ニ關スル契約又ハ慣習ヲ證スル書面竝ニ土地登記謄本、未登記ノ土地ニ付テハ土地臺帳謄本、請求地ニ於ケル鐵床ノ關係圖、關係地實測圖及土地所有者ト交渉シタル始末書ヲ添付スヘシ但シ交渉ヲ爲スコト能ハサルトキハ其ノ事由書ヲ以テ始末書ニ代フルコトヲ得

第六十八條第二項乃至第六項ノ規定ハ第一項ノ裁決ノ申請ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九十九條 砂鐵法施行細則第十六條及第十七條ノ規定ハ昭和十五年法律第百二號附則第

九條ノ規定ニ依ル裁決ノ申請及訴願ノ場合ニ之ヲ準用ス

第百條 昭和十五年法律第百二號附則第十條但書ノ規定ニ依リ試掘權ノ存續期間ノ延長ヲ

申請セントスル者ハ當該試掘權ノ存續期間滿了ノ日前六月乃至一年以内ニ左ニ掲クル事

項ヲ記載シタル申請書正副二通ヲ商工大臣ニ提出スヘシ

一 試掘權者ノ氏名又ハ名稱及住所

二 試掘權ノ登録番號

三 鐵區所在地

四 申請ノ理由

五 試掘權存續期間中ニ於ケル各年別稼行實績

第百一條 商工大臣試掘權ノ存續期間ヲ延長スヘキモノト決定シタルトキ又ハ前條ノ規定ニ依ル申請ヲ理由ナシト決定シタルトキハ其ノ旨ヲ試掘權者ニ通知スヘシ

第百二條 昭和十五年法律第百二號附則第十二條第二項ノ規定ヲ適用スル場合ニ於テハ第

三十六條第一項及第三十六條ノ二ノ改正規定ニ拘ラス仍從前ノ規定ヲ適用ス

第百三條 昭和十五年法律第百二號附則第十二條第三項又ハ第四項ノ規定ヲ適用スル場合ニ於テハ第三十一條ノ二ノ改正規定ニ拘ラス仍從前ノ規定ヲ適用ス

第四百條 本則施行ノ際現ニ隣接スル鑛區(昭和十五年法律第百二號附則第十二條第三項若ハ第四項ノ規定ニ依ル出願又ハ本則施行前試掘權存續期間中同種ノ鑛物ニ付爲シタル採掘出願ノ出願地ノ中舊試掘鑛區ニ該當スル部分ヲ含ム本條ニ於テ以下同シ)ノ間ニ從前ノ第十八條ノ規定ニ依ル距離ヲ存スル場合ニ於テ本則施行ノ日ヨリ六月以内ニ其ノ鑛業權者(昭和十五年法律第百二號附則第十二條第三項若ハ第四項ノ規定ニ依ル出願又ハ本則施行前試掘權存續期間中同種ノ鑛物ニ付爲シタル採掘出願ノ出願人ヲ含ム本條ニ於テ以下同シ)カ増區出願ヲ爲シタルトキハ其ノ鑛區ノ境界ヨリ隣接スル鑛區ニ達スル距離ノ半ニ至ル區域ニ付テハ他ノ鑛業權者ニ對シ優先權ヲ有ス

第十八條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル増區出願アリタル場合ニ之ヲ適用スルコトヲ妨ケス

附 則

(昭和十六年五月十四日商工省令第四十二號)

本令ハ昭和十六年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

様式第一號

何鑛試掘許可願

何府縣郡市町村大字何

面積何坪

右箇所ニ於テ何鑛試掘許可相成度圖面相添此段相願候也

住所

出願人 氏

名(名稱)印

年 月 日

何鑛山監督局長氏名殿

注意 一 圖面五葉ヲ添附シ適宜契印スヘシ

二 共同出願ノ場合ハ願書ト共ニ連署シタル代表者選定ノ届書ヲ差出スヘシ願書ニ代表者ヲ表示シテ届出ニ代フルコトヲ得

様式第二號 (採掘ニ在リテハ正副二通)

鑛業法施行細則

鑛業法施行細則

何鑛試掘(採掘)出願地増減區(増區、減區)願

何年何月何日出願

何府縣郡市町村內何鑛試掘(採掘)出願地何坪

増區 何郡市町村大字何

面積何坪

減區 何郡市町村大字何

面積何坪

合計(又ハ差引)何坪

右試掘(採掘)出願地變更許可相成度圖面相添此段相願候也

住所

年 月 日

出願人 氏

名(名稱)印

何鑛山監督局長(商工大臣)氏名殿

注意 一 圖面ハ試掘ニ關シテハ五葉採掘ニ關シテハ六葉ヲ添附シ適宜契印スヘシ

ニ 代表者ニテ出願スル場合ハ決議書又ハ之ニ相當スル書面ヲ添附スヘシ

様式第三號(採掘ニ在リテハ正副二通)

何鑛試掘(採掘)鑛區増減區(増區、減區)願

何府縣(郡)試掘(採掘)權登錄第何 號

何府縣郡市町村內何鑛試掘(採掘)鑛區何坪

増區 何郡市町村大字何

面積何坪

減區 何郡市町村大字何

面積何坪

合計(又ハ差引)何坪

右試掘(採掘)鑛區變更許可相成度圖面相添此段相願候也

住所

試掘(採掘)權者 氏

名(名稱)印

年 月 日

鑛業法施行細則

鑛業法施行細則

何鑛山監督局長(商工大臣)氏名殿

注意事項 様式第二號ニ同シ

様式第四號 (採掘ニ在リテハ正副二通)

何鑛試掘(採掘)鑛區改正願

何府縣(郡)試掘(採掘)權登錄第何 號

何府縣郡市町村内何鑛試掘(採掘)鑛區何坪

增區 何郡市町村大字何

面積何坪

減區 何郡市町村大字何

面積何坪

合計(又ハ差引)何坪

右試掘(採掘)鑛區ニ關スル何號御命令ノ通改正許可相成度圖面相添此段相願候也

住所

試掘(採掘)權者 氏 名(名稱)印

年 月 日

何鑛山監督局長(商工大臣)氏名殿

注意 圖面四葉ヲ添附シ適宜契印スヘシ

様式第五號 (採掘ニ在リテハ正副二通)

試掘(採掘)鑛種名更正願

何府縣(郡)試掘(採掘)權登錄第何 號

右試掘(採掘)權ノ鑛種ハ何鑛トシテ登錄相成候處何鑛ト更正許可相成度別紙理由書相添

此段相願候也

住所

試掘(採掘)權者 氏 名(名稱)印

年 月 日

何鑛山監督局長(商工大臣)氏名殿

鑛業法施行細則

鑛業法施行規則

様式第六號 (採掘ニ在リテハ正副二通)

試掘(採掘)出願人變更届

何年何月何日出願

何府縣郡市町村内何鑛試掘(採掘)出願地何坪

右試掘(採掘)出願人何某ニ變更致候間新舊出願人連署此段届出候也

住所

年 月 日

住所

舊出願人氏

名(名稱)印

新出願人氏

名(名稱)印

何鑛山監督局長(商工大臣)氏名殿

注意 一 新出願人二人以上トナル場合ニハ届書ト共ニ連署シタル代表者選定ノ届書ヲ差出ス

ヘシ但シ本届書ニ代表者ヲ表示シテ届出ニ代フルコトヲ得

二 舊出願人代表者ニテ届出ヲ爲スニハ決議書又ハ之ニ相當スル書面ヲ添附スヘシ

様式第七號 (採掘ニ在リテハ正副二通)

試掘(採掘)出願相續届

何年何月何日出願

何府縣郡市町村内何鑛試掘(採掘)出願地何坪

右試掘(採掘)出願人何某死亡(其ノ他相續ノ原因ヲ記載ス)ニ因リ相續致候間戸籍抄本

(又ハ相續ニ關スル證明書)相添此段届出候也

住所

相續人氏 名 印

年 月 日

何鑛山監督局長氏名殿

様式第八號 (採掘ニ在リテハ正副二通)

共同試掘(採掘)出願人脱退届

何年何月何日出願

鑛業法施行細則



鑛業法施行規則

何府縣郡市町村內何鑛試掘(採掘)出願地何坪  
右共同出願人何某何(脫退ノ原因ヲ記載ス)ノ爲脫退致候間別紙何(脫退ノ原因ヲ證スル  
書面)相添此段届出候也

住所

代表者氏 名(名稱)印

年 月 日

何鑛山監督局長氏名殿

様式第九號 (正副二通)

何鑛採掘許可願

何府縣郡市町村大字何

面積何坪

右箇所ニ於テ何鑛採掘許可相成度圖面竝鑛床説明書相添此段相願候也

住所

出願人氏 名(名稱)印

年 月 日

商工大臣氏名殿

注意事項 様式第一號ニ同シ但シ圖面五葉トアルハ圖面六葉トス

様式第十號(正副二通)

何鑛採掘出願地(鑛區)訂正願

何年何月何日出願(何府縣(郡)採掘權登錄第何號)

何府縣郡市町村內何鑛採掘出願地(鑛區)何坪

增區 何郡市町村大字何

面積何坪

減區 何郡市町村大字何

面積何坪

合計(又ハ差引)何坪

鑛業法施行細則

右採掘出願地(鑛區)訂正許可相成度圖面竝訂正理由書相添此段相願候也

住所

出願人(採掘權者)氏 名(名稱)印

年 月 日

商工大臣氏名殿

- 注意
- 一 圖面五葉ヲ添附シ適宜契印スヘシ
  - 二 鑛業法第二十五條ニ依ル出願ノ場合ハ理由書ヲ要セス但シ此ノ場合ニ於テハ命令第何號ニ依ルモノナルコトヲ記載スヘシ

様式第十一號 (正副二通)

何鑛採掘鑛區合併願

一 何府縣(郡)採掘權登錄第何 號

何府縣郡市町村內何鑛採掘鑛區何坪

一 何府縣(郡)採掘權登錄第何 號

何府縣郡市町村內何鑛採掘鑛區何坪

合計何坪

右鑛區合併許可相成度圖面竝合併理由書相添此段相願候也

住所

採掘權者 氏 名(名稱)印

年 月 日

商工大臣氏名殿

- 注意
- 一 圖面四葉ヲ添附シ適宜契印スヘシ
  - 二 抵當權ノ設定アル場合ハ抵當權者ノ承諾書ヲ添附スヘシ
  - 三 二以上ノ抵當權ノ登錄アル場合ニハ承諾書ノ外抵當權ノ順位ニ關スル協定書ヲ添附スヘシ
  - 四 代表者ニテ出願スル場合ハ決議書又ハ之ニ相當スル書面ヲ添附スヘシ

様式第十二號 (正副二通)

鑛業法施行細則

鑛業法施行規則

何鑛採掘鑛區分割願

何府縣(郡)採掘登錄第何 號

何府縣郡市町村內何鑛採掘鑛區何坪

此分割

何府縣郡市町村內

面積何坪

何府縣郡市町村內

面積何坪

右鑛區分割許可相成度分割圖面並分割理由書相添此段相願候也

住所

採掘權者 氏

名(名稱)印

年 月 日

商工大臣氏名殿

注意 一 圖面ハ分割區域毎ニ各四葉ヲ調製シ願書ニ添附シテ適宜契印スヘシ

二 其ノ他ノ注意事項ハ樣式第十一號中二、三、四號ニ同シ

樣式第十三號 (正副二通)

鑛業法第三十六條ニ依ル何鑛採掘鑛區訂正願

何府縣(郡)採掘權登錄第何 號

何府縣郡市町村內何鑛採掘鑛區何坪

增區 何府縣郡市町村內

面積何坪

合計何坪

右鑛區ノ鑛床ハ何府縣(郡)採(試)掘權登錄第何號何鑛採(試)掘鑛區ノ未採掘鑛床ト連絡シ且該鑛區ノ目的タル鑛床ト異ナルニ依リ訂正許可相成度別紙圖面、鑛床圖、鑛床説明書及訂正區域內鑛業權者ノ承諾書(鑛業法第九十條ノ規定ニ依ル裁決書若ハ判決書ノ謄本)並訂正理由書相添此段相願候也

住所

鑛業法施行細則

鑛業法施行規則

探掘權者 氏 名(名稱)印

九〇

年 月 日

商工大臣氏名殿

注意 一 鑛區圖、鑛床圖各四葉ヲ添附シ適宜契印スヘシ

二 隣接鑛業權者ノ連署書アルトキハ承諾ノ提出ヲ要セス

樣式第十三號ノ二 (正副二通)

鑛業法第三十六條ニ依ル何鑛探掘鑛區增區願

何府縣(郡)探掘權登錄第何 號

何府縣郡市町村內何鑛探掘鑛區何坪

增區 何府縣郡市町村內

面積何坪

合計何坪

右鑛區ヨリ何府縣(郡)探(試)掘權登錄第何號何鑛探(試)掘鑛區へ掘進致度ニ付增區許可

相成度別紙圖面、鑛床圖、鑛床說明書竝隣接鑛業權者及抵當權者ノ承諾書相添此段相願候也

住所

探掘權者 氏 名(名稱)印

年 月 日

商工大臣氏名殿

注意事項 樣式第十三號ニ同シ

樣式第十四號 (試掘出願ニ付テハ五葉探掘出願ニ付テハ六葉)

何鑛試掘探掘鑛區圖 縮尺 何分ノ一

年 月 日出願

住所

出願人 氏 名 印

何府縣國何郡市何町村

鑛業法施行細則

九一